

厚岸町議会 第4回定例会

令和5年12月6日
午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、2番、室崎議員、3番、佐藤議員を指名いたします。
- 議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。
- 堀委員長 去る12月4日午前10時から、第8回議会運営委員会を開催し、令和5年厚岸町議会第4回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告を申し上げます。
議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告であります。
委員会関係の案件については、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書、3常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書であります。
議会からの提出案件は、会期の決定であります。
意見書案については、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書が提出されており、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
議案第86号から議案第93号までは、令和5年度の各会計補正予算8件であります。
審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。
議案第94号から議案第96号の一般議案3件、議案第97号から議案第100号までの条例の一部改正4件及び議案第101号の条例の廃止1件については、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
一般質問通告者は、7名であります。
本定例会の会期は、12月6日から8日までの3日間に決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日12月6日から12月8日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月6日から12月8日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

- 議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和5年9月4日開会の第3回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

なお、今般、釧路公立大学事務組合議会、釧路東部消防組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えてありますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第6、定期監査報告を議題といたします。

今般、監査委員から、別紙のとおり定期監査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第7、議案第86号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算、議案第87号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第88号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第89号 令和5年度厚岸町下水道事業

特別会計補正予算、議案第90号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第91号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第92号 令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第93号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第86号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）から、議案第91号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第92号 令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容について、お配りしてある提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第93号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（大野議員） 本8件の審議方法について、お諮りいたします。

本8件の審議につきましては、議長を除く11人の委員をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本8件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前10時09分休憩

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第8、これより一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっておりますので、5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 第4回定例会にあたり、4項目一般質問いたします。

私は、厚岸町の子どもたちが1人でも多く泳げるようにと願っております。そんな思いから、温水プールの運営についてお尋ねをいたします。

温水プールのスタッフの皆さんは、コロナ禍で利用者が減となっていますが、懸命に利用者増に努めておられます。現在、利用の実態はどのようになっているのかお尋ねいたします。特に児童生徒の利用状況について説明をしてください。

厚岸は海に面しており、子どもたちが1人でも多く泳げるように温水プールを活用すべきと考えます。

現在、着衣のままで溺れない授業に取り組まれています。もっと泳ぐ訓練を取り入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2項目目です。温水プールの木質バイオマス整備事業について質問いたします。

今年度の予算に木質バイオマス整備事業で実施設計374万円が計上されています。

また、第4次実施計画では総体事業費が1億9,838万円となっています。

この整備事業の目的と事業内容を説明してください。

また、総体事業費の内訳と財源の内訳も説明してください。

さらに、この事業による費用対効果をどのように捉えておられるのか質問いたします。

3項目目です。児童・生徒の朝ごはんを食べる運動の強化について質問をいたします。

令和5年度全国学力・学習調査で毎日朝ごはんを食べていますかのアンケート調査で小学校、中学校いずれも全国・全道平均を下回りました。

中学校は全国で91.2%、本町が82.4%で、マイナス8.8%です。小学校は93.9%に対し89.1%で、マイナス4.8%です。本町は教育委員会が中心となり、国民運動で推進している「早寝早起き朝ごはん運動」を展開しておりますが、この結果に驚いております。

この結果をどのように評価しているのかお尋ねいたします。

学力向上や健康な体力づくりのために、朝ごはんを食べる運動を強化すべきと考えます。

今後どのような対応をされるのかお尋ねいたします。

4項目目です。小・中学校の給食会計について、2点質問いたします。

昨今、物価の高騰が顕著で、特に食品、食材費が値上がりしています。

令和５年度給食会計の食材費です。当初予算を計上していますが、充分なのでしょうか。その実態を説明してください。もし不足であれば補填すべきではないでしょうか。

２点目です。保育所の給食費は食材費を含め公会計です。

現在、小中学校の給食食材費は私会計となっており、監査も給食センター運営委員会が実施されています。

今日、食材費も町助成となった今、公会計にするべきと私は考えます。給食センター運営委員会の負担軽減や会計の透明性を勘案し、公会計にすべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、１回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狹町長） おはようございます。

７番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、２点目の温水プールの木質バイオマス整備事業についてのうち、ア、イについてお答えいたします。他のご質問につきましては、後ほど教育長から答弁があります。

初めに、アの整備事業の目的と事業内容についてであります。町では、令和３年３月にゼロカーボンシティを表明し、令和５年３月に策定した厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画に基づき施策を推進しております。

令和５年度に実施している具体的な施策については、役場庁舎における再生可能エネルギー利用推進のため、太陽光パネル設置による発電設備設置事業者からの電力購入や会議室等の照明器具のＬＥＤ化と、公用車における省エネルギー化の推進のため、電気自動車２台とプラグインハイブリット車１台を導入するとともに、令和６年度に温水プールに整備予定の木質バイオマスボイラーの実施設計に着手しております。

目的については、木質バイオマスボイラーを導入することにより、二酸化炭素の排出量を削減し、ゼロカーボン、脱炭素社会の実現を目指すことであります。

木質バイオマスにおいても化石燃料と同様、燃焼により二酸化炭素は発生しますが、伐採後に森林を更新することで、樹木の生長過程で再び二酸化炭素が吸収されるため、大気中の二酸化炭素濃度には影響を与えないとされていることから、本ボイラー導入による二酸化炭素排出量の削減効果は大きいものと考えております。

また、伐採・燃料チップの製造・流通を地域内で循環させ、地産地消を推進することで、雇用の拡大と地域経済に寄与できると考えております。

事業内容については、温水プールの屋外に建屋を建設し、その内部に燃料チップ貯蔵庫と３００キロワットの木質バイオマスボイラー２基を設置する計画としております。

複数のボイラーを設置することで、使用状況に合わせた負荷制御ができ、エネルギ

一効率を高めることが可能となります。

次に、イの総体事業費と財源内訳についてであります。現在、実施設計を行っているところであり最終的な事業費ではありませんが、ご質問にある第4次3カ年実施計画掲載の内容は、丸太乾燥試験が203万5,000円、実施設計が357万2,000円、建屋建設とボイラー設置が1億9,261万円、事務費が16万8,000円で、総事業費は1億9,838万5,000円であります。

財源内訳については、国の林業・木材産業構造改革事業補助金が7,987万2,000円、道の新エネルギー設備導入支援事業等補助金が5,246万4,000円、町負担が6,604万9,000円であり、事務費を除いた6,588万1,000円は森林環境譲与税を活用する予定であります。

私からは、以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） おはようございます。

私からは、1点目の子ども達が1人でも泳げるように及び2点目の温水プールの木質バイオマス整備事業についてのうち、ウの整備事業による費用対効果、3点目の朝ごはんを食べる運動の強化、4点目の学校給食会計についてお答えいたします。

初めに、1点目の厚岸町の子ども達が1人でも多く泳げるようにのうち、（1）の現在、利用実態はどのようになっていますか。特に児童生徒の利用状況はについてであります。令和5年度の利用者総数は、コロナ禍以前の令和元年度と比較して1,501人少ない6,751人で、そのうち、児童生徒の利用者数は、全体の約43%にあたる2,927人となっております。

次に、（2）の子どもたちが1人でも多く泳げるように、もっと泳ぐ訓練を取り入れては、についてであります。温水プールでは、令和3年度に水泳の指導員を採用し、年齢やレベルに合わせた水泳教室を開催しており、令和5年度は、着衣泳教室を2回開催し、延べ28人が参加したほか、児童生徒を対象とした、水泳教室を5教室、73回、延べ445人が参加しております。

令和6年度以降においても、引き続きより多くの児童生徒が泳げるよう、着衣泳教室や水泳教室を開催するとともに、指導内容の充実に努めてまいります。

続いて、2点目の温水プールの木質バイオマス整備事業についてのうち、ウの事業による費用対効果をどのように捉えていますかについてであります。現在、温水プールでは、4月から11月までの8カ月の開館で、令和4年度実績で年間約840万円の重油を使用しておりますが、木質バイオマスボイラーを導入した場合、同程度の金額で約1年分の燃料費を賄えると試算されており、ランニングコストの削減につながると捉えております。

そのため、ランニングコストの削減によって、今まで閉館していた冬期間の開館が可能となり、利用者の水泳に接する機会が増えることで、より一層、町民の健康増進につながると考えております。

続いて、3点目の児童・生徒の朝ごはんを食べる運動の強化をのうち、アのこの結

果をどのように評価していますかについてであります。調査対象者となった当町の小学校6学年、中学校3学年とも、朝食の摂食率が全国・全道平均を下回る結果となったことは、児童生徒の生活習慣に乱れが生じている事を示しており、心身の健康保持の観点からも放置できない結果であると評価しております。

次に、イの学力向上や健康な体力づくりのためにも朝ごはんを食べる運動について強化すべきではについてであります。教育委員会といたしましては、ホームページで早寝早起き朝ごはん運動の大切さを啓発しているほか、特に生活リズムが乱れやすい夏休みや冬休みの期間中にIP告知端末を通じて周知・啓発に努めております。

朝ごはんの摂取を含め、子どもたちの生活リズムの問題は、学校や児童生徒ばかりではなく、保護者の理解を得ることが何よりも重要であると考えますので、例年行っている小学校入学前の保護者説明会をはじめ、各校で発行する学校だよりや家庭教育講座などを強化し、規則正しい生活の重要性について様々な機会を通じて早寝早起き朝ごはん運動の推進に努めてまいります。

続いて、4点目の小・中学校の給食会計についてのうち、(1)の昨今の物価高騰で食材費は充分なのか、不足であれば補填すべきではについてであります。令和5年度の学校給食費は、ロシアによるウクライナ侵攻や円安に伴う国内の物価高騰により、1食あたりの給食費は、前年度比で小学校では15円増の227円、中学校では16円増の277円としたところであります。

今年度においても、副食の肉類、野菜類、その他調味料の価格が高騰しておりますが、当町の学校給食は、文部科学省が示す学校給食摂取基準を下回らないよう、栄養教諭が栄養バランスを考え、副食の具材を変更するなどし、学校給食会計と一般会計の予算内で当初計画どおり対応しております。

しかしながら、今後の物価高騰により、最終見込みでは副食で15%程度の上昇を想定しているところであります。学校給食会計と一般会計予算の地場産品食材料での対応を考えており、さらなる物価高騰の場合は、今後の補正予算で対応させていただくことも考えておりますので、ご理解願います。

次に、(2)の給食費の公会計化についてであります。当町の学校給食費は、厚岸町学校給食センター管理条例第5条の規程により、学校給食費の額と徴収については教育委員会が定めることとされ、厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則により取扱いに関し必要な事項を定め、会計事務については学校給食センターで行い厚岸町学校給食センター運営委員会の委員のうちから互選された監査2名によって監査し、その結果を教育委員会に提出しています。

令和元年7月31日に、文部科学省から学校給食費等の徴収に関する公会計化の推進についての通知があり、その後、釧路管内の市町村においては公会計化が進み、本年4月現在において私会計は当町のみとなっております。

学校給食費の管理の効率化や管理における透明性の向上から、当町においても令和6年4月からの公会計化に向け事務を進めておりますのでご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 子どもたちが1人でも泳げるようにについて、再質問いたします。

まず、利用状況。利用の実態につきましては、答弁でよく分かりました。現在、温水プールのほうでは水泳専門指導員の方をはじめ、スタッフの皆さん、本当に積極的に水泳が好きになるように指導されており、その熱意のほうは利用者の皆さんに評価されております。今後も一生懸命頑張りたいと思います。

一つだけ提案をさせていただきます。プールを利用されている方々には、健康増進にも役立つと、深く理解をされているところでございますが、やはりプールの利用率を上げるためにも、広く町民へのアピール、利用者増に努めるべき、そういう努力をするべきだと思いますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） お答えをさせていただきます。

今、御質問にありましてとおり、令和3年度以降につきましては、専門の指導員を採用いたしまして、利用については4年度、5年度と増加しているということでございます。その内容については、水泳教室等の充実、それと幅広い年齢に対応したきめ細やかな教室の開催ということもあります。

御質問の今後のアピールにつきましては、答弁にもございましたが、広報はじめ、I P告知端末等を活用しながら、広くこの専門の指導員が優しく丁寧に指導できるよということで、利用者の方にはたくさん利用していただけるように、引き続きPRの強化に努めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 子どもたちのプールの利用についてです。子どもたち、限られた授業時間、学校での教育の時間というのは限られていると思うのです。そして、着衣のままでは溺れない授業に取り組まれている、このことは本当に大切なことだと思います。子どもたちが、私は1人でも多く泳げるように、学校側ともいろいろと協議をするべきではないか、教育委員会として取り組む上では。さきの答弁では、プールは一生懸命やりますよという話でした。親御さんもそうでしょうけれども、やはり教育委員会として、保護者、学校との連携というものができてこない。この辺については、プールの利用、子どもさんが当然プールに行くには親御さんの了解もいるだろうし、送り迎えも発生します。そういう意味では、やはり教育委員会として一考を要するべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、議員のおっしゃるとおりだと思います。学校のほうでは、町内の小中学校、年間6時間から8時間くらいの実施となっていてまして、それぞれの学年、総授業実数があるのですけれども、その中でもやはり限られた時間の中

で行うということになっております。この授業の中で子どもたちに泳ぐことの楽しさ、そこはしっかり実感できるような授業にしまして、子どもたちが体育の授業だけではなくて、家に帰ってからもプールを利用できるような、そういう意欲の喚起と言いますか、そういうところを促していくようなところを学校のほうにも指導・助言、教育委員会としても図っていききたいなというふうに考えております

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 温水プールの木質バイオマス整備事業について再質問をいたします。

整備事業の目的、総体事業費、財源内訳につきましては、答弁でおおむね分かりました。

事業の内容でございます。令和4年度の重油代が840万円と答弁がありました。同額くらいで冬期間も運用できる300キロワットの木質バイオマスボイラー2基を設置することで、プールの温度調整、プールの加温ができるというふうに理解したのですが、そのことは分かりました。それでは、施設全体の暖房のほうも含まれているのでしょうか。今回の改修工事では、プールの温度を上げるだけなのでしょうか。それとも、今回の工事で施設全体の加温も考えてるか。この辺について説明してください。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 現在、施設全体は重油のボイラーということで運用しております。これを全て木質ボイラーに置き換えますので、当然プールの加温を含めた施設全体のボイラーとなるところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 分かりました。

そうすると、プールの水だけではなくて、全体だよという理解でいいのですね。

次にまいります。総事業費1億9,838万5,000円、そのうち、答弁では国から7,987万2,000円、この数字を割り返しますと、40.3%になります。道が5,246万4,000円、26.4%、道が補助。そして、残り厚岸町は6,604万9,000円、約33.3%、町が負担となり、このうち旅費を除いた6,588万1,000円は森林環境譲与税を活用すると答弁がありました。国と道の補助、7割近いものが補助されるわけですが、この財源確保につきましては、私は評価すべきことと思います。

その上でお尋ねをさせていただきます。森林環境譲与税の基金の残高ですが、私の試算では、令和5年度末で、たしか4,461万3,310円と試算をしておりました。そうしますと、足りないのです。突っ込みますよと言っているのだけれども、4,400万円です。この差額、恐らく令和6年度にも5年度末で積むお金がある、6年度に来る分を充用させるのかなと考えますが、この差額について、もう少し詳しく説明をして

ください。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 令和5年度末の基金残高見込みは、今議員おっしゃるとおり4,461万3,310円となっております。北海道の試算によりますと、令和6年度の森林環境譲与税は2,440万円が見込まれております。合わせますと、令和6年度の基金残高が6,901万3,310円となります。これでこの事業を運用するということになっております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 充当は分かりました。基金の大部分をこの事業に繰入をする、いつか大きく財源を貯めて、町のために基金を充当するよという部分で、今回、この木質バイオマスボイラーのお金に投入、基金の大部分、6年度分も見込んで繰入をするわけですが、この繰入をする理由について、もう少し詳しく説明してください。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 基金をこの木質バイオマスボイラーの事業へ繰入する理由としましては、森林環境譲与税の目的として、森林の整備または林業の振興のための施策の財源に充てることと規定されております。さらに、既存の林業の施策予算に充当するのではなく、新規の施策あるいは事業量を確実に増加させる施策に充てることとなっております。

このため、森林環境譲与税の趣旨に合致した活用として、今回木質バイオマスボイラーの整備事業により、木材利用の促進を進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 私は森林、林産業について、従来のものに充当されるのかなという部分が、どっちかという税金を投入、せっかく積んできているから植林だとか、そういうものと思ったのですけれども、従来のもの以外のものということであれば、やむなしというふうに判断をいたしました。

次にまいります。この整備事業の費用対効果でございます。厚岸町の負担分が6,604万9,000円を拠出して取り組む事業。そのうち、6,588万1,000円、森林環境譲与税を投入されるよと。バイオマス事業に取り組まれるのですけれども、改めて、環境譲与税を投入して、ほとんどのものをここに投入して、この事業に取り組むのですけれども、バイオマス事業に取り組む意義と言うのですか、なぜ全部ここなのかと、今回のバイオマス事業なのか、改めて、その理由について説明をしてください。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 本事業の意義としましては、最も重要な目的としては、やはり二酸化炭素の排出量を削減して、ゼロカーボン、脱炭素社会の実現を目指すことということです。そのほかにも、木材の伐採、燃料チップの製造や流通を地域内で循環させ、地産地消を推進することで雇用の拡大や地域経済に寄与することと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 バイオマス事業実施にあたり、8,400万円程度のチップ製造業者が必要となりますよね。当然チップを燃やすわけですが、さっきの説明でもあったのですけれども、このチップ製造業者は、私は町内業者を活用されると思いますが、その業者の選定や、その事業の概要、雇用についても答弁がありました。今分かる範囲で、どのような内容なのか説明をしてください。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 現在、重油の運用が840万円かかっております。この840万円をチップの製造・運搬等を含めまして考えていこうというところでございます。

なお、燃料チップの製造は、町内では現在行われておりませんので、林地未利用材を活用したおが粉製造しております、今厚岸町の森林組合でチップの製造委託を計画しております。なお、森林組合の聞き取りによりますと、この製造・運搬に、受託にもしか決まったときにあたっては、従業員を新たに1名雇用したいという希望でいるというふうに聞いておるところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 粗々聞いてきたのですけれども、今回この事業に取り組まれる、英断をしなければならないというふうに思います。もし、この本事業を始めたら、厚岸町は途中で簡単にやめるようでは委託業者困ると思うのです。その体制を整えるわけですから。一度取り組まれたら、事業の継続、むしろ拡充をしていくくらいの腹づもりが必要と考えますが、この辺についてはいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） この事業を実施するにあたりまして、議員おっしゃるとおり、事業を開始すると簡単に中断はできないと考えております。少なくともボイ

ラーの耐用年数であります15年間は最低限継続してまいりたいと考えております。

事業の拡大につきましては、現在のところ予定はございません。木質バイオマスボイラーの整備事業は、最も化石燃料を使用している公共施設をターゲットにしたもので、再エネ導入計画においても、この温水プールを整備する予定というふうになっているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 3項目目でございます。児童・生徒の朝ご飯を食べる運動の強化について再質問いたします。

正直、教育委員会が中心となって朝ご飯を食べる運動、スローガンに掲げている。結果を見て、びっくりいたしました。ですけれども、問題意識を持って取り組むという答弁がありました。しっかり取り組んでいただきたいと思います。ただ、朝ご飯を食べさせるのは、子どもは食べる部分で、やはり保護者の理解が必要だと思えます。

1人でも多く、子どもたちが朝ご飯を食べるように、教育委員会としても努力をしていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

今おっしゃられたとおり、答弁にもありましたとおり、児童・生徒のほかに、やはり朝食を用意する親の認識というものが非常に大切になってくると考えております。教育委員会としては、やはり、まず家庭教育分野においては生涯学習課がそういう授業、家庭教育関係の授業がございますので、その他、他課にまたがる部分も連携を図りながら、できるだけ朝食の大切さというものを広く分かっていただけるよう、引き続きこの事業展開に力を入れていきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 4項目目です。小中学校の給食会計についてお尋ねをいたします。

現時点で予算内で対応しておりますが、年度末までに副食費で15%ほどの上昇が想定されると答弁がございました。学校給食会計と地場産品食材費の充当でクリア、これから年度末までの間、短い間なのですけれども、その分を学校給食会計と、それから地場産品食材費の充当でという答弁があったのですけれども、さらには、物価高騰のときは補正対応を考えているという答弁でございました。そういう認識でよろしいのでしょうか。まず確認をさせてください。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

本定例会の補正予算計上で、教育費の小学校費で学校給食支援で91万7,000円、中学校費の学校給食費で61万1,000円の増額補正ということでさせていただいております。この内容につきましては、地元食材に触れるふるさと教育の機会の増加分で、地場産品の食材料費の分でございます。

ご質問者おっしゃるとおり、学校給食会計と地場産品食材費で賄うということで想定をしております。今後さらなる物価高騰の場合は補正対応ということですが、これはご質問者おっしゃるとおりでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 非常に素早い手立てだと思うのです。今後についても、この表を見させていただいたのですけれども、スタッフの皆さん、それから子どもたちが何より喜んでいただけるのではないかなと。財源がなければ、やはり十分な昼食というのは取れないだろうと思いますので、そういう意味ではしっかり対応していただいて、頑張りたいと思います。

ちょっと確認をしたいのですけれども、ただいまの答弁でもあったのです。補正予算のほうに小学校で91万7,000円、中学校で61万1,000円、合わせますと152万8,000円の財源が地元食材費ということで一般会計に計上されているのですけれども、いただいた表、この表を見ると、財源不足分は、この後の財源不足121万6,292円です。121万6,297円。対して、152万8,000円の財源充当、31万1,703円オーバーします。これらの関係について説明をしてください。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） ただいま再質問ございました影響額、121万6,297円につきましては、昨年同様のメニューとした場合で、同じ副食の食材を使用した場合、現在の物価高騰の上昇率を乗じて試算した結果、金額がこの影響額、121万6,297円という額を想定してございます。

今回補正計上させていただいております、合わせてになりますけれども、152万8,000円分、これにつきましては、アサリや昆布、しいたけ、極みるくなど、地元産品を使用したふるさと教育の機会の増ということで計上させていただいておりますが、副食分と地元食材の差ということでは、地場産品を使用したふるさと教育の機会の増、これが理由になります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 数字が合わないから質問しているのではないのですよ。はっきり答えてくれたほうがいいのだわ。足りない分は120万円だったけれども、きちんと答弁1回目ですてくれればこんな質問しないのです。計算機たたいて合わないわけだから。地元食材費、より地元のものを高いお金出しても子どもたちに食べさせるのだと。こうい

うことで1回目の答弁できちんと答弁していただきたい、そんな思いでございます。

次にまいります。2点目の公会計についてです。令和6年度から公会計に改正されることが答弁にありました。ぜひ公会計にしていいただきたい。公会計にすることで、事務方のほうも大変だと思うのです。今までと手法が違うわけでございますから。財源のことについては。それで、せっかく資料要求をしております。現在の公会計と私会計、そして今後公会計になる、この資料をつかって説明をしてください。

さらに、事務処理上、今まで規則、答弁にもありました。今までは私会計でやっていた分を規約か何かで定めていたと思うのです。これが規則や事務処理上、どういふふうになるのか、公会計になることによって。それは細かい部分はいいです。こうだったものがこうなりますよ、規則上、町としてのルールあると思うのです。それについて、頭だけでもいいですから、今まではこうだったのだけれども、規約上こうなりますよ、規則がこう変わりますよという説明をしてください。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

まず、要求資料の2になりますが、現状の公会計と私会計ということで、色別にお示しさせていただいております。表でございますけれども、ピンク色の部分、これが公会計、緑色の部分が私会計というようになっております。

初めに、公会計、ピンク色の部分からご説明をさせていただきますが、当町の学校給食においては、要保護、準要保護以外の児童・生徒につきましては、町からの学校給食支援を行い、実質無料化ということになっております。その財源でございますけれども、財源の一部に特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、基金ですね、これを充当させていただいております。

下段の歳出の部分のピンク色の部分でございますけれども、ただいまご説明申し上げました給食費支援、保護者の補助分と支援分となりますけれども、小学校費の補助金という部分ありますが、これで1,240万6,000円、中学校費の補助金で756万9,000円でございます。これを学校を通じて、保護者へ補助するところでございますけれども、保護者が希望する場合は、給食費補助の納入に関する事務を学校長へ委任ということで、学校において給食費の事務が進められているということでございます。

小学校費、中学校費それぞれの欄に賄い材料費ということですが、これは町の一般会計予算で予算措置させていただいております地場産品食材の分で、地場産品食材を活用した給食に関わる経費で、一般会計から支出をしてございます。

次に、緑色の部分の私会計の部分になります。初めに、歳入のほうですけれども、給食会計、私会計ですけれども、小学校費、中学校費の学校給食費助成であります。先ほど公会計の支出で、歳出でご説明させていただきましたけれども、要保護、準要保護以外の児童については、町からの学校給食支援ということで、その助成分が私会計の歳入となり、小学校で1,240万5,096円、中学校で756万8,748円、学校を通じて保護者から徴収か、または学校長への給食費の委任事務による処理において、給食会計の口座に入金するというようになっております。

次に、小学校、中学校それぞれ学校給食費助成外ということでございますが、これについては、要保護、準要保護児童・生徒分で、これについてはそれぞれの助成制度と、支援制度というものがございますので、そちらの分となります。小学校で263万1,384円、中学校では223万6,221円と記載しておりますけれども、こちら、先ほど申し上げた手法で、ご説明させていただいた手法で給食会計のほうに入金ということになります。

次に、教職員ほかと書いた欄がございますけれども、学校職員や外国語指導助手、あと外部からの経営指導に来られる方などの部分でございますけれども、小中合わせて597万2,958円ということになっております。これらについては、学校の事務担当において徴収しますが、これについても学校給食費会計の口座へ入金ということとしております。

次に、下段の緑色の部分になりますが、今、私会計の歳入の部分でご説明申し上げました部分が、そのまま私会計で給食費の食材料費ということで、給食費会計から事業者へ支出するということになっております。

以上が、現在の状況ということになってございます。

次に、どう今後変わるのかでありますけれども、令和6年からの予定になりますけれども、厚岸町では学校給食費を保護者へ支援するという形を取っておりますので、厚岸町からの給食費助成から学校における給食徴収の方法、これについては変更はございません。要保護、準要保護、学校職員などについても変更はございません。

学校が徴収した給食費からの説明となりますけれども、学校は厚岸町が発行した納付書、これにより学校給食費を納入することになりますけれども、その歳入は町の一般会計の予算での歳入で受け入れるということになります。

歳出のご説明をさせていただきますが、今まで私会計で処理をしておりました主食、副食、牛乳の給食食材料費、これについては次年度からは一般会計予算での計上ということで予定をしてございます。

また、これとは別にふるさと給食分の地場産品食材料費については、今年度と同様、一般会計において予算計上をさせていただきたいということで考えております。

以上が、事務の事務処理の流れになりますけれども、私会計から公会計にするということで、これについては事務の透明性というものが図られると考えております。

次に、事務処理上、規則、どう変わるのかということであります。規則についてありますけれども、私会計の事務処理に関して規定している厚岸町学校給食の取扱いに関する規則については、これについては私会計の事務処理に関して規定している部分もございますので、これについては改正ということで、しなければならないと思っております。現在、この規則改正に向けて、事務処理を進めさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

(「いいです」の声あり)

●議長（大野議員） いいですか。

以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、２番、室崎議員の一般質問を行います。

２番、室崎議員。

●室崎議員 先に提出しておりました一般質問通告書に従って、御質問申し上げます。

１点目は、浅口市との友好推進についてであります。

先般、私ども、浅口市にアッケシソウを採勝とする縁で訪問いたしました。そのときに、大西副議長には大変お世話になったのですが、今回この一般質問の準備をしている最中に、前副議長の大西議員が亡くなったという報を受けました。謹んでお悔やみ申し上げる次第でございます。

その大西議員が、６月の定例会で一般質問で厚岸町との厚誼を進め、友好都市協定を早急に結ぶべきであるという趣旨の質問をなさっておりまして、市長はそれに対して積極的な答弁をしておりました。ただ、相手方のあることだからということで断言はしておりませんが、その姿勢を示しておりました。

それを受けてお聞きするわけでございますが、浅口市との友好推進について、現状と今後の展望、町として進める施策はどういうふうに考えているか。

２として、教育委員会は今後どのような施策を進めるか。これについてお聞きいたします。

２問目として、香害、化学物質過敏症についてであります。

今回、教育委員会が香害、化学物質過敏症について実態調査をアンケート調査で行ってくださいました。その結果が既に発表されておりますが、その結果とこれに基づく施策の展開についてお聞きいたします。

２点目としては、これを受けて、町はどのような対策を取ろうとしているのか。これについてお聞きいたします。

以上でございます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） ２番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

１点目の浅口市との友好推進についてのうち、（１）の現状と今後の展望、町として進める施策についてであります。岡山県浅口市は、本州唯一のアッケシソウの自生地、市の天然記念物に指定し、貴重な地域資源として、市民による保護活動や観光ＰＲを行っている自治体であります。

昨年１０月に、厚岸町議会厚生文教常任委員会が浅口市におけるアッケシソウ保護活動等の行政視察を行い、本年１０月には、栗山浅口市長が、表敬訪問と行政視察を兼ねて当町に来町し、私をはじめ、教育長、議長、副議長、厚生文教常任委員長が同席の下、アッケシソウに関する取組について意見交換を行いました。

栗山浅口市長とは、まずは、アッケシソウの保全活動や特産品の牡蠣等、両自治体の共通点での交流事業を推進することで、自治体間の友好関係を深め、お互いの住民意識の醸成を図っていくことの認識で一致しているところであり、今後も、浅口市と

具体的にどのような交流事業を行えるのかの研究も含めて、友好関係を深めてまいりたいと考えております。

(2)のご質問については、後ほど教育長から答弁があります。

以上でございます。

続いて、2点目の香害、化学物質過敏症についてのうち、(1)については、後ほど教育長から答弁があります。

私からは、(2)の町の対策についてであります。今般、教育委員会が実施した香害及び化学物質過敏症に関する実態調査から、香害及び化学物質過敏症の認知度が、保護者及び職員では80%から90%と小中学校よりも格段に高く、大人の世代においては全体的に認知度が高いことが分かりました。

また、実際に香りで具合が悪くなったことがある人の割合は、小中学生のほうが高く、これらの結果から、子ども世代においては、香害及び化学物質過敏症についての認知が少ない反面、実際には、これらによる体調不良を感じることも多くあるという状況が分かりました。

このことにより、より影響を受けやすいとされる子どもへの正しい知識の普及啓発のほか、大人世代においては、香料を使用する際の周囲への配慮に加え、養育者としての目線で、子どもたちの体調管理の一環としての意識付けが重要であると考えます。

具体的な対策の1点目としては、香害及び化学物質過敏症に関する普及啓発の継続であります。

引き続き、町のホームページや広報、ポスター掲示などによる正しい知識の普及啓発を行ってまいります。

また、調査結果を反映した取組として、教育委員会が実施した実態調査の結果を、保育所を利用する児童の養育者にも情報提供し、香害及び化学物質過敏症についての周知に努めてまいります。

対策の2点目は、相談体制の充実であります。

現在まで、町への香害等に関する相談実績はありませんが、香害等に関する正しい知識の情報収集を継続し、相談を受ける保健師の研鑽に努めてまいります。

私からは以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、1点目の浅口市との友好推進についてのうち、(2)の教育委員会は今後どのような施策を進めるか及び、2点目の香害、化学物質過敏症についてのうち、(1)の教育委員会が実施したアンケート調査結果とこれに基づく政策の展開についてお答えいたします。

初めに、1点目の浅口市との友好推進についての(2)教育委員会は今後どのような施策を進めるのかについてであります。令和4年度に厚岸町議会厚生文教常任委員会の視察に海事記念館の職員が随行し、アッケシソウの自生地がある岡山県浅口市において、市民主体のアッケシソウを守る会による自生地の様々な保護活動を視察さ

せていただいたところであります。

この市民主体の保護活動について、町民に知っていただくことを目的とし、10月15日に、その取組に携わっている岡山理科大学の名誉教授と浅口市教育委員会の担当職員を本町へお招きし、講演会を開催いたしました。

教育委員会といたしましては、浅口市教育委員会と引き続きアッケーソウに関する情報交換を行うとともに、ふるさと教育の一環として、オンライン授業での学校間交流も検討しております。

続いて、2点目の（１）香害、化学物質過敏症に関するアンケートの調査結果と施策の展開についてであります。教育委員会では、本年9月11日から29日までの間、学校における香害、化学物質過敏症について現状を把握し、児童生徒及び学校職員の健康維持管理に資することを目的に、町内に通学する小中学生及び保護者、学校職員を対象にアンケート調査を実施しました。

アンケートの回答率は対象者数と比較し、小中学生は94.3%、保護者で29.9%、学校職員で68.9%となっております。

調査では、各対象区分ごとに学校において人工香料で不快に感じたことがあるか、学校で体調不良になったことがあるか、家で毎日使用している香りが付いたものがあるか、香害、化学物質過敏症を知っているか、香りで体調が悪くなる人がいることを知っているか、アルコール消毒液を使用できない人がいることを知っているかを調査しました。

主な結果概要を申し上げますと、学校で人工香料で不快に感じたことがあるかの問いでは、児童生徒の2割弱、学校職員では2割強が不快に感じたことがあると回答がありました。

また、学校で体調不良になったことがあるかの問いでは、全体で1割に満たないものの、体調不良になったことがある児童生徒及び学校職員がいたことが分かりました。

香害・化学物質過敏症を知っているかでは、児童生徒では学年により数値は多少異なりますが、知らないと回答したのは小学生で60.2%、中学生で69.4%、保護者及び学校職員においては、認知度は高いものの、知らないと回答したのは、保護者で約15%、学校職員で約5%という結果でした。

調査結果は、11月に開催した厚岸町校長会と教頭会で報告し、香害及び化学物質過敏症に関して学校だよりでの周知や学校での会議の際に話題にさせていただくこと、化学物質過敏症については、保健や家庭分野の授業において扱うこととされていることから、今回の調査結果も用いながら、授業に取り組んでいただくようお願いしております。

また、11月22日には教育委員会ホームページに調査結果を掲載したところであり、保護者や学校職員に対してもご覧いただくよう、学校へお願いしているところです。

今後も、香りや化学物質で健康被害が起こることがないように、学校と連携し取組を進めてまいります。

●室崎議員 まず、浅口市との友好推進についてであります。町長の答弁を聞いていても、教育委員会の答弁を聞いていても、何かあまり積極性が感じないのです。この後、どういうことを行って、積み重ねていって行くのかという具体性があまり見えてこない。それから、友好都市協定のようなものを割と近い将来に目的としているのかどうかということもあまり見えてこない。教育委員会に至っては、アッケシソウの話以外には何も出てこない。そもそも、今町長の答弁にあったように、10月の初めにはわざわざ浅口市の市長が来ているわけです。その前に、今私、1回目の質問のときにも言ったように、友好都市協定を結ぶべきではないかという積極的な質問に対して、市長は相手があることだから断言はできないけれども、その方向で進めたいという、非常に積極的な答弁も出ているわけです。それに対しての厚岸町の今の答弁では、これ、浅口市のほうは本当にやる気あるのだろうか、とお愛想で言っているだけではないだろうかと思われかねないませんよ。もう少し、具体的な答弁をしていただきたい。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきます。

冒頭、室崎議員からもお話ありました浅口市の市議会議員であります大西恒夫さんが6月の定例会において、アッケシソウについての質問をしたということは私もご承知をいたしております。この場をお借りしまして、急逝いたしましたことに対し、謹んでお悔やみを申し上げる次第でございます。

質問にお答えをさせていただきます。

去る10月2日、お話がありましてとおり、浅口市の市長が厚岸町においでになったわけであります。第1回目の質問にお答えしたとおりであります。その後、今後の浅口市と厚岸町の交流の在り方について、両自治体の担当職員間で打ち合わせをしながら進めているところであります。

そういう中で、去る11月30日、浅口市の市長のほうから、浅口市というものは、やはり市長でありますので、市長の定例記者会見というものがあるそうであります。厚岸町はございませんけれども。その11月30日に、そのことを報告させていただきたいというお話があったところでございます。私もいろいろと意見交換をさせていただいて、私の考えも踏まえて、市長は記者会見を行ったところであります。

その内容と言いますのは、縷々、ちょっと長い分ではありますが、アッケシソウに関する今後の在り方についての部分だけをここで読ませていただきますが、若狭厚岸町長とは、まずはアッケシソウの保全活動や両自治体の共通点での交流事業を推進することで、両自治体間の友好関係を深め、住民意識を醸成していくとの認識で一致いたしました、という内容であります。

私といたしましては、第1回目に答弁をいたしましたとおり、行政同士の交流だけではなく、今後の住民意識の醸成を図っていくことが大切であると考えております。私も浅口市と同様の考えで、今後とも教育委員会とも密にしながら推進をしていきたい

い、そのように考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 町長も相手のあることだから、あまり先走ったことも言えないということで慎重に言葉を選んでいると思うのですが、要するに浅口市と厚岸町は、このアッケシソウを機縁として厚誼を深め、行く行くは友好都市のような関係にまで持っていきたいと。ただ、いきなりそういう話もできない、積み重ねていかなければならないから、今は慎重に言葉を選んでいるけれども、その方向で考えているのだということの宣言として受け止めてよろしいですね。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 最終的なことにつきまして、今後の交流の進め方の中でお話がいろいろとあろうかと思っております。しかし、私としましては、アッケシソウというのは厚岸町の名前が冠された貴重な草であるということを考えますと、ぜひ厚岸町といたしましても大事にしながら、今回の交流。実はこの機会にお話をさせていただきますが、やはりこういう契機をつくっていただきましたのは、やはり厚生文教常任委員会なのです。やはり視察をしたことによって、それを基にして関係が結ばれておるという実態であります。私からもそのご苦勞に対し、感謝申し上げたいと思うわけですが、ただ、これからそれでは一般的に言う友好都市とか姉妹都市に結び付くのかということには、今後の課題であります。これからも深い交流を重ねる中で、最終的にそうなるかもしれません。ただ、自治体同士の交流、交流にはいろいろありますから、そういう中の一つかなというふうに考えますけれども、今後の考え方は、ここでもうなりますという結論みいたことは、お互いに今交流中ですので、避けたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 教育委員会にもお聞きします。教育委員会ではいろいろな形で、例えば村山市のようなどころだとか、オーストラリアのクラレンスだとかとの交流も図っておりますよね。そういうレベルでの交流ということも考えているのですか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

教育委員会としては、アッケシソウを軸に、町長の答弁にもございましたとおり、自治体間での情報交換、交流をまずは深めていくということであります。

村山市の部分につきましては、自治体間交流の中で、教育委員会のほうは子ども交流という部分を担っておりますし、クラレンス市におきましても、中学生が参加する

という部分を業務として担わせていただいているということでございます。

今後の浅口市との情報交換の中では、1回目の答弁にもございますとおり、児童生徒のオンライン授業、ふるさと交流という部分で、その中での延長線状の中には、例えば行き来だとか、そういうことも可能性としては考えられますが、まずは、やはり今の時代オンラインでもできますよねというふうなことで、先方の教育委員会の担当の方ともお話をさせていただいております。

友好推進の度合いにつきましては、これら現在のツールを生かしながら、相手方とどこまで、いつの段階でどのように進めていくか、今後の課題として情報交換、交流を深めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 今聞いてもこれ以上具体的な話が出てこないようなので、これについては、また機会を改めてお聞きすることにいたします。

次に、香害、化学物質過敏症についてであります。

先般の私の質問の後、すぐそれを真摯に受け止めてアンケート調査、実態調査を行ってくださった教育委員会の子どもの健康に対する真摯な態度については感服いたしました。改めて、ここでお礼を申し上げます。

それで、ここから浮かび上がってきた実態、いろいろあるかと思いますが、1割の児童生徒が、9割以上の子どもの答えている中で、全体の1割の児童生徒に健康被害が現実には起きている、大なり小なりという話は別にしても、という実態が浮かび上がったと思うのですが、これについてはどう考えているか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

調査の中では、回答448人中、全体で46人ということで健康被害があったという状況でありました。これについては、私どもも、言葉は悪いかもしれないですけども、意外にちょっと多かったという認識でございます。これについては、今後もこういう香りで体調を壊さないよう、児童生徒、そして保護者について、また周知のほう図らせていただきたいというふうに思っております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 それと、非常に対照的なのは、教職員の回答率がぐんと低いのです。保護者に至ってはもっと低いのです。そうすると、ここから出てくる課題というのは、やはり大人のほうが子どもの健康に関して、きちんとした関心を持って、特にこういう問題について理解を深めるということが非常に大事ではないかと、そういうふうに思うのですが、まずその点いかがですか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） ご質問者おっしゃるとおり、保護者にあたっては3割程度ということでございました。非常に関心が低かったのかなというふうに思っております。子どもの健康被害でもございますが、子どもの健康被害を守るほうは大人であって、家庭で香りのついた製品、これをなるべく使用しないといったことが大事かなと思っております。

先般行われました校長会、教頭会でもお話をさせていただきまして、これについては、保護者宛のメールによって、この報告書のほうをご覧くださいということもお話をさせていただきましたし、今後、実は来月の広報のほうで、この調査結果については触れようかなということで、今広報の担当のほうと調整を図っているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 広報に載せるのも大いに結構です。それから、1回目の答弁の中でホームページに載せるというような話もありました。ただ、少なくとも小中学校の保護者に関しては、せめてこのアンケートの概要を一人一人に配る必要があるのではないかと。お子さんの中でもって、1割もの健康被害が出ていますということ、やはり相当強く意識付けをしていく必要があるのではないかと、そういうふうに思うのです。それともう一つは、このアンケート調査でも面接調査でも何でもいいのですが、この実態調査というのは1回きりのものではなくて、せめて年に1回くらいずつ定期的に行っていく必要があるのではないかと、そういうふうに思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） この調査の受け止めについてなのですが、先ほど課長からも答弁ありましたように、何となくこういうのがあるよなとっていたものが、実際に数字に表れたというのが今回のアンケート結果だったというふうに受け止めています。実際に、本当に助けてほしいというような、ぎりぎりのところまではいかないにしても、本当にそこは困っていますという意見も自由記述欄の中にありました。今までそういう声が拾えていなかったということが今回の調査で分かったということも大きな成果だったなというふうに思っております。これから保護者にとということで、やはりまず教育の現場ですので、学校環境というところもまず必要になってくるので、やはり教職員の周知、これは意外とアンケートに答えるのが少なかったと、これが今実態なのです。ですから、これをきちんと学校のほうに伝えていきながら、学校の教室環境、それから保護者については教室環境もそうですけれども、家での環境というのを伝えていかなければならないというふうに思います。1枚1枚配るということもそうなのですが、常にホームページの中に、例えば学校だよりの中にQ

Rコードを入れて、そこに入れるとアンケートに結び付く、これから教育委員会、調査がいろいろあるのですけれども、かなりこういう形でやっていくとアンケートの目に触れる機会が多くなるという手法が今できてきましたので、ぜひそういう形で保護者に見ていただこうかなと思います。

いずれにしても、私たちの認識の甘さと言ったら変なのですけれども、受け止められていなかったものが数字として出ていたということでのこれから授業の中で、まず子どもたちにしっかり授業の中で扱っていききたいというふうに思っています。

以上です。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 このアンケート調査、今回行われたアンケート調査が非常に教育的効果があったなど、啓発と言うのですか、というふうに思います。というのは、私の家にお客さんなのですが、おいでになった子育て中の40代の女性でしたが、こういうアンケートが来たのだという話を向こうから言い出したのです。実は自分はこういうことで非常に体調不良を起こして苦しんでいるのだけれども、ほかの人に言っても笑われるだけだし、あんた特異体質なのではないのと言わんばかりのことを言われて、そういうものなのだと思って我慢していたと。そうしたら、子どもを通じて学校のアンケートが来て、これは私一人の問題ではないのだということが分かりましたと。本当こうなのですねと言って、私ではないですよ、私のかみさんにですが、そういう話を縷々していったというのです。そういう人が結構出ているのではないかと思うのです。だから、これは私一人の特異な体質だからと思って、人にも言えないで悩んでいる人がいたのだなということを思いました。

それで今、教育長は自分たちの認識に甘さがあったということをおっしゃっていましたが、町の対策ということでお聞きした保健福祉課なのですが、これは甘さどころではない大甘ですね。議会でこの問題はもう何回も出ています。あまり過去のことに遡りたくはないのですが、令和3年の3月の予算委員会でも、最新情報を勉強させていただきながら、機会あるごとにこのような周知をしていくという答弁がありました。令和5年に聞いたら何もやってませんという答弁が出ました。そして、今後は周知活動を徹底していきたいという、そういう答弁が出ました。さて、何をやってきたのかという話なのです。

今の話を前提にして町長にお聞きするのだけれども、聞いていると、アンケートに回答に介する解釈がどうも腑に落ちないのです。小中学生が9割何分、ほぼ全員が答えているのに対して、保護者のほうは3割あるかないかという差があるということは一切無視して、そして体調不良になったことがあるとか、知っているとか、そういうようなこともパーセンテージだけを話しているのです。これでは読み方が違うのではないかと。それで、まずお聞きしたいのは、1割健康被害があると一応思われる回答が出ている数字について、その重要性というものをどういうふうに考えているか。例えば母数が少なすぎるので、これではパーセンテージを出しても意味がありませんよとか、あるいはこの程度のものならば、それは大して考慮する必要がありません

んよというふうに考えているのか、それとも非常に重きを置いてこれを捉えているのか、まずその点から端的にお答えいただきたい。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

この香害、公の公ではなくて香りの香、実は私自体も、つい最近と言ったらちょっとあれですけども、実は令和元年に石澤議員から質問もありました。さらに、また今日、室崎議員からも質問があるわけであったし、また今回もあるわけであります。そういう意味において、いろいろと勉強もさせていただきました。しかし、大変、これ反面、難しい課題でもあると思うわけでありますが、しかしながら、今日は深刻に取り上げております。なぜかと言いますと、今回の調査の結果でも分かりますとおり、ただ、厚岸の場合は意外と低いなという感じもいたしました。全国の日本消費者連盟のアンケート調査の結果は、79%の人方が認識しているという結果なのです。ですから、国会でも取り上げたところでありますが、今後の香害という問題につきましては、大変難しいというのは治療法が確立されておらないということなのです。いろいろとめまいとか、頭が痛いとか、頭痛とか、症状としてはあるわけですが、そういう中で、これから社会全体の理解が必要だなという気持ちを持っております。厚岸町といたしましても深刻な課題として取り組んでいかなければならない、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 抽象的なお話は分かりました。それで具体的にお聞きします。私は、この1割という数字は非常に重要な数字だと考えております。というのは、現在、宝塚市をはじめとする、あちこちの自治体が、厚岸町の今回のアンケートと同様の調査をしております。そこで出てくる数字がほぼ1割前後なのです、どこも。8%とか7%というところから10%ちょっと程度の間を大体出てくるのです。こういうものは相当に幅がありますから、大体同じ数字だと考えていいと思うのです。そうすると、今回教育委員会の調査ですから、小中学生だけで行っていますけれども、やはり同じ数字が出てきたのです。ということは、これ、厚岸町内に広げて考えますと、今厚岸町は8,000人超の人口ですから、1割ということは800人くらいの人が苦しんでいるのではないということが推測できるのです。話半分にしても500人です。そういう問題について、前回お聞きしたときも、いやいや、国のほうがはっきりしたと言えないから何もできないのだというようなしきの答弁で終わっている。実態調査やらないのですか。まずそこからお聞きしたい。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 実態調査するのかどうかという話であります、教育委員会は結

果が出ているわけではありますが、それでは大人がどうなのだということであろうかと思しますので、いろいろと検討させてください。やり方もいろいろあると思いますので、今回の質問があったことを認識しながら、一つ検討をこれからしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 この問題に関しては、何回もいい答弁をいただきながら、もう一度聞くと言うと、何もやってませんが繰り返されているのです。だから、非常に私も猜疑心が強くなっているのです。ですから、今町長からそういう答弁が出ましたので、きちんとそれは行っていただきたい。

それと、もう一つは情報の収集です。具体的にお聞きしますけれども、化学物質過敏症、香害というのは化学物質過敏症だけではないのですが、この香害というのが、たまたま香りと書くこともありまして、快、不快の問題と取り違えている人が結構いるのです。また、国のもポスターも非常に及び腰で、ふにゃふにゃしているものですから、そういうふう to 受け取られかねないような文言になっているわけです。でも、これは石油製品による合成香料によってもたらされる化学薬品によって起きる健康被害だということを、やはり明確に認識すべきです。そこから始まると思うのです。

それを前提にしてお聞きするのですが、例えば化学合成香料の毒性、発がん性、環境ホルモン作用、アレルギー物質、誘引物質、そういうようなものについて、EU は 26 成分、特に重要と思う 26 成分の表示の義務付けを行っていますよね。そういうようなこと調査していますか。

それから、柔軟剤というのはごわごわになるのを防ぐと言いますか、柔らかくするためなのですが、これが陽イオン性の界面活性剤が使われているのです。これは、一頃逆性石けんといって売られたのですが、急性毒性がものすごく強いものですから、細菌を殺すのです。その分、人間にも大きな影響があるのですが、こういうものが使われているというような内容について、きちんと調査していますか。

あるいは、今非常に大きく急浮上してきた問題がありまして、それは、一説には軍事技術の民間提供だと言われています。もし、これが本当だとすると毒ガスの技術なのですけれども。それはどういうことをやるかと言うと、1 ミリの 1,000 分の 1 くらいの大きさ、マイクロサイズと言うのだそうですが、あるいは 100 万分の 1、ナノサイズですね、そういう小さな玉の中に揮発性の香料の基を入れて、これが刺激を受けると破裂する。徐々に徐々に破裂していくから、香りが長持ちする。そういう技術を使っているのです。そうすると、その玉は何でできているかと言うと、プラスチックなのです。このプラスチックの中には非常に毒性の強いものも入っているわけです。イソシアネートポリマーなどというのは、毒性が非常に強くて、何十年も前から指摘されている物質なのだそうですが、そういうものも使われていると言われています。こういうようなことを今香りの付いている製品から出ているかどうかは、こっちへ置いても、そこに使われている毒性のある物質というものがあるのですよという情報は持っていなければならないですよ。そういう調査していますか。もう全部そういう

ことは熟知しているよと言うのであれば、それをきちんと教えてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ただいま御質問があった、例えば現在日常的に使われている製品等の中にそういった発がん性物質、それから健康被害に係るような成分を詳細に製品に対して、詳細な情報を集めたという経過はありません。改めて、そういった情報収集等という部分については実施していないという状況です。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 あと何分ですか。

（「16分あります」の声あり）

●室崎議員 あまりこんな話ばかりしていてもあれなので、先へ進みますが、厚岸町の一番大きな仕事は、私は町民の命を守ること、健康を守ることだと思っています。その意味から、少なくとも500人とか1,000人とかという単位の人が健康被害を起こしているかもしれないという問題があったときには、厚岸町としてできることは全部やらなければならないと思うのです。それが何年も前に、非常にいい答弁が出て、情報の収集もちゃんとするし、機会あるごとに周知もしていくと言って、その後聞いてもやった形跡もないし、その後聞いてもこれという形跡もない。それでずっと来ているのです。これはやはり非常に問題だと思います。

それで、この化学物質過敏症に関しては、全国に、町長さっきの答弁にあったように、非常に多いものですから、何千人という人ですよね。これは町長のほうでおっしゃったので私も言いますが、日消連のほうでそういうような症状を起こしている方は私のほうに連絡をくださいという窓口をつくったのです。3日間やったら3日間電話が止まらなかったと言うのですけれども。その結果、自分の名前を名乗ってこうなのですと言った人たちで何千人になったのです。そういうようなこともあって、厚岸町がと言うのではないですよ、全国のレベルの話なのですが、現在CS支援センターというのができていますね。これは認定特定非営利活動法人として公認されたわけですが、そこではお医者さんではないから診断をしたり治療ということはできないようですけれども、それ以外のいろいろな生活の相談にまで乗りましょうという支援センターができています。そうすると、厚岸町でこういうような情報、こういうのもあるのですよというのを流したことありますか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今御質問のあったような情報を流したという実態はあり

ません。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 今までのことをあまり言ってもあれですけども、要するに何もやってなかったということですよね。情報一つ集めていない。それからそういうような人がいたときにどう親身になって対応するかということも考えていない。そして、相談窓口には誰も来ませんでしたって、来るわけないですよ。やはり役に立つところに行きますから。相手にされていないだけではないですか。このあたり、やはりきちんと認識して、そして町民の信頼を得る役所になっていただきたい。これは切にお願いいたします。

その上で、もう一つ、そんなこと言われたってということを言わせていただきます。厚岸に保健師何人いるのですか。保健師は町民の命と健康に正面から向き合って、その命と健康を守るために日夜努力されている立場の人ではないですか。そこから、現場からこういう問題について、もっとこうするべきだという声は出なかったのですか。それとも、出ても上が握りつぶしていたのですか。その点どうなのですか。

もう一つお聞きする。町立病院というのは厚岸町の地域医療の核とされています。地域医療というのは、具合が悪くなって自分のところに来た人を診断して治療するだけのものではありません。保健、予防ですね。それと医療と福祉、これが三位一体となって、この地で暮らし、生き、死んでいく人を下から支える体制、そのものを言います。その核であるのが町立病院です。町立病院の中からもこういう問題に関する関心は出てこなかったのですか。この2点お聞きしたい。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

現在、健康推進、健康に関する相談等に係る係における保健師の配置につきましては7名の保健師が在籍しております。その中で、改めて香り、アレルギー等に関するものにつきましては、症状が出ているですとか、そういった部分で乳幼児等中心にそういった話、それから相談を受けているという状況はございますし、そういった相談に対応しております。ただ、それが柔軟剤、それから香りに関する部分で、特にこれに特化した部分での議論というのは係の中ではこれまで強くは、話題として話をした経過はありますが、特にこれを対策を講じて云々というところまでの議論という形にはなっていないというのが実態でございます。

町長の答弁にもございましたとおり、今回、教育委員会の調査の結果を受けた中で、実際に子どもでは少なくとも1割から2割、それから町民の中にも少なくともそれに近い方が何らかの影響を受けて健康被害があるという状況に対しまして、保健師につきましても、先ほどご質問あったとおり、情報の収集、それから相談機関、相談を受けるための知識、それから対応の方法について研鑽していきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狹町長） 時間がないようでありますので、私から総括して一つ決意を申し上げます。

この香害という問題は、古くて新しい問題と受け止めております。と言いますのは、ほぼ10年前からの香害でありまして、問題が提起されてきたのは、そういう面におきましては、確かにいろいろな課題について、どちらかというところと真剣に取り組んでおらなかったということも事実ではなかろうかと思っておるわけでございます。私はこれらの問題は、深刻な課題として取り上げてまいりたい。その上で、ご指摘ありましたとおり、町政の課題というのはいろいろありますが、そこに住む方々の命と健康を守ることが重要な役割でもあります。どうかそういう気持ちを持ちながら、これから行政をさらに推進をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私のほうからは町立病院における対応ということでお答えさせていただきます。

私のほうで知っている限りでございますけれども、そういった化学物質が原因でとか、そういったことが要因でそういった健康相談を受けたとかという実績はございませんけれども、香害につきましては、これまでどうだったのかという部分を含めて、ちょっと確認させていただきながら、それらについてどのような対応ができるかどうかというのを検討しながらやっていかなければならないのかなというふうには思っております。

●議長（大野議員） 以上で、2番、室崎議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、3番、佐藤議員の一般質問を行います。

3番、佐藤議員。

●佐藤議員 第4回定例会にあたりまして、先に御通告を申し上げた、大きく3点についてお伺いを申し上げます。

最初に、ふるさと納税についてであります。

一つは、今年度の予定額は前年度と比較してどのように推移されますでしょうか。

さらには、10月から一部制度改正の制度の変更で、当町はどのように対応されたのかお伺いをいたします。

また、ふるさと納税額と他町に納税する町民の住民税の減収額の比較はどのようになっておりますでしょうか。

併せて、現在の寄附金収入から一般財源に変更することが、財務省の諮問機関である財政制度等審議会の分科会に求めたとの報道がありましたが、その場合交付税等地方財政に与える影響はあるのでしょうか。あるとすれば、どのようなことが考えられますか。

次に、白浜地区3丁目排水環境の整備についてであります。議会関連の本によりますと、道路の改修等あるいは地区的な問題等については必ずしも一般質問としては適当とは思われないということにもの本に書いてありましたけれども、現場は長く放置の状態が続いており、あえて通告した次第でございますので、お許しをいただきたいと思います。

町道白浜町5号通りから道道にかけての排水についての整備についてお伺いをいたします。

年間を通じ、雨天時になぜ排水されず冠水状態が続くのか。

また、排水溝に排水ポンプを設置するだけの改善しかできないのか伺います。

このことにつきましては、過去にも地域住民から改善の要望があったと聞いておりますが、なぜ現在に至るまで放置されたのでしょうか。

さらには、排水ポンプだけでは間に合わず、歩道に土のうを積んでいるが、長い年月とともに袋が破れ、砂が散乱し、役に立っていない状況で放置され、隣接する建物の基礎部分に流出する始末であります。早急な改善が望まれます。賢明なご答弁を期待するところであります。

質問の3点目であります。小中学校の夏・冬休みについてであります。

この夏の猛暑を受け、今後の夏・冬休みの期間は、教育委員会としてはどのように考えているのかお伺いをし、最初の質問とさせていただきます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のふるさと納税についてのうち、（1）の今年度の予定額は前年度と比較して、どのように推移するかについてであります。令和4年度については、3万7,365件から、9億3,149万7,400円の寄附があり、この実績と令和5年4月から9月までの寄附実績を基に推計したところ、今年度は6万件から12億円の寄附があるものと見込んでおります。

なお、当初予算では7億円の寄附を見込んでいたことから、差額分の5億円を本定例会へ提出の補正予算で増額計上しております。

次に、（2）の10月1日から自治体ごとの寄附の募集に係る経費等が寄附額の50%

以下とするよう変更となったが当町の対応はについてであります、このたびのふるさと納税制度の改定は、大きく分けて二つあり、一つは、必要経費のルールが厳格化されたこと、もう一つは、地場産品の基準が厳格化されたことです。

特に当町で影響が大きかったのは、必要経費の厳格化であり、地方自治体がふるさと納税のために使用できる必要経費は、寄附金額の50%までと制限があり、そのうち返礼品に関連する費用は30%までと定められていましたが、今回の改正で、今まで必要経費に算入されていなかった受領証明書の発送費用や、ワンストップ特例申請事務の費用など、ふるさと納税に要する全ての費用が必要経費に加えられ、これらを含めた費用を寄附金額の50%以下にしなければならないことになりました。

当町におきましては、改定前の必要経費は令和4年度実績で約46.5%でしたが、改定後の必要経費を令和4年度実績に当てはめた場合、約55.3%となり、費用として約5,000万円が超過になることが試算されました。

このことから、まず、内部的に削減できる費用について検討しましたが、職員旅費や広告費などの一部しか削減することができないため、返礼品を取り扱う事業者とも協議し、返礼品の質や量を下げるのではなく、寄附金額を概ね10%から20%値上げする対応としたところであります。

次に、(3)のふるさと納税額と他町に納税する町民の住民税の減収額の比較はについてであります、令和4年度の厚岸町へのふるさと納税額は、9億3,149万7,400円であり、それに対して、令和4年中に本町の町民が他町へ寄附をしたことによる、令和5年度の町民税の減収額は、633万3,260円であります。

次に、(4)の現在の寄附金収入から、一般財源に変更された場合、交付税等地方財政に与える影響は、どのようなことが考えられるかについてであります、ふるさと納税による寄附金の一般財源化については、財務省が令和5年10月4日に地方財政を議題として開催した、財政制度等審議会の分科会において提起されたもので、制度上、ふるさと納税による寄附額が増えるほど納める住民税が減ることとなるため、今後、寄附による住民税の減額がさらに増大すると、地方財政計画上の財源不足が生じ、国が地方財源の補てんをしなければならないため問題視され、是正を検討するよう求めているものであります。

ふるさと納税による寄附金が一般財源化された場合の町財政への影響については、寄附金収入を差し引いて交付税を算定することとなるため、交付税の減額が想定されます。

ふるさと納税による寄附金の一般財源化は、町財政にとって大きな影響を与える問題でありますので、今後も国の動向に注視し、情報収集に努めてまいります。

続いて、2点目の白浜地区3丁目の排水環境の整備についてのうち、アのなぜ雨天時に排水されないのかについてであります、町道白浜町5号通りは、土地所有者からの寄付を受け、平成13年3月に町道認定を行っておりますが、認定時には、既に道路の排水溝が設置されており、その流末はマツダ店西側を通り日産自動車方向へ流れておりました。

しかしながら、日産自動車店舗の建替により排水の流末側を閉鎖せざるを得なくなり、雨水が排水されない原因となったものであります。

次に、イの排水ポンプを設置するだけの改善しかできないのかについてであります
が、現状では、排水の流末が閉鎖されていることから排水ポンプを設置しております
が、改善方法としましては、道道厚岸標茶線の排水管に町道の排水を接続すること
で、解消されるものと考えております。

次に、ウの過去に地域住民から改善の要望があったと聞くが、どのように検討した
のかについてであります。本年春頃に地域住民から改善要望があったため、今年度
は降雨時の道路状況を確認し、町道から道道厚岸標茶線への排水の接続方法について
検討した上で、その接続に向けて、現在、北海道と協議を進めているところであります。

次に、エの歩道に土のうを積んでいるが、袋が破れ隣接する建物の基礎部分に流出
しているについてであります。ご指摘のとおり経年劣化により、土のうが機能して
いなかったため、新たな土のうに交換し、隣接する土地へ雨水が流れ出ないよう対策
をいたしました。

次に、オの早急な改善が望まれますについてであります。今後、北海道との協議
がまとまり次第、改善に向け努力してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

3点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の小中学校の夏・冬休みについてお答えい
たします。

今夏の猛暑を受け、今後の夏・冬休みの期間はどうなりますかについてであります
が、町内小中学校の夏季休業日及び冬季休業日は、厚岸町立学校管理規則において、
夏季休業日は7月20日から8月31日までの間において引き続き25日以内、冬季休業日
は、12月20日から2月10日までの間において引き続き25日以内とされ、夏季休業日と
冬季休業日の総日数の範囲内で休業日の日数を変更できることとしています。

休業日は、校長が定めることとしておりますが、当町の夏季及び冬季休業日は、厚
岸町校長会で協議を行い町内で統一した休業期間としており、来年度の夏季休業日は
本年度より2日長い27日間、冬季休業日は本年度より1日短い23日間を予定しており
ます。

北海道教育委員会は、令和6年度から道立高校と特別支援学校の夏季休業期間を延
長できるよう、冬季休業期間と合わせた総休業日の合計を50日以内から56日以内と
し、校長の判断で柔軟に夏休みを延長できるように管理規則を改正したところであ
り、道内の市町村において、道立学校に合わせて改正を検討する動きがありますが、
当町の考えは現段階において、授業時数確保の観点から学校管理規則を変更して休業
期間の延長をすることはせず、猛暑が想定される場合は校長の判断で臨時休業する措
置を考えております。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 再質問させていただきます。

まず、ふるさと納税の関係なのですが、10月発刊の町報なのですが、答弁から見ると、去年が9億円強、そして今年の4月から9月までの第2四半期の寄附実績を基に計算し、今年度は6万件から12億円の寄附があると見込んでいるということですが、10月から改正ということで、ある市町村なんかは9月までに駆け込み納税と言いますか、そういうのが近くの町村でも随分大きな金額があったのですが、厚岸町でもそういう、全体としては去年より3億円くらい予定が多いのですが、9月までで駆け込み納税というものが厚岸町もあったのでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 制度改正に伴う駆け込み需要の関係ですが、顕著に町として表れているのは、やはり9月に大きく表れております。令和4年度の実績で申しますと、約5,600万円の寄附があったのですが、今年度につきましては3億7,200万円ということで、差し引き3億1,000万円程度の駆け込み、これが駆け込みというような形で捉えてもよろしいかなというふうに思っております。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 やはり厚岸町も、白糠には追いつけ、追い越せというのはちょっと無理ですが、やはり制度の改正で駆け込みであってもふるさと納税額が増えたということはありがたい制度だなというふうには思っております。

今年の夏の猛暑で牡蠣の生育というか身入りが随分悪かったというニュースになっているのですが、それらで9月までの中では牡蠣なんかはふるさと納税から現在取り扱っていませんとか、身入りの状況で送ることができませんとか、何かそういうことで一時的にでも牡蠣の返礼品というのは抜かしたのでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 今年の猛暑の影響による牡蠣のふるさと納税返礼品の扱いですが、基本的には寄附そのものは受け付けておりました。ただし、出荷がいつになるかちょっと分からないですよというような表示をさせていただきましたので、多分ちょっとその影響も、例えば10月、11月の段階では出ている可能性はあるかなというようなところは思っております。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 そうすると、前にちょっと戻りますけれども、1割から2割、ふるさと納税額の品物の質と言いますか、落とさないで、寄附額のほうを1割から2割上げたと

いうお話なのですが、そうすると、経費含めて50%以下ということになると、今まで55とか60、経費も含めてかかっていたものから50になるということは、地元に残る納税額としては多くなるという理解でよろしいのですか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 質問者おっしゃるとおりで、残る費用というのは大きくなります。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 このふるさと納税、首都圏だとか大都市においては、ふるさと納税額より住民税の減収額のほうが多分多いというふうに思いますけれども、仮にその場合、先ほど町長が答弁していた、財政制度等審議会の分科会なんかでも検討されるのかなと思いますけれども、現在はふるさと納税額のほうが多くて、住民税の減収額のほうが上回った場合、今の制度の中では補填とか交付金とか補助金だとかというものは現状ではないのですか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

1回目の答弁で令和5年度の町民税の減額、こちらのほうが633万円ということでございますが、これ自体は、来年の普通交付税に反映されてきますが、基準財政収入額にこの分が差し引かれまして、厚岸町への交付税の部分には、この部分が、仮に多く入ってくるというような形になるということでございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 いずれにしても、このふるさと納税というものは、地元の返礼品に使う産品が多ければ多いほど、あるいはふるさと納税をしてくれる方に魅力あるものがあればあるほど、その町にとっては非常にありがたい制度だというふうには思っております。したがって、財政的にも貴重な制度でありますし、制度の趣旨というものを十分活用しながら、そしてもう一つは原材料の産地が同じ都道府県のものであればそれを加工することによって地元の返礼品として使えるということにもなっておりますので、十分制度の趣旨を理解して、これからも取り組んでいただきたい、そう思いますけれどもいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 町としても、例えば返礼品による事業者も潤いますし、

また町としても、やはり寄附金という形で入ってきますので、大変貴重な財源だというふうに思っております。

また、厚岸町の場合は特に返礼品で一番割合を占めるのが牡蠣だとかアサリという形になって、前浜のものをやはり使うことができていると。ということは、これは直接的には漁業者そのものへの還元にもつながってくるものではあるというふうに思っております。今後も魅力的な返礼品をそろえ、そしてPRを行っていきながら、寄附金の増収に向けて対応していきたいというふうに考えております

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

- 佐藤議員 次2番目に行きます。先ほど町長から答弁いただきました。答弁書を見る限りでは前向きに私も捉えさせていただきました。それで、ここまで長期間、対応と言いますか改善されず、いわば悪い言葉で言うと、放置と言っているような状況はなかなか珍しいのではないかと考えております。たまたまその場所が市街地から離れている、そして、さして交通量の多いところでもない、そんなことももう一つの要因かと思われまうけれども、その地域に住む住民にとっては、雨が降るたびに不満が募るわけでありまう。やはり場所がどうかと言うけれども、当然優先順位もあるけれども、こんな長期間放置されるということは、やはりその地域に住む住民にとっては、その都度、その都度雨が降るたびに不満が募って、そんなこともあるから、そこに住んでいない私にもどうしたらいいのだろうという話があるわけだ。

私もたまにしか通らないのですけれども、水って高いところから低いところに流れるわけだ、当然。ちょうど排水溝が途中で止まっているのかな、それで流れてくるのだと思うのです。ですから、そこに排水ポンプ入れて、発電機置いて、土のうを積んでという処置をしているのだけれども、高いところから低いところに流れるその途中が3カ所くらい低いのです。だから流れていかないのです、全部が。低いほうに。それで、排水溝から土のうを積んだところに超えていっているのではないかなというふうな感じがしております。

たまたま今日質問するので、あそこ通りました。そうしたら、土のうが破れて砂が出ていた土のうが、突然新しい土のうに変わっていました。きれいな土のうに。私が一般質問出したときにはそういう状況だったのです、破れて。それ以降、新しい土のうに取り替えて。ただ、私は土のうを取り替えてくれと言ったのではないのですけれども、そういう水が溢れて、そして隣の工場なんかの基礎にどんどん流れていって。ですから、隣の建物の基礎にも土のうが積んであったわけだ。そういう状況の中で、あれが民間住宅だったら果たしてどうなのだろう、あるいは自分の家がそうだったらどうなのだろうというふうに考えると、やはりきちんと整備してやらないと、町場でないからいいとか、あまり車が通らないからいいとか、そこに家がなければいいのです。ちゃんと住宅あって、過去に土地も町に寄附してつくってもらったという道路なわけだから、そういうことも考えながら、これからはきちんとそういうやつは言われてやるのではなくて、管理者なのですから、それはきちんとしていただきたい。

それから、ぐちゃぐちゃ言うつもりはありませんけれども、この答弁書の中で、そうすると、今度道道の排水溝に道と協議していいよとなればつながるのですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問者おっしゃるとおり、これまでの間、平成、たしか30年くらいになると思うのですけれども、日産自動車が建て替えになった際から今のポンプでの排水というのを行っておりました。一応、雨降ったときには、その排水ポンプを回して排水を行っていたということで、その場しのぎみたいな対応にはなったおったわけではございますが、地域の住民の方には大変不安な思いをさせてしまっていたということに関しましては、反省をしているところでございます。

今後についてでありますけれども、町長の答弁にもありましたが、現在こういったルートで北海道の排水管につなぐかというところを協議させていただいております。その上で、粗々方向性は今見出しているのですけれども、そのほかに町道から道道の排水管に流れる水の量、流量の計算とか、今後また求められてくるものですから、その辺がうまくまとまれば北海道のほうからも許可を得られるものとして我々は今作業進めておりますので、道道の許可が出れば排水管の整備を行っていく考えであります。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 分かりました。そうすると、今の答弁聞いていますと、1年も2年もかかるということではないですね。そういう理解でいいですね。

（「はい」の声あり）

●佐藤議員 うんうんと言っているから大丈夫ですね。それで、その間、排水溝あって車道ありますよね。車道が3カ所くらい低いのです。だから一時的にでもあれを面を合わせてもらえれば、今まで溜まったよりは自然に下に流れていくのではないかと思いますのです。そのくらいは町道ですから先行してやってもらえればありがたいですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、施設整備の時期につきましては、ただいまおっしゃられたとおり、1年も2年というわけではなくて、早めに対応したいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと既存の道路の起伏につきましては、ちょっとそこまで私も現地細かく見てな

かったものですから、確認はさせていただいた上で、可能な限りの処置は行っていき
たいというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 3 番、佐藤議員。

●佐藤議員 たくさん雨降らなくてもいいですから、課長見るのだったら、朝雨降って
ないけれども、前の晩少し降ったなというときに見てください。そうしたら、3カ所
くらい低くなっているところに溜まっていますから。乾いて何もないうきにこうやって
見ても、あまりでこぼこは分からないかもしれない。ちょっと少し降ったときに見て
もらえれば、3カ所くらい溜まっていますから。そんなに長い距離ではないです。そ
れはお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、小中学校での夏・冬休みの関係について質問させていた
だきます。

この夏の猛暑で、各地で夏休みあるいは冬休み等の対策の検討がなされております。
答弁書を見ても厚岸町も管理規則か何かで夏・冬合わせて50日ですか、その50日
の範囲以内でやっているという。この質問出したのは、猛暑だから休みを増やせとか
何とかという私は趣旨ではないのです。ただ、質問するにあたって、私も一定の歳に
なってから日記をつけることにしたのです。それで、ちょっと7月の大体下旬くらい
から夏休み始まりますよね。それで、7月25日から8月いっぱい、ちょっと気温と天
気つけておりますので、ちょっと調べてみました。ほかの管内でもいろいろで、釧路
は6日間増やして56日にするとか、今いろいろありますけれども、道東、あまり内陸
や札幌などと違って、そんなに猛暑と言ってもそんなに暑い日何日も何十日も続く
とか、35度を越えたとかということもないものですから、果たして休みを増やせばい
いのかなというのも考えものだなと。先ほど教育長が言ったように、授業時間数の問
題もあるし、ましてや我々子どもの頃から比べれば休みが多くなっています、現状で
も。我々は土曜日も学校行きましたから。

それで、調べてみて、参考までに、せっかく調べたのだから言わせてください。7
月25日から8月末までの気温を調べてみました。25度以上が5日、26度以上が1日、
27度以上が3日、それから28度以上が3日、29度以上が5日、30度以上が1日、31度
以上が4日、32度以上が3日、33度以上が1日、これだけなのです。それで、この気
温が高かった日を見ると、夏休みになっている期間がほとんど多いのです。夏休み前
の学校に行っている期間で30度を越えたとかというのは、調べた範囲ではないので
す。ですから、必ずしも管理規則なんかを変更して、夏休みを増やして、全体として
増やすのか、あるいは冬休みから夏休みのほうを増やすのかは別にして、そういう必
要性がないのではないかなと。ですから、もし万が一そういう大変だという気温の事
態があれば臨時休業するとか、あるいは午前中授業で繰り上げるとか、そういう対応
でできるのではないかなと。この答弁書も必ずしも休みを増やすということではな
かったのです、そういう意味では私の考えと同様で、これ以上どうのこうのということ
はないのですけれども。

そういうことで私もそう思っているし、答弁もそういうことでありますので、簡単

に言うのと臨機応変というか、そのときそのときの状況、あるいは必ずしも暑さばかりではないと思うのです。暑さにプラス湿度と言いますか、何か片仮名文字でW何とかこんとかというような、何度かなと思ったら、湿度ではないかなと金子議員のアドバイスだったので。そういう意味で考えると、今回答弁書にあった内容で対応していけばいい。それがまたこの状態が何年も続いて、もっと気候的にも厳しくなるとかそういう状況があれば、またそのときに考えていただければいいのではないかと思います。そんなことで対応していただきたい。改めて、もし発言があれば、ご答弁いただきたいと。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 今、この答弁の形で進めていきたいということですが、先日、校長会がありまして、校長会の中でもこのことに協議されております。その中で私が申ししたのは、北海道はこれから猛暑に伴う熱中症アラートに気を配るということで、この夏休み・冬休みという言葉が出てきたのですけれども、これから夏から秋にかけて台風、それから冬の爆弾低気圧など、暴風雪とか暴風雨とかにも、北海道に住む私たちは気にしていかなければならないのです。その感度をしっかり上げていくことが必要であろうと。長期休業とか臨時休校だとかもいろいろ含めて、あらかじめ設定しておくのではなくて、そのときには、例えば熱中症アラート鳴りそうだというときは臨休にするというようなことができる環境を私たちは整えていくので、校長先生においては、子どもたち、それから先生たちも含めて、安心して学校に来られる、そういう体制をつくるようにお願いしますということで先日お話したところでございます。そういう中も含めて、今回は大きく管理規則を変えないということでお伝えしたところでございます。

●議長（大野議員） 以上で、3番、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、10番、堀議員の一般質問を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 私は今定例会に際しまして、次の2点について聞くものであります。

まず、大きな1点目は、地域起業・人材確保についてであります。

(1)として、厚岸町の人口は減少の一途を辿り、廃業や転出などにより空き家・空き店舗・空き地が市街地においても目立つようになり、町の活力が大きく減少していることは、誰もが感じているところだと思われます。

今後、一層の町の活力減少を抑えていくためには、空き家・空き店舗・空き地等を活用し新たに事業を起こそうとする人や既存事業拡張を考えている人への支援が必要と考え、次のことを質問するものであります。

アとして、町において、起業家等支援補助制度を創設する考えはないか。

イとして、農協、漁協、商工会等各団体青年部や女性部との会合を密にし、事業後継者とされる人たちからのニーズを把握し、行政施策に反映していくべきと考えるが

どうか。

(2)は人口の減少は、町内労働力の減少をも意味し、町内事業者の多くは現状での労働力確保の困難や、将来的な労働力不足に懸念を持っております。

事業継続意欲の減少につながる労働力確保が困難という状況を改善するためには、町内の潜在的な労働力の掘り起こしを図る必要があると考え、次のことを質問するものであります。

アとして、地域の担い手となる人材の確保を目的に実施されている、地域企業人材支援事業を導入・実施する考えはないかであります。

大きな2点目は、都市公園管理についてであります。

(1)厚岸町には、都市公園のうち街区公園が12カ所、近隣公園、総合公園、運動公園と厚岸霊園の特殊公園が各1カ所ずつ、それと町営住宅に併設されている各公園がありますが、このうち近隣公園、総合公園、運動公園、特殊公園を除く街区公園とその他の公園においては、近年子ども達や大人が利用している状況が見受けられず、この要因として考えられる一番の原因は、公園内に野生鹿を始めとする様々な獣糞が散乱し、容易に人が足を踏み入れることができないのが理由と考えられ、町民の憩いの施設と言える状況になっていないものだと思います。

このことは、都市公園法第1条の目的から逸脱し、早期に住民憩いの施設としての機能を取り戻すことが必要と考え、次のことを質問します。

アとして、街区公園等の管理は現状どうなっているのか。

イとして、人口減少に伴い街区公園等を整理再編し、資源集中による住民が憩える公園を整備していくべきと考えるがどうか。

以上であります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、堀議員のご質問にお答えいたします。

1点目の地域起業・人材確保についてのうち、(1)、アの起業家等支援補助制度を創設する考えはないかについてであります。人口減少や少子高齢化の影響を受け、町内にも空き店舗や空き家等が目立ってきており、地域経済に対する影響が懸念されます。

特に市街地や商店街の空き家、空き店舗等は、それだけで寂しさを感じさせ、地域の活性化にもマイナスの要素しか生じないものと考えられます。

全国的にも、個人や民間企業が空き家や空き店舗等を活用した事例が多く見られまし、これらを活用した起業に対する補助制度を設けている自治体もあります。

新たに事業活動を行う者等を支援し、起業の促進を図ることは、産業の振興や商店街の活性化と雇用促進につながる可能性があると考えられることから、まずは他自治体の補助制度や実施の状況を把握・分析し、補助制度の創設に向け検討してまいります。

次に、イの農協、漁協、商工会等各団体青年部や女性部との会合を密にし、事業後継者とされる人たちからニーズを把握し、行政施策に反映していくべきと考えるがに

についてありますが、まちづくりや行政施策に対し、住民の皆さんや各種団体の考えや意見を反映させることは重要と考えておりますので、各種団体とも協議し、必要なニーズの把握に努めてまいります。

次に、（２）、アの地域企業人材支援事業を導入・実施する考えはないかについてありますが、総務省が定める地域企業人材支援事業推進要綱では、生活環境を変えたい都市住民や、育児等により離職中の地域の人材などの多様な人材と、人手不足に悩む地域の企業との効果的なマッチングを支援することで、地域の活力を創出し、人材の総活躍の促進につなげ、持続可能な地域社会を構築するための地域の担い手となる人材を確保するとされております。

地方公共団体の役割としては、地域企業人材支援事業に係る事業計画を策定し、人材やニーズの掘り起こし、研修、マッチング等を行うものです。

当該支援事業を導入・実施する考えはないかのご質問ですが、国が定める要綱だけでは詳細の把握が難しいため、まずは情報収集を行い、併せて、企業側の状況やニーズも把握した中で、判断したいと考えます。

なお、町として、当該事業のメニューの一部ではありますが、地域住民に対する求職者情報の提供や、地元就職を希望する高校生に対する企業説明会を実施しております。

続いて、２点目の都市公園管理についてのうち、アの街区公園等の管理はどうなっているかについてありますが、街区公園等の管理は、遊具の定期点検と砂場の衛生検査を年１回業者委託により実施するとともに、道路パトロールに併せ日常点検を行う必要に応じ修繕等を行っております。

また、鹿の糞対策としては、過去に若竹公園では芝生を撤去し山砂へ入替を行い、湾月町児童公園ではフェンスに門扉を設置し、各公園に鹿除けシートを設置するなど、鹿の侵入対策を行ってきましたが、残念ながら効果はみられない状況であり、現在は年に数回ではありますが公園草刈時に併せて鹿の糞の除去などの管理を行っております。

次に、イの人口減少に伴い街区公園等を整理再編し、資源集中による住民が憩える公園を整備していくべきと考えるがどうかについてありますが、近年の街区公園等の利用者は、非常に少なくなっているものと認識しており、その原因としては、人口減少、少子化や生活様式の変化のほか、鹿の糞害や施設の老朽化など、様々な要因があるものと考えております。

町としては、公園は、子どもの遊び場のみならず、町民の憩いや集いの場として、まちづくりを進める上で重要な施設であると考えておりますが、大半の公園は老朽化による遊具の更新は行っているものの、設置当初から大きな変化も無く現在に至っており、時代とともに変化する地域の実情や町民ニーズに対応していく必要があると考えています。

そうしたことから、現在、今後の公園のあり方について、維持管理を含めた長寿命化、適正化についての計画を策定中であり、その計画の中で公園の再編を含めた公園の在り方について検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 それでは、まず、起業家等の支援補助制度から行きたいと思います。

町長のほうの答弁でも、まず他自治体の補助制度や実施の状況を把握し分析をした中で補助制度の創設に向けて検討していくということであります。起業家等支援補助制度なのですが、釧路管内ではどこの市町村も導入されていないのが実態なのかなというふうに、私の調べた限りでは思っております。隣の根室管内では、別海町や標津町、それとあと根室市などが設けております。隣の十勝管内のほうでは、大樹町まではちょっと調べていたのでうけれども、それ以外についてはちょっと調べ切れなかったのですが、そういった中で、なぜかしら釧路管内は全滅というような状況になっております。

ちなみに、別海町の起業家等の支援事業の補助金というものが一応要綱としては出したのですが、開業助成支援が経営拡大の助成、空き店舗の利用に関する事業に対する助成ということで、新規開業だと限度額が100万円とか。あとは新分野進出についても新たな店舗を構える場合には限度額が50万円とか。また、店舗の改修などについては30万円とか。その他、拡張や何か50万円とかといった中で、様々なメニューというものがあるのですが、ただ、これを調べていて見て思ったのが100万円とか50万円で、今の物価も上がった状況の中で、どれだけの人たちがそういう利用に喚起されるのかというものがちょっと不安には思ったところであります。

そういった中では、やはりこれを検討していく上では、新規着業者や経営拡大をしようとする人たちに資金確保というものがどれだけ町としても協力していくのかなというものが重要だと思います。この補助制度を検討していく上で、以前私が1期前、前々期のときに一般質問したのですが、クラウドファンディングの導入で資金の確保をしやすくするとかも、そういうようなものを、これらと合わせた中で資金確保をしやすいようなものも一緒に考えた上で、この補助制度なりを今後考えていっていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） この補助制度の活用という、創設について、ちょっと前向きに私は考えていきたいなというふうにまずは思っております。

管内でもいくらかやっている自治体も実はございまして、大体、今議員がおっしゃったとおり、下限50万円の上限が大体100万円から200万円というところが釧路、根室、十勝管内で取り扱っているケースかなというふうに思っております。

町長の答弁でもあったのですが、やはり空き店舗等々がかなり目立ってきているというのは、これは誰もが見て分かるところかなと思います。しかし、ただ、この空き店舗の状況も、我々正直申し上げまして、なぜそこが空き店舗になったのかという、ちょっとプライベートなところも出てくるとは思うのですが、そういうところまでやはり分析できるものはしなければならぬだろうなというふうには思

っております。ただ、制度、いろいろ考えていかなければならないのですけれども、厚岸町の場合は、皆さんも見て分かりますとおり、店舗付き住宅というものの比率がものすごく大きいと。ですから、お店は閉めたけれども、2階や1階の奥にはまだ生活しているというような環境がございますので、そのような店舗を逆にいじるということはかなり難しい部分も出てくるだろうなというふうには思っております。

あと、議員おっしゃったとおり、クラウドファンディングというような部分で、今は資金を外部から調達してというようなことで起業家をするというような方々も結構増えてきているなというふうには私も感じております。

町としては、例えば、今考えております起業家支援の補助金のほか、あと北海道並びに国、これらのメニューだけで、例えば空き店舗を使ってやります、起業家に向けてやりますといったときの資金の調達、十数本くらいはもう既に用意ができております。これら資金活用なり、クラウドファンディングなり、ましてやあとは町の補助金なりということで、それらを有効に組み合わせた形で起業の促進が図ればよいなというふうに感じております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 国や北海道が制度としていろいろなものがあるのは当然なのですが、ただ、補助金とかのまとめサイト、各自治体の補助事業とかのまとめサイトなど、厚岸町だと検索しても該当がゼロ件とかというような状況になっています。と言うと、それを見ただけで、厚岸町は新規着業とか、そういう起業活動への理解やそういう協力というものがほとんど意識が少ない町なのだなと、そういうような、やはりメッセージとしても、伝わってしまうものだと思います。そういった中では、やはり厚岸町もこういうことでやっているのだよというものを、そういうまとめサイトなりでもしっかりと載るような制度をつくり上げていくことも、これからの町のPRとしてもなると思うので、ぜひそこら辺も含めて検討していただきたいなと思います。

再質問の答弁の中で言われていましたけれども、空き店舗なりの居住者付き店舗の問題、これはまたほかの問題でも私もやろうとは思っていたのですけれども、例えば店舗の部分と住宅の部分、2階の部分なりをもう分離する工事、そういうものを取り入れた中で、そこに対しての補助制度を設けるとか。いっそうのこともうその店舗住宅からもう出てもらって、その家の人は例えば町営住宅のほうに入ってもらって、そうしてもう店舗付き住宅自体を新たな継承をされるとか、そういうようなことは、また違うときにでも質問しようとは思っていたのですけれども、今ちょうど話が出たので、一応私としては大体そういうような考えもあるといった中では、今後も検討していただきたいと思いますなと、またそういう課題もあるなというものをぜひ検討していただきたいと思いますなというふうに思います。

続きまして、商工会や漁協、農協の青年部は女性部との会合のほう、この中では必要なニーズの把握に努めてまいりますと。今まで年間にそれらの団体などとそのような政策懇談とかというものをやってきたというものはあるのでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私ども漁協、農協さんとの普段から仕事の関係で付き合いがあるのですけれども、青年部、女性部といった、そういう部会との組織の中にお邪魔して懇談を持ったり、何か要望を吸い上げたりといった機会は1回もやっておりません。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 私のほうからは商工会、青年部、女性部の関係についてお話をさせていただきますけれども、正式にそのような場を設けたということはありません。ただし、青年部、女性部の中で新年会だとか総会だとか、こういう席にお呼ばれする機会がございますので、その中ではそれらの方々といろいろなお話をするといったような機会はあったかなというところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 できれば、年1回ではなくて四半期に1回とか、そういった頻度でもって、まず顔を、お互いの顔と名前が一致するような信頼関係というものを築いていってもらった中で、いろいろな、こうしたほうがいいよねとか、こうだったらいいのにねとかという、そういうような話のしやすいような状況というのも生まれてくると思うのです。今まで1回もないのであれば、やはり何かしらのとっつきというものは必要だと思いますし、例えばそれぞれの新年会や忘年会などに一緒にやるような機会があったときにも、何かしらのそういう働きかけなりもやった中で、積極的にぜひ役場側もそういう後継者側のほうに入っていく、そういう意欲というものをを出していただきたいなというふうに思うのですけれども、今後については、やはり、ぜひともそういう1回とは言わず、2回、3回、4回とやるようにしていただきたいと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご提言、大変重く受け止めているところではありますけれども、青年部、女性部といった部会については、それをつかさどる本体組織というのがあると思います。総会であるとか、本体組織とのやり取りの中で、ニーズ、そういった青年部、女性部のニーズというのは、そこを通して我々のほうに上がってくるという部分もありますので、こちらから積極的にその中に入っていく、全く排除するものではないですけれども、こちらから積極的に入っていく、年に2回、3回、4回という部分については、ちょっと今のところは考えられないのかなというふうには思っております。ただ、それ以外の機会で、いろいろな部会の販促活動だとか、例えば漁協で言えば、昆布の内地に行って昆布の販促をやったりというような釧路協議

会の、昆布協議会のそういった活動に女性部の方が積極的に関わっていただいているという部分もあったりして、そこにうちの水産農政課の職員が今回大阪に行ったりして、いろいろな浜の母さん方のお話を聞いて、そういった職員の顔を売ると言うのですか、まさに職員として現場にいる職員と一緒に行って、昆布を売って、日頃のそういった女性部の方の声を聞いたり、課長が何だかんだ聞くということではなくて、そういう職員が聞いて、顔を売って、水産課にはこういう若い大変すばらしい職員がいるのだなというお褒めの言葉もいただいたそうでもありますので、そういうのも漁業であったり、農業であったり、そういった部分に機会を生かしながら、顔を売るところから始めながら、そこからいろいろな日頃の意見だとか要望だとかというのを吸い上げていって、最終的に本体組織を含めた中で、町と産業団体のコミュニケーションを図っていければなということも考えられるのかなと思っておりますので、また来年に向けては総合計画の見直しという部分もありまして、今盛んにまちづくりワークショップですか、そういった部分も開催しております。そういったところに部会として参画いただきながら、いろいろな意見を出していただいて、来たる中間見直しに向けてやっていくとか、そういう手法も考えられたりするとは思っているので、あらゆる機会を捉えて、役場一丸となって進めていくことがいいのかなというふうに考えております。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 今、水産農政課長の答弁にもありましたけれども、私もことある機会に、特に商工会の青年部や女性部の方々は、私たちがやっているイベントの中でかなり協力的にお手伝い願ったり、そういうところでのコミュニケーションが日々取れている団体かなというふうにも思っておりますので、もちろんそういう中でのニーズを把握したりだとか、あとは本体の商工会、こちらのほうとも常日頃、意思疎通がなされておりますので、理事の方も引くくめたいろいろな意見を伺う場というものもあると思っておりますので、その辺対応していきたいなというふうに思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 組織から本体組織に吸い上げたものが町のほうに上がってくる、現状はそうなのですけれども、やはりそれだけではなくて、下での交流で得た情報というものの、むしろ町側のほうからこういうものがどうなのだとかも提案できるくらい、むしろ株組織と職員がやったやつが職員の発案で事業化をやった上で、それを事業化の計画を持った上で、それをむしろ本体組織のほうを動かすくらいの、そのくらいの活力というものが、今後のまちづくりの中では大きく求められてくるものだと思いますので、やはりそこら辺も含めて、しっかりと今後、後継者となる人たちとの様々な場面での意見交換などの機会というものを捉まえた中で、新たな事業創出などもどんどん提案がされていくような、そういう環境というものをつくっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

大分時間が残ってしまいそうなのですが、次に行きます。続きまして、都市

公園です。都市公園の管理で、まず、1年に1回の業務委託によつての遊具の点検や砂場の点検というものがされているというのは、当然予算的にも出てくるので分かるのですけれども、日々の点検、そういう日々の点検といった中では、そういう各公園に管理人なりというものが現状置かれていないというふうに思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

日々の点検ということでございますが、1回目の答弁にもあったように、道路パトロールに合わせた中で、公園も合わせて点検をしているというのが実態でございます。毎日必ずここに行くとか決めた中で点検を行っているわけではございません。さらに、管理人につきましては、街区公園等につきましては、当然管理人を配置しているものではございませんので、手前どもの職員で日常点検を行っているという状況でございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そこで、各公園に管理人なりを委託して置いて、日々の公園の清掃なり、獣糞が散乱している状況であれば、それを毎日でなくても。毎日だと大変なので、2日に1回とか、3日に1回とか、そういう頻度の中でやった中で、管理の適正化を図るというような考えというのはお持ちではないのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 公園の管理につきましては、ちょっと先ほど申し漏れたのですけれども、すみません、トイレのある公園に関しましては、清掃委託というところで行っているのが実態でございます。ご質問者おっしゃるのは、鹿の糞であるとか獣糞の害に関する、そういった清掃に係るものだと思いますけれども、これまではそういった検討はしておりませんでした。近年、おっしゃるとおり鹿の糞がかなり多くて、非常に頭を悩ましているような状況でございますので、今後日常点検の回数を増やすのか、それとも管理全体を委託をかけるのかというところは、ちょっと内部でいろいろ検討はしていきたいなというふうには考えてございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 すみません。大きな1番目の（2）番飛ばしてしまったので、大きな2番目が終わった後に再度入らせていただきたいなというふうに思います。申し訳ございません。

自治会とかではなくて、やはり付近の住民に管理人を頼むとかというものでもいい

と思うのです。少なくとも付近に住んでいる人であれば、子どもたちの遊んでいる状況とか、利用の状況というものも常に見ることもできますから、ちょっと危険だなとかと思うときにも、管理人としても注意をすることとかもできるだろうし、ほったらかしたままでの街区公園で、ただ遊べというだけでは、やはりもうならないのかなといった中では、やはり管理人を置くというものをぜひ今後も検討していただきたいなというふうに思います。

といった中で、管理人をそれぞれ置いて、整備をしていくだけでも、厚岸町にはかなりの数の公園があります。これらをもう整理統合していても私はいいのかなと。例えば1万8,000人くらいいた人口のときの都市公園の数ぐらいなのかなというふうに思うのです。今の公園の数というのが。そういった中では、人口も減少して、子どもたちの数や、そういった利用される方々の数といったものも減ったり、または車の時代にもなった中では、いろいろなところにも車でも行けるといった中では、むしろ各地域、大体各町村に1カ所ずつ、各町に1カ所ずつあると思うのですけれども、それらをもっと集約してまとめてしまって、きちんとした公園を整備して、そこを集中的な管理運営をしていくというものも必要なのではないのかなというふうに思うのですけれども、都市公園法的にそういうものが、整理統合というものの、人口の減少に伴う整理統合とかが可能なのかどうか、ここら辺はどうなのでしょう。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 公園の再編という感じで捉えさせていただきますけれども、ご質問者おっしゃるとおり、設置して以来、特に大きな変化もなく、これまで、古いものに関しては50年もたっている公園があるわけでございます。その中で元々都市計画公園と呼ばれる街区公園に関しましては、都市計画決定を受けた中での公園の決定をさせていただいておるといったものがございます。そのほかに、都市計画公園以外の街区公園というものも実はその中に含まれておりまして、それは町内で4カ所ほどございます。そういった中で、統合ですとか集約といった部分に関しては、街区、いわゆる地域で必要なある程度の面積というものも法律の中で決まっていますので、それらをクリアした中であれば、ある程度の統合であったり廃止というのは認められるのではないかなとは思いますが、ただ、計画決定を受けている公園であるが故に、いろいろと北海道なり国なり、北海道ですか、北海道のほうと協議を重ねる必要は当然ありますので、我々の考えだけではなかなかことは進められないというのはご理解いただきたいなというふうに思っております。

それから、再編という意味では、数を減らさないで、今の公園を生かしつつ、例えば公園の形態を変えていくといったものも一つの手法であるとは考えておりますので、そういったものもこれから検討はしていくべきものだというふうに考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員　そうすると、面積要件が一番の大きな設置要件としてはあるから、なかなか数をといった中では、人口要件というものよりも、むしろ面積要件のほうが大きいのかなというふうに私だと聞いて、なかなか減らすこともできないのかなというものもあるのかなというようには感じたところではあります。そういった中でも整理再編ができるところは検討していくということなので、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

その際に、ぜひ検討していただきたいのが、私の出した資料の2番目です。1番目は後からやりますので2番目です。これは皆さん方のほうにもいってますよね。テキサスゲートグレーチングというものがあります。要は道路側溝とかにあるグレーチングをちょっと改良したようなものらしいのですけれども、偶蹄目の動物、馬や牛、または鹿などもそうなのですけれども、蹄のある動物やこういうグレーチングのところに足を踏み入れないというような考えの下、こういうものが今あります。これがあると、周りは高いフェンスで張って、入口はこれをやっておけば、車の交通などは普通に人も車も行き来はできるけれども、鹿だけは入ってこないようなものというものもできるようなものというものが考えられております。ぜひ今後の公園の整備とかにおいては、こういうものを設置していくというものも必要かなというふうに思うので、これについても今後の検討の中に加えていっていただきたいなというふうに思います。これは私のほうから出した資料なので、これについていい、悪いという答弁は求めるものではありませんので、よろしくお願いします。

すみません、戻らせていただきまして、1問目の（2）番です。地域企業人材支援事業の導入実施をする考えはないのかということの中ですけれども、まず情報収集を行い、併せて企業側の状況やニーズも把握した中で判断したいというふうに考えていますというような答弁をいただきました。私のほうでその地域企業人材支援事業のフローというものを資料として出させていただいたのですけれども、主に右側の、私が言っているのは右側のほう、この下の、地域内、育児などで短時間業務や何かといったもの、地元の就職を希望する高校生、地元就職にあたっての企業情報等のニーズなりというものの上にも掘り起こし、人材のニーズ、研修、マッチング、トライアル勤務なども含めた中で、これについては1団体当たり1,500万円の上限、交付税が措置をされると、措置率は0.5%で、財政力補正係数もそれには課かさるということで、実際にはどれだけのものが、厚岸町が申請した場合出るのかというのは私のほうでも計算はしていないのですけれども、やはり人材の確保に、今どこの企業の困っているものであります。水産加工場や何かで働く男性、女性の従業員、パートなりの人方の確保というものも困窮しているような状況というのを聞き及んでおります。また、一次産業とかについても、後継者になり得る人がいないという問題も多く、今後10年間のうちには漁業者も大分減るのではないのかというような、そういうような話が出るくらい、そういうような形の中で地域内の労働力というものがどんどん減っているなど。これはもう人口減少だけではなくて、いろいろな要因というものもあると思うのですけれども。

国は今回、扶養控除の上限というものを上げるといった中でなりますよね。であれば、むしろそれをチャンスに捉まえて、こういうものを一緒になってやって、もうパ

ートなり何なりをどんどんやりましょうよと。町内の専業主婦の人方なり、ちょっと65歳や70歳になった高齢の方々にもどんどんこういった中でやっていきましょうよと。どんどん働きましょう、皆さんで働きましょう、そしてそれで得た金というものを、得た余剰資金なりという、生活資金でもあるのですけれども、それで得た余剰というものをどんどん域内で、地域内でも使っていけば商業振興にもなるだろうし、町の活性化にもつながるのではないかなというふうに思います。

理想的には、私は最近スマートフォンのアプリで隙間バイトという、そういうアプリがあるのですけれども、あれは紹介者もなしで、面接などもなしで、いきなりその日にバイトをしたいというような中で検索をしていくと、何かすぐそこでやって、その日のうちに労働対価をもらえるというようなものがある。これが該当できるのは、ほとんど都会だけだというふうに思うのです。厚岸町でそれだけの需要も供給も確保できるのかと言え、当然ないので、やはりそこまではいきませんが、理想はやはりちょっと働きたいなと思ったときに、何か調べて、町内でもこういう仕事が募集されているのだなといったものが簡単に見れて、ほとんど本当に面倒な手続きなりもない中で、ちょっと1日、2日、1週間なり1カ月なりでもいいのでしょうけれども、そういった中で、まずお試し採用というのも当然考えなければならないといった中では、ここでもマッチングとかといったものでもあると思うので、そういうものでももっと気軽に町内の人材の掘り起こしというものをできるような形の中で考えて、こういうものをぜひ導入に向けて検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 地域企業人材支援事業の関係ですけれども、正直もうしまして、議員から今回質問があつて、初めてこの事業の名称を知らされたというところであります。総務省のサイトに同じ用紙と、あとは実施要綱等は載っているのですけれども、それ以外の情報が何もないと。私ども自治体のほうにも、特に私の課のところには、一切このような情報はないといったようなものですから、なかなかどのようなことをやれば、この補助基準に見合うのかどうなのか。一部町長の答弁でも書きましたけれども、地域内での部分、例えば就労情報の提供だとか、今年度から翔洋高校生1、2年生なのですけれども、この生徒を対象にした町内企業の説明会等の実施だとか、メニューにはまるようなものはできてきているかなというふうに思っております。まずは、本当にこれがどのような事業、どういうことをやればいいのかといったようなところの補助のまずお勉強をさせていただきたいと。そこからこの事業を使うのか、使えるのかというところの判断はしたいなというふうに思います。

それと、議員おっしゃいました隙間バイトの関係、確かに今かなり流行ってきているようです。厚岸町としては、ちょっとなかなか厳しいかなと思いますけれども、そのような仕組みなり、例えば扶養控除の関係、税額金額が上がったことによって、もっともっと、例えば現在パートで働いている方が時間数を延ばしていけるような、そういうようなことにつながれば、企業の人不足というところも解消されるのではない

のかなというふうに私も思います。この辺につきましても、商工会等といろいろな情報は集めてはいるのですが、なかなか直接的な企業の求人の部分、人手不足というところが踏み込んでいけないというところもありますので、これらもこの制度の勉強をするのと並行に、町内企業のまず状況、そしてニーズ、こういうものを把握した中で、そして職を探しているような方々に対して、もっと効果的な求人情報の発出の仕方はないのか、こういうこともちょっと検討していきたいなというふうに思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 地域企業の人材支援事業については、去年、一昨年くらいにできたものではないのです。もう5年以上も前からこれ自体はある中で、何で総務省なりがそんな各町村にこういうものがあるよとかという、そういう通知というのが、恐らくどこかには行っているのだとは思いますが、それがたまたま観光商工課のほうに回ってこなかったというものもあろうかなというふうに思うのですが、そういった中では、もう5年以上もたっているような事業ですから、やはり実施されている団体や市町村というものもあると思います。そういうものもしっかりと研究した上で、何とか町内の労働力喚起につなげるようなものの一つとしてなり得るように頑張りたいなというふうに思うのですが、いま一度お願いいたします。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 議員おっしゃるとおり、制度がもうできあがって数年たっているのであれば、実施している自治体の情報というのはつかめるかなと思いますので、その辺、インターネットなり、分からないようであれば直接総務省なりということで、情報の収集をしてまいりたいと。それと町内の職の部分、もっともっと皆さん方が安心して働けるように、そして働きたい、働いてほしい、これらの情報をうまくマッチングできるように担当課の方として頑張っていきたいと思います。

（「終わります」の声あり）

●議長（大野議員） 以上で、堀議員の一般質問を終わります。

次に、8番、石澤議員の一般質問を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

最初に酪農問題についてです。

酪農経営の危機は、恐らくこの40年間で最も厳しい状況になっています。需要減少による生乳過剰と飼料など生産資材の高騰によるコスト上昇と所得減少、これらが同時に起きたのは、今回が初めてだと思います。先の見通しが全く立たなくなっていま

す。

まず最初に、今までのやり方を見直し、地域、国内の資源を活用した酪農を築くことが必要だと思います。大規模化だけでなく投入資材が少なく、外的要因に左右されにくい持続型酪農を町としても推進していくことはできないかお伺いいたします。

次に、次代を担う後継者の確保を農家任せにすることなく、これまで以上に取り組む必要があると思いますがどうですか。

また、新規就農者の増加は本町の人口減の歯止めや産業・経済活動の活性化につながると考えますがどうですか。

国に対して酪農家への緊急所得補償を申し入れるべきと思いますがどうですか。

次、再エネ条例についてです。

町内にもメガソーラーの発電施設が増えています。景観や環境破壊などの防止や、発電事業終了後に速やかに設備を撤去して原状回復を求めるなど、トラブル回避を意図とした条例をつくる必要があるかと思いますがどうですか。

それから次は、全国学力・学習状況調査についてです。

学力全国1位の裏で「行き過ぎた事前対策」結果にこだわる根深い体質という報道がされています。このような実態が生じたことについて教育長の考えはどうですか。

厚岸町では学力調査をめぐって「行き過ぎた事前対策」のような実態はありませんか。

学力テストは、様々な弊害が生じたことにも起因して学力調査というように変遷してきました。それでも順位が発表されたり比較されたりすると、当然教育現場では、学校や教師の側に競争意識が出てくるとと思いますがどうですか。

本来学力というのは、比べたり競争させたりすることはなじまないと考えますがどうですか。

フリースクールについてです。

不登校の子どもたちが増えていると言われますが、本町はどうなっていますか。

また、その子どもたちの居場所づくりの取組はどうなっていますか。本町でのフリースクールなどは考えられませんか。

これで1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の酪農問題についてのうち、アの大規模化だけでなく投入資材が少なく、外的要因に左右されにくい持続型酪農を町としても推進していくことはできないかについてであります。当町でも、輸入配合飼料や生産資材の高騰など様々な情勢変化の影響を緩和するため、釧路農業改良普及センターを始めとする関係機関の協力を得ながら、持続可能な酪農業の推進に取り組んでおり、本年10月22日には、北海道が釧路管内の酪農家や農協職員等を対象として、自給飼料利用拡大のため草地植生改善や施肥のコスト低減・省力化に係る取組などについての研修会を標茶町で開催したところであります。

町としても、このような機会を活用し、関係機関と連携しながら、良質な自給飼料確保のための草地整備事業を継続的に実施し、自給飼料の利用拡大等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、イの次代を担う後継者の確保を農家任せにすることなく、これまで以上に取り組む必要があると思うが。また、新規就農者の増加は本町の人口減の歯止めや産業・経済活動の活性化につながると考えるがについてであります。次代を担う後継者としては、まずは、家族による事業承継が考えられますが、お子さんやお孫さん自身が後継者になりたいかということや現在の経営者が次の世代に引き継がせたいかという課題は、それぞれの家庭事情や個人の考え方もあり、一概に語ることは難しいものがあるかと思えます。

昨今は、様々な要因から酪農経営の先行きが不透明で、次の世代に引き継ぐことをためらうような風潮も一部にはありますが、小学校では社会科の授業で酪農の仕事に触れる学習機会を設け、農協では、イベント等のブースを借りて酪農の魅力を伝える場を設ける取組を行っており、今後も教育委員会や農業関係機関と連携し、酪農の魅力を伝える場を増やしてまいりたいと考えております。

次に、新規就農者対策についてであります。当町における新規就農者数は、昨年、今年と1件ずつの状況となっております。

新規就農者誘致の取組は、町と農協をはじめとする農業関係団体で組織する厚岸町農業担い手育成支援協議会において、毎年、北海道と東京で開催される就農フェアなどに参加し、酪農業に興味のある方に当町の魅力や就農に関する説明の機会を設けております。

コロナ禍によるオンライン開催の時期もありましたが、昨年度から徐々に対面開催が増え、今年度については、すでに3回参加し、この後も2回参加する予定となっております。

今後も、一人でも多く厚岸町に就農していただけるよう関係機関と連携し就農対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ウの国に対して酪農家への緊急所得補填を申し入れるべきと思うがについてであります。令和4年度については、飼料や肥料の高騰対策として、国・道・町・農協による助成を行ったものの、酪農家の経営は、非常に厳しい状況であったと、農協からお聞きしております。

また、本年度については、国・道からの飼料や肥料高騰に対する助成が継続されたことや、加工向けの乳価が4月から10円引き上げられたことにより、昨年よりも収入増は見込まれるものの、猛暑における乳量の低下、飼料を始めとする資材高騰の影響があり、酪農経営は昨年に引き続き、厳しい状況であると考えています。

これから、農協においては、酪農家と個々に面談を行い来年の営農計画を立てる時期となり、本年の収支状況が見えてくるとお聞きしておりますので、各農協から情報収集をし、各関係機関にあらゆる機会を通じて必要な対策について、国に働きかけてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の再エネルギー条例について、景観や環境破壊などの防止や、発電事業終了後に設備を撤去して原状回復を求めるなど、トラブル回避を意図とした条例

をつくる必要があるかと思うがについてであります、メガソーラーを含めた太陽光発電施設の設置については、資源エネルギー庁や環境省が策定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインや各種法令等に基づき規制されています。

町独自の規制については、これまで設けておりませんが、来年度、環境省補助事業の地域脱炭素計画づくり支援事業を活用して、再生可能エネルギーの導入を促進する促進区域、環境保全を優先し保護する規制区域を設定するゾーニング事業を実施する予定でありますので、本事業に基づいて、太陽光発電施設設置に係るガイドラインの策定、または条例の制定を検討してまいります。

発電事業終了後の原状回復については、町内で発電事業を行っているメガソーラー事業者との間で、事業終了後は開発前の自然環境回復を行うものとする協定を結んでいるところであり、今後、検討するガイドライン、または条例においても同様に原状回復を求める内容を盛り込むことを考えております。

私からは、以上でございます。

3点目と4点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の全国学力・学習状況調査について、及び4点目のフリースクールについてお答えいたします。

初めに、3点目の学力全国1位の裏で行き過ぎた事前対策のような実態が生じたことについて教育長の考えはどうかのアの厚岸町では学力調査をめぐって行き過ぎた事前対策のような実態はないかについてであります、教育委員会では、全国学力・学習状況調査を、厚岸町の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、町の教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、また、学校における児童生徒への教育指導の充実や授業改善、学習状況の改善を行うことを目的として実施しており、学力調査の結果のみに終始している状況ではないため、行き過ぎた事前対策のような実態はありません。

次に、イの学力テストは、様々な弊害が生じたことにも起因して学力調査に変遷してきたが、順位が発表されたり比較されたりすることで、学校や教師の側に競争意識が出てくると思うがどうかについてであります、教育委員会では、学力調査の結果を町の教育施策の成果と課題として、北海道版結果報告書における市町村別結果や広報あつけしへの掲載を行っておりますが、調査結果の順位や他の地域との比較が中心となるような掲載はしておりません。そのため、当町では学校や教師の側に競争意識が出てくるような実態は見られません。

次に、ウの本来学力というのは、比べたり競争させたりすることはなじまないと考えるがどうかについてであります、その点につきましては、ご質問のとおりと認識しており、教育委員会といたしましても、学力を児童生徒間や学校間で比較し競争させるのではなく、児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせ、これらを活用して新たな課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、また、主体的に学ぶ力を育ていけるように取り組んでまいります。

続いて、4点目のフリースクールについて、不登校の子どもたちが増えていると言われているが、本町ではどうなっているのか。また、その子ども達の居場所づくりの取り組みはどうなっているのか。本町でのフリースクールなどは考えられないかについてであります。令和4年度に文部科学省が行った児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、小中学校の不登校児童生徒数は29万9,000人にのぼり調査開始以降最多と公表されており、当町においても、30日以上欠席している児童生徒は、令和4年12月末の調査において、小学校で7人、中学校で17人と増加傾向にあります。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的もしくは社会的要因または背景によって、児童生徒が出席しないまたはすることができない状況を指し、どの児童生徒にも起こりうるものと認識しております。

平成28年12月に制定された教育機会確保法では、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすることとされており、特に不登校支援として、学校において安心して学べる環境づくりとともに、学校外の学びの場であるフリースクールなど関係機関と積極的に連携を図る意義は大きいとされております。一般にフリースクールとは、不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行っている民間の施設であり、当町には該当する施設はありません。

町内の学校では、不登校児童生徒に対し、担任による家庭訪問や面談などを通して状況の把握に努めるとともに、オンライン授業により自宅での学習機会を保障するなどの対応に努めています。また、保健室登校や、スクールカウンセラーによる心のケアなどの支援を行うとともに、指導室では、児童生徒や保護者への相談対応を行っております。

現在、教育委員会では、不登校の児童生徒に対して、自分の学校や教室以外の場所でも安心して学ぶことができる場を提供できないか協議を進めているところであり、具体的には多目的教室を活用した教育支援ルームの設置など、不登校児童生徒や教室での学習に不安を抱える児童生徒の居場所づくりについて、学校と協議をして検討を重ねております。

不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒自らが、自分の進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが重要であることから、今後も児童生徒や保護者の意思を大切にしながら、環境整備に努めてまいります。

●議長（大野議員） 休憩とします。

再開は3時半。

午後2時43分休憩

午後3時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

8 番、石澤議員の再質問から行います。

8 番、石澤議員。

●石澤議員 今年、酪農危機と言われて3年目です。3年目になって、本当に今が大変な時期になってきてまして、地域で言えば、来年の3月までに3件の離農がほぼほぼ出ています。そういうことで、地域自体がだんだんなくなってくるのではないかというような感じがあります。この前のNHKだったかな、食料危機の問題で、最初にお米をやって、その後酪農とか畜産の関係をやっていました。皆さんの、国民、私たちの食べ物がなくなっていくという、農民がいなくなるということは、それをつくる人がいなくなるということなのですよ。厳しい状況が映し出さされていましたけれども、厚岸町でも太田農協でもそれは人ごとではないというふうに今なっています。

この中で、持続型の酪農をというふうに私は提案したのですが、釧路農業改良普及センターはじめとするということで、こういう食料利用拡大のためのという取組があるということでしたが、これに参加してみて、どういうふうに思ったのでしょうか。参加したのでしょうか。参加してみてどういうふうに感じましたか。それを聞かせてください。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私、別な公務があって残念ながら参加はできなかったのですが、うちの担当職員と町営牧場の職員がこの研修会に参加をしております。それから、町内の酪農家の方も3名ほど参加されていたり、あと農協の職員の方も参加をしております。ちょっと内容が、ざっくり言うとトウモロコシの植生をどうやってよくしていくかだとか、あと草地の土を改良することによって良質な牧草を育成するための手法だとかというところの改良センターの職員の方の講義だとかというのを聞きしたり、民間のメーカーのお話をいただいたということだったらしいのですが、結構専門用語とかが出てくるものですから、ちょっと私も分かりかねる部分も多々あったのですが、日本の酪農情勢がこうやって世界情勢に左右される中で、国内自給率を上げていくための一つの手段として、今後こういった部分を、今までもやっていたのかもしれませんが、さらに地域の酪農家の人方にも理解をいただいて、そういう手法もあるということを勉強していく、その中の一つの取組だったというふうに私は認識しております。

●議長（大野議員） 8 番、石澤議員。

●石澤議員 そういうことだったと私も聞いています。

酪農は規模拡大と予算措置で現在に至っているのです。増えた高質乳、大規模農場を維持するためには、高度な技術と高品質の粗飼料、穀物飼料が大量に必要で、国内基盤では補えなくて輸入の飼材の割合が増えたということで、今回のこの事態が起き

ています。それで、常に成長拡大を、クラスター事業というもののの中で求められ続けられたというか、拡大しないと補助金が出ないとか、また、補助金の補償がないとやっていけないという、そういうような中であって、農家としてどういうふうにやっていくかというのは、それぞれの農家の判断と言えれば判断なのですが、経営者としての能力を強く求められるということで大変な思いをしている、その結果の今の状況だと。子牛も安い、それから乳量は10円上がりましたがけれども、規模拡大をした人たちとか、それから新規に入った人たちにとっては、搾れ、搾れと言われるけれども、搾れば搾るほど赤字になる、そういう声も出ています。

こんな中で、子どもたちに、先ほど後継者の問題は家族とか孫とか家族とかの問題だというふうな形で言われていましたけれども、どうして子どもたちが跡を継げなくなったのか、それから現在の経営を次の経営移譲でもできないのかということなのですけれども、それは何と言っても農業で食えないからです。だから、自分たちでは酪農では俺たちでおしまいだと、酪農の仕事は大変だ、だからお前たちは別なところへ行行って生活しなさいと、そういうようなことを言わざるを得ないような酪農経営になってきたのです。常に拡大を求められ、そして牛乳が足りなかったら搾れ、余ったら減らせ、酪農の1年間、牛が極端に乳が出たり、出なかったりするものではないです。工場のバルブを閉めるように、今日は出すな、明日は出せと、そういうことにはならないのです。そういうような中で振り回されている中で、それを見ている子どもたちは酪農をやりたいなんて思わないですよ。親も朝の早くから夜遅くまで仕事をして、そんな中で、お前たち継げとは、昔は農家の息子は長男が継ぐのは当たり前、そういう形で就いてきた人たちだと思います、今の跡取りになっている人たちは。だけれども、それ以上は自分たちが大変な思いをしてきた農業を継がせられないというのが本音だと思うのです。でも、それで本当にいいのかなと思うのです。

今、本当に緊急に国にやってほしいことがあるのです。緊急支援と言ってましたけれども、今必要な対策だと思います。これは農家の皆さんの声とかもあるのですが、政府による酪農家の緊急所得支援です。乳量、乳牛1頭当たり10万円、予算にすれば750億円です。これは牛乳生乳品の小売販売額上昇を抑え、一般国民への生活支援への効果もあります。それから、国産チーズに対する支援です。国産チーズ乳価を輸入価格まで引き下げ、引き下げ分を政府が補償し、年間予算80億円から150億円程度でこれができるのです。こういうことで酪農家の離農を止める、今すぐ。やれることだと思うのです。昔は農業予算は3兆円くらいあったそうですが、今は2兆円くらいに減ってしまっています。これで食料をどうするのか。学者の中には、日本人が今飢餓になったら一番最初に餓死するとまで言われています。そういうような状況になっているのに、何も手を打たないということはないし、この問題は町から国に対して、町にやれと言っているわけではないですから、きちんとこういう問題があるということを伝えていってほしいと思うのですがどうでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） クラスター事業の部分、さらには持続型酪農の部分、今

までも議員のご質問に対しての答弁については、一環して酪農家の営農形態が様々あるといったお話であるとか、そういうことでご理解いただいていたつもりではあるのですが、さすがにこれだけ酪農を取り巻く情勢が厳しくなってくると、本当にかねてからお話があった放牧型酪農の有用性であるとか、そういった部分がまさに見直されてくることも割合として増えてくるのかなという気はしておりますけれども、これとて一朝一夕にすぐがらっと変えることもなかなか難しいといった中で、それぞれの酪農家さんがどのような形態を選んでいくのかという部分は、農協さんとの営農指導の部分も含めて、今後また変わるべきものは変わっていくかなというふうに思っております。それに行政が行政主導で、厚岸町主導でということにはなかなかちょっと難しいところはありますけれども、そういった中で町としてできる部分については支援できる範囲で支援していきたいなと思っております。

また、緊急補填対策のお話が出ておりましたけれども、この場で10万円の支援であるとか、チーズの輸入価格に対する補填措置であるとかに個々具体的な部分について、どうこうということはちょっと難しい部分ありますけれども、国、道含めて、酪農対策については、昨年コロナの時期からずっと継続して、今年度も国の助成として7,200円の1頭当たりの助成であるとか、北海道の6,800円の助成であるとか、厚岸町も昨年は1万円の差額の1,400円を支援させていただいておりますけれども、また、今般の道議会の補正予算を見た限りでは、さらに1頭当たり5,000円の追加支援もあるというような報道もされております。一遍に10万円の支援はないにしても、様々な機会を捉えて、行政としてもできる範囲の支援を行ってきているという部分は理解をしていただければと思います。

それから、乳価についても、今年10円、4月に上がりましたが、12月からまた加工乳は6円上がるというような報道もされておりますので、そういった部分、それから、主肥料、飼料についても、ここに来て外国の肥料の価格が7%ぐらい下がったり、飼料も16%ぐらい下がったというニュースも聞き及んでおります。為替の部分がありますので、円安に触れると、その効果はちょっとなくなるのかもしれませんが、苦しいながらも、何とか頑張っていると人ごとのように言うのではないかと思います。酪農家もそうですし、漁業もサラリーマンもみんな厳しいですね。その中で、何とか頑張って、そこを耐えて、長い目で見て、いいときが来ることを願ってというか、耐えるときは耐えなければならないと思うのです。サラリーマンもそうだと思いますし、漁業者もそうだと思います。離農というのは確かに私も聞いていますけれども、いろいろなケースがあるというふうに聞いています。本当に経営が成り立たなくなっていて辞められる方もいれば、本当にいい頃合いだという見切りをつけて辞められる方もいると。いろいろなケースがあるというふうに聞いています。なので、それはそれぞれの酪農家さんの判断であると思うので、そういう部分についても状況はつぶさに押さえながら、全体的な酪農を、厚岸町の酪農が本当になくなってしまわないように、行政としては行政のできる範囲で支援というのは行っていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 苦しいのはみんな同じだから、耐えれと言われたら耐えるしかないのかもしれないのですけれども、耐えられないこともあるのですよ。本当に大変なのです。今言っていましたけれども、それぞれ、今ならいい頃合いだと言って辞める方という話もしていましたけれども、その中にトラクターが壊れたから辞めるという方もいらっしゃるのです。結局、国の補助、さっき言ったクラスター言いましたけれども、クラスター事業で補償するのは、少しでも拡大、少しでも増やさないと出ないのです。現状維持です。今の状態。その中に、その地域の半分までの経営ならば出すとあります。でも、現状維持だったり、少し小さくしてやりたいという方にとっては、それは出てこないのです。現状維持でやるとして、例えばバンクリーナーの、昔はあったのかな、バンクリーナーの修理をしたいとか、それからトラクターの、今はこの状態だけれども、今トラクター高くて買えないのです。ものすごい金額します。そういう状態の中で、これがなかったらやっていけないというので、そうしたら辞めるというふうな。あと体を壊されて辞める方もいらっしゃる。本当は後継者がいれば、それだけで助かるのですけれども、後継者もいなくて、それで続かないというのが何件かあります。

その中で、新規就農で入ってくる人の今の就農するための金額を聞きましたら、1億円と言われました。結局牛が頭数が50か60。頭数の数で、そして施設をすると1億円はないと入れないと。今度、前回入った人も1億円と言ったかな、1億円がないと入れない状態なら新規で入る人いないと思うのです。放牧とか、先ほど言っていました放牧酪農の本当の意味での放牧酪農はどんなのかというふうに取り組んでいくとすれば、また違った補填は出てくると思うのですが、足寄では町を上げて放牧酪農を推進するという取組をずっとやっています。もう相当やっていると思うのです。それで新規就農者も増えています。だから、そういう事例もあります。その地域にあったやり方はあると思うのですが、今の時代に来て、いろいろなものをかけてやる時代ではなくて、どれだけ地域にあるものでやるかという酪農の仕方をやっていかなければならないと思うのです。結構広く土地があって、ここで放牧やったらいいなという事例も2例くらい見ました。でも、その方たちは離農をするということを決めています。すごくもったいないという感じがするのですが、そういう放牧も真剣にと言ったらおかしいのですけれども、こういうやり方があるというのは、町も率先してとは言いませんけれども、一緒にやってやるという方法を出して行ってほしいのですけれども、いかがですか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 先ほどちょっと答弁し忘れたのですけれども、個々の支援策についての北海道なり国に対する要望については、今までもやっておりましたけれども、これからも引き続きやっていくということは、改めてお答えさせていただきたいと思います。

それから放牧酪農の関係ではありますけれども、今年、足寄の北海道放牧酪農ネットワーク交流会というのが20年を迎えたというお話があって、町自体も放牧酪農推進の町という宣言をされておるようです。酪農家79戸のうち40戸が放牧酪農に取り組んでいるといった事例が確かにあります。昨年の12月議会でもこういった足寄のケースのお話出ておりました。確かに時代が変わって、こういった大規模経営の検証といった部分もいろいろ出てくるのかもしれませんが。そういった部分については、先ほどもお答えしましたが、経営指導されている農協さんであるとか、あとうちも町営牧場に専属の職員おりますけれども、そういったところで支援ができるものがあれば、積極的に関わっていくのはもちろんですけれども、いろいろな形態を研究しながら、世界情勢ですから、いつまたいい方向になって、飼肥料が安定的に入ってくるかもしれないですけれども、それはちょっと今の現状では望めない部分はあるかもしれませんが、その時代、時代に適合した産業の形態というのは農協さんと一緒になって、あと酪農家さんの意見も聞きながら進めていかざるを得ないのかなというのが現状ではないのかなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 これからもよろしくお願いします。

次に移ります。省再エネ条例です。これ読んでいますと、いろいろな形で研究して、条例の制定も検討していくということなので、これはぜひどんどん進めてほしいと思います。

それで、町外から来た人なのですけれども、厚岸に来たときに44号走ってきたら、尾幌のほうにメガソーラーありますよね。道路際ずっと見えるのを見て、いや、何かすごい違和感を覚えたのだよねという方たちが何人かいらっしゃいまして、そして、私は別に再生エネルギーに対しては取り組んだほうがいいと思うのですが、ああいうような形になったときに、熊本県ですか、地震のときに、あのソーラーパネルが全部落ちて、大変なことになって、撤去が大変だったというような話も聞いています。ですから、それも含めて、こういうメガソーラーの問題もあちこちに立ってきそうな気配もしますので、その辺を少し考えながら対応していったほしいと思うのですが、その辺どうですか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） まず、国のエネルギー基本計画という部分で、2050年のカーボンニュートラルに向けまして、今計画をしておると。特に太陽光発電につきましては、蓄電池等の組み合わせにより、長期安定的な電源として脱炭素だけではなく、地域における防災面での活用が期待され、さらなる導入拡大が不可欠であるというふうに明記をされているところでございます。

なお、このような国のエネルギー基本計画にもある一方、やはり今議員おっしゃっ

たとおり、メガソーラーを含めた部分ではいろいろと問題が起きているというのは事実でございます。1回目の町長の答弁でもございましたが、それぞれ設置につきましては、国の資源エネルギー庁や環境省が策定したガイドライン、また25にも及ぶ各種法令に基づいて規制をされているということでございます。それぞれの規制に対してだけではなくて、それ以外にも厚岸町にはラムサール登録湿地とか国定公園とか、いろいろな動植物や貴重な猛禽類などの保護という部分でも、やはり守っていかなければいけないという部分がございますので、答弁にもございましたが、まずは現地を調査をして守るところ、それから促進するところという部分を明確にしていきたいというふうに思っております。

なお、メガソーラーにつきましては、フィットの価格が最高ときは2012年で40円であったものが現在10円ということですからかなり下がっております。さらに将来的にはゼロになるということで、なかなかメガソーラーについても、やったとしても今の制度ではなかなか利益が得られないという部分がございますので、なかなかメガソーラーの設置は難しいのではないかなという情報もあります。ただ、国の制度がどんどん、やはり再エネ、2050年まで目指してという部分でありますので、これも意識しながら、ガイドラインまたは条例等を含めて、町としてどのような形で規制または促進をする区域をつくっていくかということを経営しながら進めていきたいなと思っております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 今回はメガソーラーのことで聞いたのですけれども、昨日のニュースかな、風力発電のやつで鹿、猛禽類とのぶつかり合いがあるということで、こういう大きな、今あるやつではなくて、縦に回るのかな、動物園かどこかで実験やっていますよね。釧路市だと思うのですけれども。そういうようなものもいろいろな形でエネルギーの問題が出てくると思うのです。そういうときも含めて、やはり条例というのは大事だと思うし、これからどんな形のエネルギーの再エネの問題が出てくるかもあるので、もっと具体的にいろいろな問題をやっていったほうがいいと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 再エネの部分で、今一番注目されているのは太陽光発電、それと風力という部分で注目をされているところでございます。特に北海道につきましては、特区ということで道北とか石狩湾とかの洋上風力等も含めて、向こうのほうの日本海側のほうの部分がかなり注目されております。このガイドラインの前のゾーニング事業につきましても、太陽光の部分も含めて、風力についてもこれは当然研究できるものでございますので、それらも研究しながら進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 再エネは本当にいいと思うのですけれども、それがいい方向になるようによろしくお願いします。

次に学力テストです。さっきの話は石川県の話なのです。全国で一番になったということで取り上げられているのですけれども、ああいうふうにして非常に大変な思いをしながら、先生方も大変だったろうなと思いながら話を聞いていたのですけれども、厚岸町の場合はそういうことはないというふうに答えてもらいましたので安心していきいたいと思うのですが、そもそもこの学力テストはないほうがいいのではないかと思います。続ける意味ってあるのでしょうか。学力調査になっているし、そのことで子どもたちの状態をきちんと見ながらということなのですから。

学力テストをやると、この中に、どこが何点とか、何位とかというのは出さないと言ってましたけれども、町で報告すると、学年が分かりますよね。どこの子どもかというのは小さい町ですから、変な話分かっていくような気がするのですが、ああいうような、この学力がこうだというような部分は出さないということはできないのでしょうか。何かそういうことで、このときの学年はこうだ、このときはこうだというのが分かるのが、何かかわいそうのような気もするのですが、そのことで子どもたちにとっては、教育の中で競争が入れさせたくないなとかと思いながらいるのですけれども。子どもたちは今どういう状況であるとか、それからさっき言っていた給食、朝ご飯食べないとか、そういうような生活面とかはいいのですけれども、そういう学力の面が果たして町内に知らせる必要があるのかな、どうなのかという気がするのですが、その辺はどうですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（蔵光室長） 私のほうからお答えさせていただきます。

そもそも学校の教育活動というのが、学習指導要領を基に展開されているわけなのですけれども、その学習指導要領でこの教科ではこんな資質能力を子どもたちに身につけさせましょうというような方針が全てそこに載っているのですよね。その学習指導要領で求めている資質能力が反映されているのが全国学力学習状況調査の問題なのです。それで、資質がしっかり身につけていけば、そのテストに向けての勉強ということをしていなくても、自ずと点数と言いますか、成果になって表れると。そこで図られるというところなのです。だから、学校は学習指導要領で求められているものがしっかり身につけられるように教育活動展開していますので、その成果と課題、町としてももちろん教育施策の成果と課題というのがどれぐらいしっかり果たされているのかというところを図るための問題として全国学調を捉えているのですよね。ですから、本当に何かと比較するのですとか、あと全道、全国とも一応目安として比較というところはもちろんあるのですけれども、そこで比較して、すごく落ちているからうちは駄目だとかというところでの判断というものにはしていませんので、今後もこの町に資質能力がどれだけ身についたのだというところを図るための一つの客観的な資料

として実施するということは来年度以降も続けていきたいなと言いますか、そういう方向で進めたいなというふうには考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そういうふうにして利用するということであればいいのですけれども、それを親御さんならいいのですけれども、町報なんかでも載ったりしますよね。そういうことが必要なのかなというのがあるのです、私の中に。本当に子どもたちの中に育てたいものというのは、その子が生きていく上で自分を大事にでき、相手も大事にして、その上で自分自身が何をしたいかというふうに向かっていけるようなことができる教育であってほしいと思うのです。そういう意味で、今回学力テストのことで質問したのですけれども、多分大丈夫ではないかと思いながら質問したのですが、ちょっと町内にまで広げる必要があるのかなというのがあるのです。その辺はどうですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） すみません、先ほどの質問のところが一つその部分落ちていました。それで、あそこを公開しているというのは、保護者宛に実施をする前に全国学力学習状況調査、こういう目的でいついつに実施しますというお知らせをご家庭にお配りしております。それで、そのお配りした上で、実施をして、どういう結果だったのか、町としても教育施策を取り組んでいって、どういう結果だったのかというところは、やはり説明する義務があるのかなというところで、そのところ、町報ですとか、その辺でお知らせしているところではあるのです。だから、そこで何が悪い、何がよくできているというよりは、実施して、今こういう状況にありますというところをお知らせする意味で載せているというような状況であります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 だから、それが不必要いのではないかとと思っているだけで、成績の部分だけは出さなくてもいいのではないのかなというふうに思ったものですから、そこまで気にすることはしないのかもしれないのですけれども、何となくそれが気になったのですが、それはそれでちょっと考えてください。

それから、フリースクールです。厚岸町、これからフリースクールのことも含めて、でも結構いるのですよね。小学校で7人、中学校で17人と。コロナの問題もあった関係もあるのでしょうかけれども、子どもたちの中に、ちょっといろいろないららがあったりなんかして、ぶつかり合いもあるような気もします。子どもたちがもやもやを何となくうまく引き出せるというところがあれば、大事だなと思うのですが、どうしても行けなくなってしまう子どもたちがいるということで、この辺は考えていくということですが、標茶にフリースクール、やっていますよね。標茶のフリースクールの取組はとても前進的でいい取組をしていると思うので、少しそこへ行って、いろ

いろな情報を共有するみたいなこともあってもいいのかなと思います。標茶に通わせているお母さんたちもいるようなので、その人たちの、どうしても学校行けないので、そこに何とかするということですが、この学校、多目的教室とか、学校の中でそういうことができるのであれば、先生方も今休んでいる方も多くて大変だと思うのですが、支援員を育てるとか、そういう形で具体的に組み込んでほしいと思うのですが、どうでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（蔵光室長） 今質問者の方がおっしゃったとおり、今、うちの町にはフリースクールがない状況です。だから、ない状況で、じゃあ何もしないのかというところにはならないと思いますので、今じゃあ何ができるかというところで、うちの町の中学校で今そういう形で使える教室がちょっとめどが立っておりまして、そこをまず来年度開設できる方向で、今教育委員会の中でも検討しまして、その学校とも今協議をしてつくっていかうという方向で、来年度開設を目指して進めているところであります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そういうときに、結局スクールカウンセラーもそうですし、それからそこに子どもたちに対応する支援員になるのか先生になるのか分からないですけども、その方たちの質の向上と言ったら失礼ですけども、そういうのも含めて、そういうことなので、ぜひ取り組んでほしいと思いますので、よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、4番、金子議員の一般質問を行います。

4番、金子議員。

●金子議員 先に質問通告書を出させていただいた中から2点質問させていただきます。

1、地域交通について。

厚岸町内のハイヤー会社は人手不足のため20時迄しか営業していない状況です。20時以降はハイヤーがなく、観光客や地元の人も飲食店から足が遠のいてしまい、飲食店の経営は大変な状況と聞いております。

道内の他町村では地域おこし協力隊を募集して地域交通問題の解決に動いている自治体があります。厚岸町も町の活性化、地域交通問題対策として、このような施策は検討できないか。

2、きのこ産業について。

菌床センターは27年前に3億7,500万円の費用をかけ整備されましたが、今後、施設と設備の老朽化により高額な修繕費等がかかると想定されます。

現在のきのこ生産者数は10人ですが、今後、町はどのように菌床センターの運営を計画しているのかを伺います。

以上、2点になります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、金子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の地域交通について、他町村では地域おこし協力隊を募集し、地域交通問題の解決に動いている自治体がある。町の活性化、地域交通問題対策として、このような施策は検討できないかについてであります。現在、当町のハイヤー会社は1社だけとなっており、所長を含む10人の運転手により、ハイヤー業務のほか、デマンドバス、スクールバス等の業務を行っているところであります。

ハイヤー業務の営業時間については、朝の8時から夜の20時までとなっており、以前から夜間の移動手段の確保について課題とされてきたところであります。

ハイヤーの夜間運行の再開について、当町では、地域交通の担い手対策となる運転手の確保対策として、町内交通事業者に従事する者に対し、道路交通法に規定する大型免許や普通第二種免許などを取得する場合に、その費用の2分の1を助成する制度を平成30年に創設するとともに、町内事業者であります桜ハイヤーに対し、夜間の運行に要する費用について、その一部を助成をする考えがある旨の説明を行い、夜間の運行再開について要請をしてまいりましたが、事業者側からは、運転手の不足や高齢化、オペレーター不足、さらには、夜間営業を行うことができる条件が整ったとしても、乗客が少なく、経営的に厳しいとの理由により実施には至っていない状況にあります。

町としては、本年3月に策定した、第2期厚岸町地域公共交通計画の中で、夜間の移動を支援する交通手段の確保として、担い手確保に対する支援方策の検討について、交通事業者と継続的な協議を執り進めるとしてありますので、ご質問にある地域おこし協力隊の活用については、担い手対策の一つとして、他市町村の事例を参考としながら、交通事業者と検討してまいります。

続いて、2点目のきのこ産業について、今後、施設等の老朽化により高額な修繕費等が想定される。町はどのように菌床センターの運営を計画しているのかについてであります。平成8年の施設設置後、小規模な施設修繕は継続的に実施してきたものの、大規模改修についてはそれほど行っておりません。

日常点検をこまめに行い、的確な現状把握により、直営での修繕を実施することで適切な維持管理を行っておりますので、現在は、大規模改修の予定はありません。

また、今後の菌床センターの運営計画についてであります。町内のしいたけ生産者数は、平成14年度の24件をピークに減少し、現在は、上尾幌地区を中心に10件がきのこ生産を行っております。

残念ながら生産者は大幅に減少してしまいましたが、喜ばしいことに現在、数件の新規着業希望者の相談を受けており、今後の展開が期待されるところであります。

きのこ産業のみならず、一次産業を取り巻く環境は引き続き厳しいものがあります

が、町といたしましては、今後とも、新規着業者の募集を継続するとともに、種菌メーカーの技術指導の充実を図りながら、良質で安価な菌床を供給することにより、生産者の経営安定と、きのこ産業の振興発展に向け取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 答弁書の中で、まず一つ目の地域交通についてですが、思ったよりも前向きなご回答をいただいたので、あまり言うことはないのですが、北海道内でも地域交通の問題解消として、地域おこし協力隊を使っている町が二つ、自分が調べた限りは分かりまして、安平町と下川町がこのような募集をしていたのですが、このあたりは町は把握しておりますでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

ただいまのご質問でございますが、道内で地域おこし協力隊を募集してということで、下川町、それから安平町と、直近で行きますと由仁町が今現在あるということで認識しております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ちょっと由仁町のことは分らなかったのですが、ぜひ凡例、事例等を、他町村のを見て、それをうまく厚岸町に当てはめて、うまく利用していくというのは厚岸町側はうまくできると思いますので、前向きに地域おこし協力隊が増えるということで交通手段の解決にもなりますし、町の発展、活性化にもなるので、ぜひ前向きに進めて、計画を練って、時期も決めて進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、今後につきましては、こういった道内の事例等を参考にしながら取り進めてまいりたいと思っているところでございますが、募集して、交通事業者であります桜ハイヤーさんとの協議を進める中で、夜間の営業までということにつきましては、現在のところは何とも言えないのかなというところでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 そうすると、答弁書に書いている夜間の移動を支援する交通手段の確保としてというのは、桜ハイヤーさんとかに限らず、町として独自のものも考えているということでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

町としては、今時点では、地元の桜ハイヤーさんに夜間再開してもらおうということでは取り進めている状況でございます。そのほかにつきましては、今のところは、現在のところは考えていないところでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 そうしましたら、町としては前向きに交渉していただいているのは、すごく理解しますので、ぜひ桜ハイヤーさんの意向も聞いて、再開、夜できるような提案をぜひ町がしていただければ桜ハイヤーさんも営業しやすいのかなと思いますので、そのあたり、力を入れて進めていただきたいと、飲食店街だったり、厚岸町の町の活性化のためにも、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

もう1点目のきのこ産業についての質問をさせていただきます。この中で、センターが継続的に施設の小規模な修繕はしてきたというのは、自分もきのこに携わっているもので、重々承知しておりますが、いたときだったり、協力隊を辞めてからであったり、殺菌釜ってすごく大きくて高額な、そういう機械があるのですけれども、そういうのが調子が悪いとか、あと菌床がちょっと生産者からするとよかったり、悪かったり、ばらつきがあったりとかという話を聞くのですが、このあたりは町は把握しているのでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答えします。

殺菌釜のお尋ねですけれども、菌床センターの修理、保守点検の状況を見る限り、殺菌釜について、制御盤の修理ですとか、そういった部分の修理は行ってきておりますけれども、根本的な物自体がもう使えなくなるであるとか、早急に交換が必要であるとかというところの報告は受けておりません。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 町としてどの程度、その殺菌釜が調子悪いのかとかは、自分もそこまで詳しくは分からないのですが、菌床センターと同じぐらいに他町村でも菌床のしいたけとかをメーカー側が普及させるためにいろいろなところに工場と連携したりしてつく

ってきていると思うのです。そういうところは、やはり同じ菌床センターと同じくらいに設備をつくったところは、やはり老朽化という問題が出てきて、機械の調子が悪かったり、入れ替えとかというのをしている事実は、この種菌メーカーだったり、ほかのメーカーの知り合いからいろいろ聞いたりして、廃業しているところもすごく、その菌床をつくる設備のところは多いのですが、そんな情報も聞いているので、ぜひ町も、当然もう27年たっているのです、遅かれ早かれと言ったらあれですけども、やはり動いて作業している機械は壊れるので、絶対に壊れると思いますので、このあたりは壊れる前提のもと、菌床センターを運営しているということによろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 建物にせよ、設備にせよ、機械にせよ、そういう物ですので、必ず耐用年数もありますし、使っていればいつかは壊れる、すり減って使えなくなるということはあるというふうに考えております。今回も改めて菌床センターのほうに確認させてもらったのですけれども、今後大きな修繕の見込みというのはないという報告を受けておりましたので、今回このような答弁をさせていただいたという内容のものでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 現状は問題ないと思いますが、何も不具合なく、なるべく長く使えるのが町としても、生産者としても一番いいというのはそのとおりだと思います。そうあってほしいと思います。ただ、今まで菌床センターの運営というのは、一般企業で言う赤字経営で、前にも質問させていただいて、ご回答いただいたのですが、赤字経営で生産者を支援するために、一般企業で言う赤字の状態ですけども、そのために菌床センターは一生懸命運営されてきていると思うのです。それがもう27年続いていると思います。これから、大規模修繕は今のところないにしても、いつかはやはり大規模にお金がかかってくるものもあると思いますが、やはり税金を使って施設も運営して菌床もつくって、安く良質なものを生産者に提供している厚岸町として、やはり多額のお金をつかって菌床をつくってきたと思います。27年間のかけてきたお金というのは、すごく多額な金額だと思うのですが、これに対しての費用対効果として、使った額に対して、税金を投入した額に対して町側は町民だったり生産者ではなく町として、町民にとってどのような費用対効果があったと思われますか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） きのか菌床センターが厚岸町に与えた費用対効果というご質問かと思いますが、今即答するような資料は持ち合わせていないので、ちょっとお答えはできないのですけれども、上尾幌地区にそもそもきのか菌床センター

を整備したという背景については、今までもたびたび町長のほうから上尾幌炭鉱の閉山があって、その後、地域の産業を活性化させていくというような云々というお話があったので、それはもう何回もお話する必要はないかなと思いますけれども、強いて言えるのは、それまでその地域で行われていたきのこの生産形態というのが非常にほだ木を使つての重労働であった部分、それがこういった施設を整備することによって、菌床による生産体制に移ったということで、生産量が、過去にもお答えしているようでありますけれども、生産量で3倍程度になっているといった部分であるとか、地域のブランドが確立されて、厚岸町上尾幌のしいたけということで、昨年も北海道の品評会で林野庁長官賞も取られております。今年も北海道の品評会でまた賞を取られておりますというような、そういった優秀なしいたけを生産していただいているという、厚岸町の知名度を向上させるための貢献度というような、数字には表れない、そういった費用対効果というのも一方では出ているのかなという部分もあります。それに対して厚岸町が今後も生産体制に対する支援というのを継続して行っていく、この産業を発展させていきたいというような部分で今ちょっと考えている部分しか、ちょっとお答えできないので、その部分についてはご理解いただきたいなと思います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 具体的に数字になるとか、例えば収入が全体的で幾ら上がったとか、そういう具体的なことが分かれば数字というものも見えるかもしれませんが、でも個人情報でもあり、細かい部分までは町も把握していないとは思いますが。各生産者の収入状況だったり。ただ、税金を使って進めている事業の菌床センターですが、菌床センター自体が、自分も生産者だから心苦しいというかあれなのですからけれども、公共性のあるものにお金を使って、そのセンターではなく、きのこの生産者のためだけの菌床センターであるという前提だと思うのです。菌床自体、ほかのメーカーの方にもこの間、直接聞きに行つて、通常的に菌床を買うと幾らで買えるのと聞くと、厚岸町と同じ物であれば、種は違うけれども、1個150円くらいではないかということは聞いたのですが、厚岸町としては110円前後で安い、生産者としては仕入れ値が安い、当然それは商売としてはいいのですが、やはりそれでいて、生産者に菌床を安くするために町がその分負担を被って、それで生産者を育てていくという考え方で進んでいると考えてよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） それにつきましては、過去の議論の経過もご承知のことと思いますので、上尾幌地区のきのこ生産者の経営支援ということで、単価の圧縮、助成というので安価な金額で出しながら、それを生産者にうまく使ってもらって、生産を安定していただくというような考え方で今も変わってないというふうに認識しております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 そういうところで町が協力していただけるというのは、生産者の立場として言わせてもらっても非常にありがたいところではあります。ただ、支援していただく中で、菌床は安く提供します、町側と話している感じなのですけれども、ただ、売るのは各個人の問題だから、あとはあんたら勝手にうまくやってよというスタンスが今の厚岸町のしいたけの生産者への支援体制というか考えだと思うのですが、このあたりはどう考えますか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 確かに菌床の安価な提供ということで、その後は、今実際販売ルートであるとか、そういったのは生産者それぞれが自分のノウハウを生かして売り先を開拓しながらやられているという部分については、それは今のところ町としては推移はそれを見守るというか、そういう形で進めていくという認識でおりますし、先ほども答弁していただきましたけれども、良質なきのこを栽培することによって、一定程度のそういう団体からの評価を受けることによって、いろいろな引き合いが増えるとか、実際去年もその賞を取ったことによって多方面から引き合いがあったということで、生産者自らの努力によって自分のそういう生産体制が拡充していくというようなこともあるのではないのかなと。売り先を町が今の時点でさらにどこかを探してきてあっせんするだとかということは、現時点ではちょっとまだ考えられないのかなというふうには考えております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 自分が来てからの町の考えは、課長のおっしゃるとおりずっと変わってないと思います。ただ、菌床センターができた頃に厚岸町は生産者を新しく募集していたとき、説明会で100グラム100円で売れるとか、100グラム100円で協力の種菌メーカーと一緒に100円で買い取るみたいな、そんな話の下生産者を募集していたというのはあるのですが、その頃の話も含めて、そういう魅力で生産者って集まったと思うのですが、しいたけ自体、課長もご存知のように飽和している産業で、新しい人が入ってきて、何のつてもなくやって簡単に売り先がどんどん決まって、引く手あまたで売れていく商品ではないと思います。本当に町としての生産者支援で、しいたけで、上尾幌を本当に盛り立てていこうとか、人口を増やしていこうと、もし考えているのであれば、良価で安価な菌床というのはすごくいいことであり、すごいサービスでほかにはないサービスだと思います。ほかの町村の生産者だったり、ほかのメーカーもこんなことをいまだに町でやっているのは厚岸町しかないし、よく町民が納得しているなど、僕もよく言われるくらい手厚い支援だと思うのですが、生産者、24軒から今10

軒減って、新たな人がまたやるという話も聞いているのですが、良価で安価な菌床の提供だけでは、また廃業していく人が増えていくというのは間違いないと思うのです。やはり、その中で町長がずっとおっしゃっていた生産者の一元化というのがすごく僕も大事だと思いますし、町がそれを求めている状態だと思いますが、今の現状、生産者、自分を入れて10人いても、組合に加入しているのは4人、組合にも入らないで各個人好きにやっている人は6人、自分も含めてなのですけれども。ただ、この状況を考えると、産業と果たして今のきのこが呼べるのか、それこそ飲食店が10軒あって、飲食店組合に4軒入っていて、6軒はそういう組合に入らないでやっているというレベルと同じに感じて、これが町として本当に産業として、今後もこの状態が続いても産業として見ていって発展させるために町が支援していただける、こういう状況でも支援を続けていこうと思っているのか。このあたりはどうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 今までの議論の繰り返しになるのかもしれませんが、今やっている町の施策については、これからも継続してやっていくという部分の一つと、あと町のほうからも投げかけさせていただいている懸案事項、地域の生産者が一枚岩になって、町に何らかの支援策が必要であれば、投げかけていただきたいという部分、これは前から町がお願いしている部分であります。私も去年の10月に来てから、一度地域に入って、そういった話もさせていただいて、定期的にお邪魔しますというお話もさせていただいたのですけれども、ちょっと諸般の事情で行ききれていない部分もあって大変申し訳ない部分もあるのですけれども、今12月がちょっとしいたけの生産も繁忙期という部分もお伺いしているので、年が明けて日程が合うような部分があれば、また地域のほうにお邪魔して、近況をお伺いしたり、状況、話を聞きして、生産者のニーズであるとか、その後の地域の状況を聞き取りながら対応していきたいなというふうに考えおりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 一元化はできていないけれども、町としては生産者がばらばらであれ、協力体制というか支援体制はこれからも続けて、新規の着業者も募集して産業を育てていきたいという考えなのは、今で理解をいたしました。

ちょっと菌床センターの運営のことで、ちょっと細かく聞きたいのですが、種菌メーカーと前の一般質問のときに覚書が、どういう契約をしているかで覚書があって、その覚書はもう廃棄文書となって残っていないと思うのですが、この覚書というのは、内容としてはどのようなことが書いていたのか、簡単でいいので教えてください。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 4 時36分休憩

午後 4 時38分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開いたします。
水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） お答えいたします。

ご質問者の意図しているところは、基本合意書という形で私ども押さえている部分かなと。3月の議会で写しがというお話があったかなと思いますけれども、それについては菌床センターを整備するにあたっての種菌メーカーとの合意書、その中で施設の設計のときからいろいろな試験運転であるとか、そういう面を指導するだとか、あと実際に菌床をつくるための技術指導であるとか、最初の目的という部分では、相手方は森産業さんだったということで、森産業と厚岸がしいたけの菌床センターをつくるにあたっての製造や地元の雇用の確保であるとか、農家経営の安定を図るという趣旨で、この合意書を交わしたという部分で、縷々項目がございまして、先ほど二、三点お話をさせていただきましたけれども、製造に伴う種菌のやり取りのことであるとか、そういった部分が縷々記載をされておると、こういうような内容になっております。

- 議長（大野議員） 4 番、金子議員。

- 金子議員 詳細は自分も知らなかったのですが、噂には聞いたことはあったのですが、ただ、種菌メーカーと厚岸町が友好的な関係を築くための合意書であったと思うのですよね。ただ、先ほどお話をさせていただいたように、種菌メーカーは生産者のしいたけを買うということのもと、二十何年前から菌床センターの設立も含めて、生産者とも種菌メーカーも、町を交えて付き合いってきた中で、生産者がつくったきのこを買うこともずっと今までそのメーカーはやってきました。ただ、今年になってからそのメーカーは自分たちの採算、聞いた話なのでどこまで本当の理由かは分かりませんが、そのメーカーも買取を今年、自分たちの都合でもう生産者から一切買わないということで辞めてしまいました。北海道支社ということで種菌メーカーはやっていましたが、いつの間にか北海道支社ではなく営業所に今年なってしまったとか、そういう状況ですが、このあたりというのは町も把握した上で取引をしているということでしょうか。

- 議長（大野議員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） 今のお尋ねの部分では、厚岸町でも菌床製造したものを森産業に購入していただいているというような形態があったかと思いますが、その部分についての取り決めはあるやに認識しておりますけれども、生産者から買い取りま

すよというような部分については、ちょっと確認はできないかなというふうに押さえております。

また、もう一つ、最初にちょっと言い漏らしたのですけれども、これについては既に合意書の合意事項としては、もう終わっていることも記載されているので、早急に森産業さんと、また新たな合意書的なものを再度調整するというお話をしていたかと思うのですけれども、ちょっと今事務作業の遅延によりまして、まだちょっとそれができきれていないという部分はおわびをさせていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 4 番、金子議員。

●金子議員 担当者だったり、町を責めたいわけではないのですけれども、そもそもがこの文書の開示を求めたのは、前の生産者の方で、自分にも相談があって開示請求をしたというのはもう3年とか、そのぐらい前の話で、その時点から廃棄文書だったというのは前回の一般質問のときに副町長にお答えいただいている状態なので、もうこの合意文書自体が昨日、今日始まって、見直しをすとか、しないとかの話ではなく、もう大分前に有効期限が切れて、無効の状態の契約書のまま厚岸町は菌床センターと種菌メーカーのやり取り、年間1,700万円とか事前に確認させていただきましたけれども、2,000万円弱、そこの種菌メーカーから菌床をつくるための資材を毎年買っているわけだと思います。ただ、その合意書もはっきりしない、契約もちゃんとしていない、どういう状態かも分からない、協力会社だと言っているけれども、そういう文書とかもきっちりしない中で何年間もずっと2,000万円弱の取引をずっと続けているという体制も、それが悪いとか、いいとかではなく、そういうところも見直していただいて、本当に生産者のためになるのは何なのかという施策を考えていただきたいと思うのが、ややこしいことを突っ込ませていただいた意図なので、ぜひ安くて良質な菌床を提供することが町としては生産者支援だとずっとお答えいただいているけれども、生産者の立場の自分からすれば、110円で買える菌床はありがたいけれども、たとえ150円で買ったとしても販路まで、このしいたけ買い取ってくれてやってくれるよというメーカーがあれば、そっちに出せば、そっちのほうが経営が成り立つかもしれないし、広い範囲でいろいろな声を聞いて生産者の支援をしていただけるというのであれば、固執して固着したこれしかできないということよりも、いろいろな声を聞いていろいろ調べていただいた上で、生産者の本当のためになることは何かを模索していただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思いません。

先ほど、基本合意書については、厚岸町が生産者に安く菌床を出すために交わした基本合意書でございまして、種菌メーカーが生産者から買うという基本合意書の内容ではございません。まずこれが1点目です。

それと、厚岸町の生産者が強くなるために、これはずっとまだうまくいってない、我々の力も足りないせいか、うまくいってはいないのですが、生産者にまとまっていたいて、ロットしっかりと確保していただくと。やはり市場の相手にするということは、安定した生産量というのも当然、金子議員ご存知のとおりとは思いますが、必要なことでございますので、そういったことは厚岸町は一環してお願いをしてきていると。生産に関しては、町で努力する部分、もちろん指導していくとか、こういうふうにやっていきませんかとか、という部分、まだうまくいっていない部分、多々ありますけれども、当然生産者においても努力をしていただかなければならないという部分でございますので、そういったことについては、また今後も話し合い等、さっき水産農政課長のほうからお話もありましたが、その辺は生産者にもしっかり取り組んでいただくよう、我々のほうからもお願いをしなければならないと。町でできることは考えていかなければならないというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。現在のところは、まだ課題はたくさん残っている状態でございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

- 金子議員 合意書に関しては、自分もその中に生産者から買い取るという項目が盛りされていないのは理解しているのですが、生産者を二十何年前に集めたときの説明、町で行った説明会のときに100グラム100円で買い取るとか、100グラム100円になるように言っていて、説明会の中でオーバートークはあってもしょうがないと思うのですけれども、そういうもとに生産者を集めて、その中にそのメーカーも一緒に関わっていたということの上、元々進んできて、それで自分も農業者として申請して、認定農業者なので計画を出すときに、そのメーカーも2割は買ってくれるという話のもと計画書も出しているにも関わらず、そのメーカーは自分たちの会社、赤字でこの部門、販売部門はもう辞めますと突然辞めてしまって、いろいろな生産者からそういう非難を受けてきたのだけれども、そういうメーカー側がそういう行為をしたけれども、町は変わらずそういう付き合いを、直接菌床製造と買取をしないのは別の話ではあるけれども、生産者を育成したり、生産者のためにやっているというところであれば、メーカー側が不条理なことをやったりすれば、一般企業であれば買い取ると言っていたものの、急に買い取らなくなったら、何を言ってるのだという話になるし、実際弁護士に相談した生産者もほかの地域ではいるそうなくらいの話だと思うのです。ぜひそういうところを、確かに合意書にはそういう話ではないけれども、自分がきのこを始めようと思った理由も、厚岸町が募集していたから僕はきのこをやろうと思って来たのです。何とか農園が、何とかしいたけ屋さんが自分のところの新規生産者の後継者の募集で来たのではなくて、町が募集していて僕もやりたいと思って来ました。二十何年前に始めた生産者も町の説明会を聞いて町がやっているから聞いた限りではみんなそれでやろうと思っていたので、ぜひ町としても、やはりメーカー側のそういう状況、厚岸町との契約だけではなく、やはりメーカー側の状況等も常にいろいろ把握しながら、やはり町がメーカー側をコントロールしてもらおうというか、ある意味、うちだけ

買い取れということではないかもしれませんが、それぐらいの関係性をやはり築いてもらって生産者を育成していくとか、現実的にどうかは別としても、やはりそういう本当にきのこの廃業者を出さないで、もし栄えさせていくのであれば、やはり町としても対等にメーカー側とも付き合っていたきたいと思うので、今すぐどうこう解決していくとか、すぐに問題が解決するとは思わないので、これ以上今回はこういうふうに突っ込んで、その話をしたいと思わないのですが、ぜひ団体としてとかまとまった意見というのは、もう生産者からは聞けないというのは町も理解して、一元化の問題が分かっているように、各個人からやはりいろいろな情報を聞いて、どうしたら産業として続けて盛り立てていくのだったらどういうふうにすればいいか、そういうふうに小さい声も拾って、いいほうに考えていただきたいなと思う次第なので、このあたり、ぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 新規就農者、生産者を募集したときの、先ほど言われた金額等については、あくまでも釧路の卸売市場、市場の取引価格で説明をしております。決して森産業が買い取るとかという金額で説明した記憶は私にはございません。

確かに金子議員言われているように、取引価格というのは必ず変動します。その年、例えば当時は野菜が高くなるとしいたけが安くなるですとか、いろいろな状況がありました。輸入物にも影響を受けた時期もあります。ただ、一環して言えることは、やはり町のほうも産業の振興のための努力はいろいろと考えてしていかなければなりません。ただ、やはり生産者においても、我々もまだまだ説得が足りない、先ほど言いましたが足りないとは思いますが、そういったこともやはり、これからも担当課のほうで入って、話していかなければならない課題であるというふうに考えております。一メーカー、安定して買い取ってくれば一番ありがたいわけですが、一企業、一自治体でコントロールすると、買取価格までコントロールするというのは、ちょっと市場ではありえないことではないかなと思います。価格安定のためできることが町であるとすれば、そういった努力は惜しまないでやるつもりではあると思いますが、その辺については、現段階では生産者の方にいいものをつくっていただいて、例えばちゃんとそろえて、いい収穫時期に収穫をしていただいて、きれいに型をそろえて値段が高くなるということもありますので、そういった努力は生産者の方にも、技術指導を含めながら、努力をしていただきたいなと思っています。

町のほうとしては、先ほど水産農政課長からも話ありましたが、今後も生産者とは話を続けて、産業が衰退しないように努力はしていきたいというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 先ほどのご質問の中で資材調達に係る契約のお尋ねがあったかと思いますが、決して私どもは業者と癒着しているわけでも何でもな

く、資材調達にかかっては財務規則に基づいて適正な契約を交わして進めておりますので、これについては明確にご答弁させていただきます。

●議長（大野議員） 4 番、金子議員。

●金子議員 癒着とかそういうことは全然考えてないし、そう思われたなら申し訳ないなと思うのですけれども、やはりそういう文書が合意書というのが元々あって、そういうもとで種菌メーカーと厚岸町は、種菌メーカー側からすれば協力工場という立ち位置で今までやってきたと思うのです。ただ、協力工場ということの根拠は何かというと、その合意書しかなかったと把握しているのです。でも協力工場だったということは事実で、協力工場なのは事実で間違いないですね。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 厚岸町菌床センターは、協力工場という立場ではございません。逆に厚岸町の生産者に町が菌床をとにかく安く提供したいと。生産者を支援するために、ほかの地域で、例えば当時145円とか150円とか、今とあまり値段変わってないようでございますけれども、その当時にそれよりも安い値段で提供したいと。そのためには生産コストを下げなければいけないというところで菌床を買い取ってほしいというお願いをしてやってきたところでございます。それと、もちろん生産者に対する技術指導という部分では、確かに協力はいただいております。工場自体が、例えば企業に協力するだけの工場というふうには我々は捉えてございません。あくまでも上尾幌地区のきのこの産業を守るために建てた工場でございますので、今ご質問者言われた意図でつくったものではございません。

●議長（大野議員） 4 番、金子議員。

●金子議員 そうですか。また、ちょっと自分の認識していた事実ともまた、今副町長がご答弁いただいた感じだと違うし、自分ももうちょっと違う角度からいろいろ調べた上で、また今後一般質問で、これを産業として町はこれからも続けて盛り立てていく気持ちはあると思いますので、また自分もいろいろ調べて勉強してからよくなるための質問をさせていただきたいと思いますので、今後とも、ぜひお力添えを町のほうもきのこ産業にはいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問は、ここで終わりでいいです。

●議長（大野議員） 以上で、4 番、金子議員の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

(な し)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます

よって、本日は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時56分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年12月 6 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 86 号

令和 5 年度 厚岸町一般会計補正予算

(4 回目) 提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第 86 号 令和 5 年度 厚岸町 一般会計補正予算（4 回目）から
議案第 91 号 令和 5 年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計
補正予算（1 回目）の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 86 号
議案書、1 ページであります。

令和 5 年度厚岸町一般会計補正予算（4 回目）
令和 5 年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8 億 9, 588 万 9 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、113 億 7, 274 万円とする。
第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 4 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、11 款 15 項
歳出では、11 款 25 項にわたって、
それぞれ、8 億 9, 588 万 9 千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
10 ページをお開き願います。
歳入であります。

10 款 1 項 1 目 国有提供施設等所在市町村交付金
1 節 自衛隊基地交付金 266 万 2 千円の増
交付決定による増であります。

12 款 1 項 1 目 1 節 地方交付税 2 億 4, 130 万円の増
普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

14 款 分担金及び負担金 2 項 負担金
1 目 民生費負担金 1 節 社会福祉費負担金 1 万 2 千円の増
説明欄記載のとおり、交付見込みによる増であります。

1 5 款 使用料及び手数料 1 項 使用料
4 目 農林水産業使用料 1 節 農業使用料 7 0 万 2 千円の増
5 目 1 節 商工使用料 1 8 万円の増
6 目 土木使用料 1 節 道路橋梁使用料 4 5 万円の増
2 節 河川使用料 8 千円の増
3 節 住宅使用料 1 3 8 万 2 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、決算見込みによる増減であります。

2 項 手数料
4 目 農林水産業手数料 1 節 農業手数料 2 万 7 千円の減
説明欄記載のとおり、決算見込みによる減であります。

1 6 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金
1 目 民生費国庫負担金 1 節 社会福祉費負担金 1 5 5 万 5 千円の減
説明欄記載のとおり、給付費見込みによる減であります。

2 目 衛生費国庫負担金 1 節 保健衛生費負担金 3 4 万 3 千円の増
説明欄記載のとおり、利用者見込みによる増であります。

2 項 国庫補助金 次ページ
1 目 総務費国庫補助金
1 節 総務管理費補助金 6 1 9 万 1 千円の増
介護保険事業費補助金 9 6 万 5 千円 新規計上は、
総合行政情報システムの改修に伴う補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム整備事業(介護保険事業)」において説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5 2 2 万 6 千円の増
は、新型コロナウイルスの感染拡大防止等に係る交付金の計上であります。
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「水道事業会計」において説明いたします。
また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

2 目 民生費国庫補助金 2 6 8 万 7 千円の減
1 節 社会福祉費補助金 1 2 9 万 8 千円の減は、
説明欄記載のとおり交付額決定による減であります。

2節 児童福祉費補助金

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 1万1千円 新規計上は、
新任保育士等研修受講に対する補助金の計上であります。

3節 防衛施設周辺整備事業補助金 140万円の減

説明欄記載のとおり、交付金の減であります。

なお、今年度の特定防衛施設 周辺整備 調整交付金につきましては、

去る9月4日、当該交付金の交付額が決定されました。

この交付決定を受け、充当する各事業を精査し、交付金の最終配分調整を行うところでありますが、現時点において、事業費が確定していない事業もありますので、最終配分調整は3月補正予算で調整いたします。

3目 衛生費国庫補助金 191万2千円の増

1節 保健衛生費補助金

母子保健衛生費補助金 39万5千円の増、

出産・子育て応援交付金（健康推進）151万7千円の増は、

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増で、

充当事業については、歳出予算の「妊娠・出産包括支援」と「出産・子育て応援」において説明いたします。

3節 防衛施設周辺整備事業補助金 130万円の減

5節 再編関連訓練移転等交付金 130万円 新規計上は、

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく、訓練実施に伴う交付金の計上で、3節からの科目変更に併せ、「健康増進機器整備事業」事業費の確定に伴う交付金配分調整による計上であります。

4目 農林水産業費国庫補助金 437万円の減

1節 農業費補助金 37万円の減

補助金を充当する「町営牧場ヒグマ防除対策」について、事業費の確定に伴う減であります。

4節 防衛施設周辺整備事業補助金 400万円の減

補助金を充当する「町営牧場管理用機械整備事業」について、事業費の確定に伴う減であります。

5目 商工費国庫補助金 1節 商工費補助金 92万6千円の減

交付金を充当する「末広海岸広場整備事業」について、事業の延期に伴う

460万8千円の減と「原生花園あやめヶ原整備事業」について、事業費の増額による 368万2千円の増での計上であります。

6 目 土木費国庫補助金

2 節 道路橋梁費補助金 8, 0 1 9 万 7 千円の減

社会資本整備総合交付金を充当する「床潭末広間道路整備事業」について、事業費の確定等に伴う補助金の減であります。

7 目 消防費国庫補助金

1 節 防衛施設周辺整備事業補助金 3 5 0 万円の増

「消防自動車整備事業」事業費に充当する交付金配分調整による増であります。

8 目 教育費国庫補助金 9 万 4 千円の増

1 節 教育総務費補助金 1 4 万 6 千円の減

説明欄記載のとおり、交付見込みによる減で、国庫補助金から道補助金に振替え計上であります。

2 節 小学校費補助金 1 0 2 万円新規計上

3 節 中学校費補助金 1 0 2 万円新規計上

それぞれ、学校保健特別対策事業費補助金は、各小中学校における感染症対策に要する補助金の計上で、充当事業については、歳出予算の「小学校感染症対策」と「中学校感染症対策」において説明いたします。

7 節 防衛施設周辺整備事業補助金 6 3 0 万円の減

8 節 再編関連訓練移転等交付金 4 5 0 万円 新規計上は、

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく、訓練実施に伴う交付金の計上で、7 節からの科目変更に伴い併せ、「情報館備品整備事業」及び「宮園公園車両整備事業」の事業費確定に伴う交付金配分調整による計上であります。

1 7 款 道支出金 1 項 道負担金 次ページ

2 目 民生費道負担金 1 節 社会福祉費負担金 7 7 万 8 千円の減

説明欄記載のとおり、給付費見込みによる減であります。

3 目 衛生費道負担金 1 節 保健衛生費負担金 1 7 万 1 千円の増

説明欄記載のとおり、利用者見込みによる増であります。

2 項 道補助金 1 目 総務費道補助金

3 節 戸籍住民登録費補助金 1 0 万円 新規計上

旅券の電子申請用の機器導入に伴う補助金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「旅券事務」において説明いたします。

2 目 民生費道補助金

1 節 社会福祉費補助金 3 6 万 8 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり交付見込みによる増減であります。

3 目 衛生費道補助金 1 節 保健衛生費補助金 8 6 万 6 千円

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増で、
充当事業については、歳出予算の「出産・子育て応援」と「子ども医療」において説明いたします。

4 目 農林水産業費道補助金 9 千円の減

1 節 農業費補助金 1 4 0 万 9 千円の減

補助金を充当する「別寒辺牛浄水場整備事業」及び「別寒辺牛取水場整備事業」について、事業費の確定に伴う減であります。

5 節 水産業費補助金 1 4 0 万円 新規計上

地域づくり総合交付金の交付決定額の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「水産増養殖調査研究」において説明いたします。

8 目 教育費道補助金 2 万 1 千円の増

1 節 教育総務費補助金 1 4 万 6 千円の減

6 節 保健体育費補助金 1 6 万 7 千円 新規計上は、

説明欄記載のとおり、国庫補助金の道補助金への統一及び補助金名の変更などによる補助金の振替計上であります。

3 項 委託金 6 目 土木費委託金

2 節 河川費委託金 1 万 4 千円の増

説明欄記載のとおり、交付額確定による増であります。

1 8 款 財産収入

2 項 財産売却収入

1 目 不動産売却収入

1 節 土地売却収入 1 7 8 万 4 千円の増

尾幌糸魚沢道路建設工事に係る町有地の売却いで、その内訳は、
サンヌシ33番 普通財産町有地 30, 367.48平方メートル、サン
ヌシ34番 普通財産町有地 16, 008.57平方メートル及びサンヌ
シ35番 普通財産町有地 79, 856.70平方メートルで、合計で、
面積 126, 232.75平方メートル 金額 539万円の土地売却代
の新規計上と売却予定地 門静4丁目12番 普通財産町有地 85, 98
1平方メートルについて、計画変更に伴い、土地売却代 370万円の減、

売却予定地 太田宏陽 1 番 普通財産町有地 96,470 平方メートルの
土地売払代について、確定に伴う 9 万 4 千円の増の計上であります。

2 目 1 節 生産物売払収入

1 7 万 8 千円の増

説明欄記載のとおり、申込数量見込みによる増であります。

1 9 款 1 項 寄附金

1 目 1 節 一般寄附金 5 億円の増

一般寄附金 ふるさと納税 5 億円の増は、これまでのふるさと納税制度に
よる寄附金を勘案しての補正計上で、寄附金総額 1 2 億円を見込む予算計上
であります。

4 目 衛生費寄附金

1 節 保健衛生費寄附金 20 万 6 千円 新規計上

釧路市 明治安田生命保険相互会社釧路支社 様から「健康推進を目的」と
しての寄附金の計上であります。

8 目 1 節 消防費寄附金 災害対策寄附金

企業版ふるさと納税 90 万円の増

寄附金 4 件の計上で、

その内訳は、

釧路市 株式会社長谷川建築設計事務所 様から、10 万円、

については、希望により所在地と法人名及び寄附金額を公表、

釧路市 株式会社釧路総合設計事務所 様

札幌市 和光技研株式会社 様、

以上 2 件 計 70 万円については、希望により所在地と法人名のみを公表、

その他 1 件 10 万円については、匿名希望法人からの寄附金であります。

この企業版ふるさと納税は、内閣府により認定を受けた地域再生計画に基づ
く事業に対して、企業が事業支援として寄附を行った場合に、法人関係税の
税制上の優遇措置が受けられる制度であります。

2 1 款 1 項 1 目 繰越金 1 節 前年度繰越金

2 億 7 6 2 万 5 千円の増

令和 4 年度決算における繰越金、全額の計上であります。

22款 諸収入 次ページ

6項 3目 3節 雑入 376万9千円の増

主に、

冬期節電プロジェクト参加特典収入 47万9千円 新規計上は、

国の節電プログラム促進事業に基づく収入の計上

デジタル基盤改革支援補助金 274万7千円の新規計上は、

令和7年度までに対応が求められているシステム標準化・共通化に要する補助金の計上

その他、それぞれ説明欄記載の事業について、収入見込みによる増であります。

23款 1項 町債

1目 総務債 1節 総務管理債 50万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費執行見込み等による充当債の増減であります。

3目 衛生債 2節 環境政策債 1億1,420万円 の増、

説明欄記載のとおり、借入れ見込みによる計上で、

充当事業については、歳出予算の「釧路市ごみ最終処分場整備事業」において説明いたします。

4目 農林水産業債 1節 農業債 5,310万円の減

5目 1節 商工債 450万円の増

6目 土木債 2節 道路橋梁債 4,910万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費執行見込み等による充当債の増減であります。

7目 1節 消防債 80万円の減

企業版ふるさと納税の寄附金の充当による充当債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

18ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目 議会費 1 8 万 8 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
3 4 1 万 2 千円の増、次ページにわたり、
主に、役場庁舎設備整備事業 3 5 4 万 7 千円の増は、
老朽化により、作動不能となった防火シャッター取替工事費 3 7 4 万円の
計上と事業費確定による電気照明改修工事費 1 9 万 3 千円の減で、
その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 簡易郵便局費 3 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3 目 職員厚生費 2 1 万円の増 次ページにわたり、
人事給与管理 1 5 万 4 千円の増は、厚岸町独自の職員採用試験実施に係る
委託料の計上で、
その他は、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 情報化推進費 7 6 9 万 4 千円の増 次ページにわたり
主に、総合行政情報システム標準化整備 2 7 4 万 8 千円 新規計上は、
令和 7 年度末までに対応するシステム標準化・共通化に伴う委託料の計上、

厚岸情報ネットワーク整備事業 3 2 0 万 9 千円の増は、
主に、施設整備工事費 4 2 9 万 5 千円の増は、I P 告知情報端末等新規設
置に伴う工事費の計上

総合行政情報システム整備事業（介護保険事業） 1 9 3 万 1 千円 新規計
上
介護保険法の制度改正に伴うシステム改修費の計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定及び執行見込みによる増
減であります。

5 目 交通安全防犯費 1 8 万 5 千円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

6 目 行政管理費 1 4 8 万 5 千円の減
町史編さんにおいて、今年度、町民からの聞き取り調査を重点に業務を進め
ているため、業務委託の必要が無くなったことから業務委託料を皆減とする
ものであります。

7目 文書広報費 補正額ゼロ

説明欄記載のとおり、財源内訳補正であります。

8目 財政管理費 16万4千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

10目 企画費 106万5千円の減は、次ページにわたり、

主に、企画一般 44万1千円の増は、

主に、消耗品費 58万9千円の増は、今年度中に開催される見込みの北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の工事着手に係るイベントに対する消耗品の計上

地域おこし協力隊 134万2千円の減は、主に、想定していた隊員の採用がなかったことによる減で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

11目 財産管理費 1万9千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

12目 車両管理費 69万8千円の増 次ページにわたり、

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 47万7千円の増

戸籍住民基本台帳 10万9千円の増は、

主に、手数料 7万1千円の増は、コンビニ交付に係る手数料の計上、

旅券事務 36万8千円の増は、

令和6年度に開始する旅券の電子申請に伴う機器導入委託料の計上であります。

6項 1目 監査委員費 1万8千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費

600万3千円の減 次ページにわたり、

主に、国民健康保険特別会計 388万3千円の減は、繰出金の減

保健福祉総合センター・健康広場 62万5千円の増は、

主に、燃料費は重油代の増と修繕料 44万円は、1階男子トイレ小便器自動制御の改修費及び裏玄関外部自動ドア修繕料の計上、

多機能共生型地域交流センター 42万1千円の増は、電気料の増、

重層的支援体制整備 169万2千円の減は、委託先である厚岸町社会福祉協議会の予定事業規模縮小による委託料の減で、

その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

2目 心身障害者福祉費 294万3千円の減 次ページにわたり
主に、障害支援区分等審査会 3万7千円の増は、審査判定者増による増
自助具給付 11万8千円の増は、給付費の見込みによる増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 心身障害者特別対策費 169万1千円の増は
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 老人福祉費 650万5千円の減 次ページにわたり、
主に、介護保険特別会計 406万2千円の減は、繰出金の減
介護予防・生活支援（高齢者福祉） 43万8千円の増は、
サービス利用者の増による執行見込みによる増
老人福祉施設 219万8千円の増は、
経年劣化などによる施設の修繕料で、その内訳は、特別養護老人ホーム心和
園の多床室側発電機の電圧調整機器修繕に 37万4千円、ユニット側発電
機の始動用蓄電池の交換に 24万9千円、非常灯修繕に 72万6千円、
合併浄化槽放流ポンプ動作不良改修費に 20万6千円、排煙窓修繕に 2
8万6千円、厨房の照明器具の修繕に 7万3千円、デイサービスセンター
男子トイレ手洗場蛇口修繕に 15万4千円、避難口誘導灯など取替修繕に
13万円の計上
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増
減であります。

5目 後期高齢者医療費 1,224万5千円の増は
前年度の療養給付費負担金の精算による増であります。

次ページ

7目 自治振興費 1,320万6千円の増
地域公共交通対策 234万9千円の増は、
デマンドバスの延伸に伴う委託料の増。
地方バス路線維持対策 1,085万7千円の増は、
運行するくしろバスの決算に基づき、バス運行に伴う不足分への補助金の申
請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。
内訳では、生活交通路線 国庫補助金対象である厚岸釧路線が、394万4
千円 新規計上、生活交通路線 みなし運行分が、196万円 新規計上、
生活交通路線 自社キロ経費分が、110万6千円の減、

町単独路線の国泰寺線分 483万円 新規計上、地域内フィーダー系統路線の買物循環線分 122万9千円の新規計上で
計 1, 085万7千円の増であります。

8目 社会福祉施設費 5千円の減
集会所 82万円の増、
主に、修繕料 56万4千円の増は、門静地区集会所男女トイレ用水抜栓修繕に 5万8千円、真栄地区集会所玄関前設置の手摺り及びスロープ修繕に 50万6千円の計上、施設管理委託料 1万8千円の増は、末広地区公民館から集会所への変更に伴う管理人委託料の計上、施設用備品購入 15万2千円は、末広地区集会所新設に伴う備品購入費の計上で、その内容はテレビ及びテレビ台、掃除機をそれぞれ1台整備するものであります。
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う増減であります。

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費 115万7千円の増 次ページにわたり、
主に、子育て支援対策 110万円の増は、
支給対象者見込み増に伴う計上であります。

4目 児童福祉施設費 24万円の増
主に、しんりゅう保育所 23万9千円の増は、
主に、燃料費 灯油代の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

5目 児童館運営費 28万円の増
子夢希児童館ホール引分戸修繕料の計上であります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費

1目 衛生予防費 31万3千円の増 次ページにわたり、
公衆浴場 22万円の増は、経年劣化による煙突修繕に対する補助金の計上
有害動物対策 9万3千円の増は、スズメバチ駆除用消耗品の計上であります。

2目 健康推進費 303万3千円の増 次ページにわたり、
主に、母子保健 28万9千円の増は、出生見込数増に伴う新生児聴覚検査委託料 2万4千円と事務用備品購入 26万5千円は、
寄附金受領による健康教育用新生児モデル人形1体、乳幼児健診用備品ベビースケール1台と乳児用身長計1台ほかの購入費の計上

妊娠・出産包括支援 55万9千円の増は、
主に、産後ケア事業利用見込数の増に伴う補助金 79万円の増
出産・子育て応援 148万6千円の増は、
事業科目「妊娠・出産包括支援」からの変更に伴う地域子育て情報発信システム使用料 19万8千円の計上と令和5年10月から令和6年3月までの交付見込みに伴う出産応援金 75万円及び子育て応援金 50万円の計上
未熟児養育医療給付 70万6千円の増は、給付見込数の増で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

3目 墓地火葬場費 15万2千円の増
主に、斎場 14万3千円の増は、燃料費 灯油代の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4目 水道費 935万5千円の増
水道事業会計 600万円の増は、光熱費の高騰に対する水道事業会計への補助金の増で、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 522万6千円を充当するものであります。
簡易水道事業特別会計 335万5千円の増は、繰出金の増であります。

5目 病院費 1億5千万円の増 次ページにわたり
病院事業会計への負担金及び補助金の計上であります。
現時点における医業収入を見込んでの収支不足補てん分を含め
補正後、総額を5億3,800万円とするものであります。

6目 子ども医療費 91万6千円の増
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

7目 諸費 24万6千円の減
健康管理システム整備事業 25万9千円の増は、
新型コロナウイルスワクチン接種対応に係る健康管理システムの改修費の計上

新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保 50万5千円の減は、
新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に要する事務管理経費の計上で、その内容は、パートタイム会計年度任用職員事務補助員2名分の報酬と会計年度任用職員1名分の雇用に伴う給料、職員手当等の増、予防接種業務委託料 576万4千円の減は、委託先のコールセンター席数を減にしたことによる委託料の減、

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業補助金 507万8千円 新規計上は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、接種促進のための継続的な体制確保の取り組みに要する補助金の計上であります。

2項 環境政策費

4目 ごみ処理費 1億2,202万6千円の増は、次ページにわたり釧路市ごみ最終処分場整備事業 1億2,090万2千円 新規計上は、令和6年4月1日に供用開始される釧路市の最終処分場広域処理に対する整備費用負担金の計上であります。

ごみ処理場管理 112万4千円の増は、主に、燃料費 灯油代17万6千円の増、ショベルローダーラジエター交換に係る修繕料63万8千円の増で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込による増であります。

5目 し尿処理費 80万8千円の増
汚水処理施設電気料及び水道料の増であります。

6目 下水処理費 610万円の増
合併浄化槽設置件数見込み増に伴う補助金の増であります。

5款 農林水産業費 1項 農業費

2目 農業振興費 250万7千円の増 次ページにわたり、主に、新規就農者誘致奨励事業 250万7千円の増は、新規就農者2名分に対する補助金の追加計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込による増減であります。

3目 畜産業費 556万円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

5目 農地費 5,298万7千円の減
主に、水利施設等保全高度化事業 5,171万円の減は、事業主体である北海道において、国費予算の配分調整により、実施設計の内容精査に伴い、事業費が確定したことによる減で、その他説明欄記載のとおり事業費確定による減であります。

6目 牧野管理費 480万2千円の増
主に、町営牧場 609万9千円の増は、主に、燃料費 軽油代、ガソリン代の増と施設電気料の増のほか、修繕料 516万7千円の増は、主に、トラクターほか作業機の修繕料 402万円

の増と大別団地牛舎修繕に 77万円、事務所照明改修費に 37万7千円の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

7目 農業施設費 40万4千円の増
主に、尾幌酪農ふれあい広場 14万3千円の増は、
施設電気料の増のほか、修繕料 13万1千円の増は、施設避難誘導灯2カ所の修繕料の増
農業農村活性化施設整備事業 23万1千円の増は、
数量の設計変更によるインターロッキング改修工事費の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

8目 農業水道費 96万2千円の減 次ページにわたり、
主に、農業水道施設 64万1千円の増は
主に、各浄水場電気料の増のほか、修繕料 29万1千円の増は、配水施設の修繕に 17万4千円の増と公用車修繕に 11万7千円の増
トライベツ取水場整備事業 197万円の増は、設計変更に伴う工事費の増で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

9目 堆肥センター費 159万7千円の増は、
主に、ホイルローダー用タイヤの購入と施設電気料の増のほか、修繕料 107万8千円は、経年劣化による電気高圧開閉器交換の修繕料の計上であります。

3項 水産業費

1目 水産業総務費 77万円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

5目 養殖事業費 283万8千円の増 57ページにわたり
主に、カキ種苗センター 82万5千円の増は、
主に、消耗品費 10万6千円の増は、公用車1台のスタッドレスタイヤの購入、光熱水費 23万7千円の増は、施設の電気料及び水道料の増、修繕料 50万1千円の増は、電気温水器交換や玄関ドアなどの修繕料の増、
カキ種苗生産 66万8千円の増は、
主に、種苗生産に要する飼育室用蛍光灯の購入や施設用資材購入などのほか、
機械器具購入 7万9千円は、デジタルノギスと専用プリンタ各1台の備品

購入費の計上であります。

水産増養殖調査研究 165万5千円の増は、主に、カキの高品質化に向けた調査研究事業の実施に伴うカキ養殖実証試験現地視察旅費と地域づくり総合交付金の補助採択を受け、試験研究用消耗品や分析委託料等の関係経費の計上で、その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込による増減であります。

6目 水産施設費 3千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7目 全国豊かな海づくり大会推進事業費 63万4千円の増
主に、旧消防庁舎シャッターアート制作 18万円の増は、シャッター塗装追加による修繕料の増、
全国豊かな海づくり大会推進 51万4千円の増は、
厚岸町での開催を記念して、カキ種苗センター及び厚岸町社会福祉センターに、設置する行幸啓記念プレート制作費の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

6款 1項 商工費

1目 商工総務費 9千円の増 次ページにわたり
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

2目 商工振興費 50万円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3目 食文化振興費 160万2千円の増
味覚ターミナル・道の駅 160万4千円の増は、
主に、修繕料 160万9千円の増は、経年劣化による各階の非常用照明修繕に 61万9千円と売店の空調ファンユニット取替修繕に 99万円の計上で、その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

4目 観光振興費 5億5,990万5千円の増 次ページにわたり
主に、ふるさと納税 2億6,296万4千円の増は、
寄附金総額12億円を見込んでの返礼品及びふるさと納税支援サービス委託料等の増、
ふるさと納税基金 2億9,698万5千円の増は、
寄附金総額12億円を見込んでの基金積立金の増で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

5目 観光施設費 248万5千円の減 次ページにわたり、
主に、原生花園あやめヶ原整備事業 818万4千円の増は、
「末広海岸広場整備事業」の減額に伴い、充当財源である自然環境整備交付金を北海道の要請により、充当事業を振り替えたことによる事業費の増

末広海岸広場整備事業 1,024万1千円の減は、
厚岸町とオーストラリアクラレンス市との姉妹都市提携40周年記念事業として、令和4年度に整備した案内看板周辺の防護柵等を更新するにあたり、自然環境整備交付金の補助申請をした際に、整備予定地に国有地が含まれていることが判明したため、事業執行を延期したことによる皆減で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費の確定による減及び執行見込みによる増減であります。

7款 土木費

1項 土木管理費

2目 土木車両管理費 49万4千円の増
ダンプトラックなどの車両修繕料の計上であります。

2項 道路橋梁費 1目 道路橋梁維持費 452万5千円の増
次ページにわたり、
主に、道路橋梁管理 192万2千円の増は、町道舗装及び側溝修繕料、管渠清掃手数料の増
道路照明管理 61万3千円の増は、道路照明器具修繕料の増
町道歩道整備事業 83万3千円の増は、
住の江町通り歩道改修工事について、入札執行の残額を活用し、令和6年度に施行予定であったカラー舗装工事に伴う事業費の増
町道舗装整備事業 115万7千円の増は、
車道と歩道の高さ調整に伴い、追加設計による港町2条通り整備実施設計委託料 31万円の増と
松葉町横1の通りの事業数量変更に伴う工事費の増であります。

2目 道路新設改良費 1億3,209万8千円の減 次ページにわたり、
主に、床潭・末広間道路整備事業 1億2,693万6千円の減は、
この事業の財源である、社会資本整備総合交付金の大幅な減額交付決定を踏まえ、事業内の事業費をそれぞれ調整増減するものであります。
その他、説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

3目 除雪対策費 2億4,505万円の増 次ページにわたり
概ね13回分の除雪対策に要する予算計上となります。

3項 河川費 1目 河川総務費 100万9千円の減 次ページにわたり
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4項 都市計画費

1目 都市計画総務費 1万8千円の増
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

3目 下水道費 458万4千円の増は
説明欄記載のとおり、繰出金の増であります。

5項 公園費 1目 公園管理費 18万5千円の増 次ページにわたり
主に、修繕料 15万4千円の増は、太田農村公園池の排水修繕料の計上で
あります。

6項 住宅費

2目 住宅管理費 221万9千円の増
主に、町営住宅 219万2千円の増は、主に、各団地の修繕料の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8款 1項 消防費 1目 常備消防費 605万9千円の減
次ページにわたり

鉏路東部消防組合 584万2千円の減は、
主に、令和4年度決算に伴う繰越金の増と各分団の修繕料、職員人事異動に
よる給与費などの増減のほか、その他説明欄記載のとおり、事業費確定に伴
う鉏路東部消防組合 厚岸消防署分の投資的経費に対する負担金の増減であ
ります。

2目 災害対策費 86万円の増 次ページにわたり、
主に、災害対策 12万7千円の増は、
大型防災備蓄倉庫の電気料の増及び基本料の値上げによる衛星携帯電話料の
増
防災行政無線 41万4千円の増は、
主に、防災行政無線の戸別受信機交換作業等に係る手数料の増と機械器具購
入 8万7千円の増は、無線受信機アンテナの購入費の計上
災害避難場所 15万2千円の増は、
耐用年数を迎える6ヵ所のAED用除細動パッド購入費の計上
防災備蓄倉庫整備事業 9万3千円の増は、単価増に伴う屋外用テント購入

費の増で、その他、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う増及び執行見込みによる増減であります。

9 款 教育費 1 項 教育総務費

2 目 事務局費 補正額ゼロ

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 教育振興費 4 5 万 5 千円の減

部活動地域移行検討協議会について、所管課の変更に伴う予算振替による減であります。

2 項 小学校費 次ページ

1 目 学校運営費 1 5 7 万 8 千円の増

主に、真龍小学校と太田小学校の施設灯油代及び電気料の増のほか、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 学校管理費 2 2 5 万 1 千円の増は、

主に、各小学校施設及び備品の修繕料の計上であります。

3 目 教育振興費 9 1 万 7 千円の増

説明欄記載のとおり、地場産食材の活用及びふるさと給食の回数増に伴う賄材料費の増であります。

4 目 諸費 2 1 0 万円 新規計上

新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染症の拡大防止に伴う各小学校における感染症対策に要する整備として、各学校保健室へ設置型の空調機の購入費の計上であります。

3 項 中学校費 次ページ

1 目 学校運営費 3 4 8 万 6 千円の増

主に、厚岸中学校ほか 2 校の施設の灯油代、重油代及び電気料などの増のほか、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 学校管理費 1 0 万円の減

学校管理 4 1 万 1 千円の増は、

主に、各中学校施設及び備品の修繕料の増で、その他、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う増減であります。

3 目 教育振興費 6 1 万 1 千円の増 次ページにわたり

説明欄記載のとおり、地場産食材の活用及びふるさと給食の回数増に伴う賄

材料費の増であります。

4 目 諸費 210 万円 新規計上

新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染症の拡大防止に伴う各中学校における感染症対策に要する整備として、各学校保健室へ設置型の空調機の購入費の計上であります。

5 項 社会教育費

2 目 生涯学習推進費 28 万 5 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 文化財保護費 20 万 8 千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

5 目 博物館運営費 47 万 8 千円の増は、

主に、施設用重油代と電気料の増のほか、修繕料 8 万 8 千円の増は、展示ケース内部照明など館内備品修繕料の計上であります。

次ページ

6 目 情報館運営費 47 万 1 千円の減

主に、厚岸情報館 80 万 1 千円の増は、

主に、施設電気料の増のほか、修繕料 33 万 2 千円の増は、施設暖房機器の修繕の計上、施設清掃委託料 16 万 9 千円の増は、業務単価上昇に伴う委託料の増、

厚岸情報館分館 8 万 2 千円の増は、

新図書管理システム更新によるインターネット回線の変更に伴う利用料の増と機械器具購入 1 万 4 千円は、故障により使用不能となったDVDプレーヤー1台の購入費の計上で、その他、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う減であります。

6 項 保健体育費

2 目 社会体育費 205 万 6 千円の増は、

部活動地域移行検討協議会について、所管課の変更に伴う予算振替による増スポーツ施設 180 万 3 千円の増は、

施設用灯油代及び電気料の増のほか、修繕料 91 万 1 千円の増は、公用車修繕に4万2千円、海洋センター窓ガラス修繕に 1 万 6 千円、宮園公園パークゴルフ場木製橋修繕に 77 万円、宮園公園第3駐車場外灯修繕に 8 万 3 千円の計上であります。

次ページ

3目 温水プール運営費 187万1千円の増

主に、施設用重油代及び電気料、水道料の増のほか、修繕料 16万円は、故障による給油ポンプ修繕 2万2千円、塩素注入ポンプ取替修繕に 13万8千円の計上であります。

4目 学校給食費 247万7千円の増は、

主に、施設用重油代及び電気料の増のほか、修繕料 37万5千円の増は、調理器具の修繕に 19万3千円と貫流ボイラーバーナー部品取替修繕の4万6千円、洗浄室混合栓取替修繕に 3万7千円、調理室床下蒸気管取替修繕に 9万9千円の施設修繕料の計上であります。

11款 1項 公債費 1目 元金 7万6千円の減

平成24年度に発行した臨時財政対策債について、10年目の金利見直しが行われ借入時の金利 0.6%が0.4%となり

残り10年間の元利均等払いの償還年次表の再計算が行われ補正計上するものであります。

この金利見直しにより後年度の金利支払い額が約7万6千円、軽減となるものであります。

2目 利子 141万円の減 次ページにわたり

元金でご説明いたしました金利見直し分を含め

令和4年度長期債の借入実行による利子確定に伴う減であります。

12款 1項 1目 給与費 6,679万5千円の減 次ページにわたり

特別職・一般職員等人件費 4,468万9千円の減

職員の採用・退職、昇格、会計間異動など

それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整増減で、

会計年度任用職員人件費 2,210万6千円の減

職員の採用・退職など

それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整増減であります。

なお、92ページから95ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

6 ページをお開きください。

第2表 地方債補正 追加であります。

脱炭素化推進事業 470万円

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

次に、変更であります。

緊急防災・減災事業 460万円の減

公共施設等適正管理推進事業 490万円の減

辺地対策事業 9, 470万円の減

過疎対策事業 1億1, 600万円の増

草地開発事業 130万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

7 ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和4年度末、現在高、125億259万2千円

令和5年度中、起債見込額、7億7, 130万円

令和5年度中、元金償還見込額、9億8, 209万7千円

補正後の令和5年度末、現在高見込額は、

122億9, 179万5千円となるものであります。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

次に、議案第87号であります。

議案第 87 号

令和 5 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和5年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（2回目）
令和5年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、338万3千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13億7,852万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3 款3 項、
歳出では、4 款5 項にわたって、
それぞれ、338万3千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
6 ページをお開き願います。
歳入であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 1 節 保険給付費等交付金
保険給付費等交付金 特別交付金 28万9千円の減
収入見込みによる減であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金
388万3千円の減
補正財源調整に伴う減額補正であります。

8 款 諸収入 3 項 雑入 1 目 第三者納付金
1 節 賠償金 78万9千円の増
収入見込による賠償金の増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 2 1 1 万 8 千円の減
職員人件費 1 2 8 万 3 千円の減は

説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減であります。

なお、1 2 ページから 1 4 ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

国民健康保険一般 8 3 万 5 千円の減は、

説明欄記載のとおり、各負担金確定による増減であります。

5 項 1 目 特別対策事業費 1 7 7 万 2 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる会計年度任用職員人件費の減であります。

次ページ

3 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費納付金 増減なし
財源内訳補正の計上であります。

6 款 保健事業費 1 項 1 目 特定健康診査等事業費 7 千円の増
特定健診用端末のソフト使用料の計上であります。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金 1 目 保険税還付金
保険税還付 5 0 万円の増
国民健康保険税還付金の増であります。

以上で、議案第 8 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 8 8 号であります。

議案第 88 号

令和 5 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和5年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（2回目）
令和5年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、43万1千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億6,378万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、5 款6 項、
歳出では、3 款3 項にわたって、
それぞれ、43万1千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
8 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目 水道使用料
1 節 計量使用料 157万8千円の増
3 節 過年度収入 2万9千円の増
それぞれ、収入見込による増額補正であります。

2 項 手数料 1 目 水道手数料 1 節 給水工事手数料 9千円の減
新設給水工事見込みなどに伴う手数料の減であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金 335万5千円の増
補正財源調整に伴う増額補正であります。

6 款 1 項 1 目 繰越金
1 節 前年度繰越金 101万8千円 新規計上
補正財源調整に伴う繰越金の計上であります。

8款 諸収入 1項 1目 1節 雑入 46万円の増
水道管破損補償費 52万円 新規計上は、道営事業に伴う水道管の破損補償費の計上、
消費税及び地方消費税還付金 6万円の減は収入確定による減であります。

9款 1項 町債 1目 水道債 2節 公営企業会計適用債 600万円の減は、
説明欄記載のとおり、事業費確定による充当債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。
歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 9万2千円の減
主に、職員人件費 593万4千円の増は
説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減であります。
なお、14ページから16ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

簡易水道事業法適用推進 602万6千円の減
説明欄記載のとおり、執行額確定による減であります。

2款 水道費 1項
1目 水道事業費 57万1千円の増は 次ページにわたり
水質検査 92万円の減は、
執行見込確定による検査委託料の減。
簡易水道施設 198万5千円の増は、
主に、各水道施設の電気料及び施設修繕料の計上、
検満及び新設メーター整備事業 42万4千円の減は、主に、
新設メーター器取付見込の減、
上尾幌地区配水管整備事業 7万円の減は、事業費の確定による減であります。

4款 1項 公債費 2目 利子 4万8千円の減
令和4年度長期債、借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。
1ページへお戻り願います。

第2条 地方債の補正であります。
地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。
第2表 地方債補正 変更であります。

公営企業会計適用債 600万円の減
起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄
令和4年度末、現在高 1億8,158万円
令和5年度中、起債見込額 6,580万円
令和5年度中、元金償還見込額 431万3千円
補正後の令和5年度末現在高見込額は、
2億4,306万7千円となるものであります。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

続きまして、議案第89号であります。

議案第 89 号

令和 5 年度 厚岸町下水道事業特別会計補正予算

(1 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和5年度 厚岸町 下水道事業 特別会計補正予算（1 回目）

令和5年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4, 474万4千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6億3, 719万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、6 款6 項、

歳出では、2 款3 項にわたって、

それぞれ、4, 474万4千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 分担金及び負担金 2 項 負担金

1 目 下水道費負担金 48万2千円の増

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料

1 目 下水道使用料 101万4千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増であります。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 1 目 下水道費国庫補助金

1 節 下水道事業費補助金 2, 262万1千円の減

社会資本整備総合交付金について、配分額の確定による減であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金

458万4千円の増

補正財源調整に伴う増額補正であります。

6 款 諸収入 2 項 1 目 1 節 雑入 9 6 0 万 3 千円の減
冬期節電プロジェクト参加特典収入 9 万 2 千円 新規計上は、
国の節電プログラム促進事業に基づく収入の計上、
消費税及び地方消費税還付金 9 6 9 万 5 千円の減は、収入額確定による減
であります。

7 款 1 項 町債 1 目 下水道債
1 節 下水道事業債 1, 8 6 0 万円の減
事業費の執行見込みに伴う充当事業債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

1 0 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費 1 目 一般管理費
3 7 1 万 3 千円の減は、
主に、
職員人件費 3 7 0 万 5 千円の減は、説明欄記載のとおり、職員人件費の増
減のほか、説明欄記載のとおり、執行見込による減であります。
なお、1 6 ページから 1 8 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 目 管渠管理費 1 3 0 万 6 千円の増は、
主に、各ポンプ場電気料と施設修繕料の増のほか、説明欄記載のとおり、執
行見込みにによる増減であります。

3 目 処理場管理費 2 4 9 万 5 千円の増は、次ページにわたり
主に、終末処理場電気料の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによ
る増であります。

4 目 普及促進費 8 6 万 4 千円の減は、
説明欄記載のとおり、執行見込みにによる補助金の減であります。

2 項 下水道事業費 1 目 公共下水道事業費 4, 3 9 5 万 7 千円の減
公共下水道事業 補助 4, 4 2 6 万 4 千円の減は、
社会資本整備総合交付金の交付決定を受けて、事業費調整及び事業費確定に
伴う増減、

公共下水道事業 起債 30万7千円の増は、次ページにわたり、説明欄記載のとおり、職員人件費及び執行見込みによる増減であります。

3款 1項 公債費 2目 利子 1万1千円の減は、令和4年度長期債、借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 1,860万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和4年度末、現在高 28億2,605万円

令和5年度中、起債見込額 8,380万円

令和5年度中、元金償還見込額 2億6,988万2千円

補正後の令和5年度末現在高見込額は、

26億3,996万8千円となるものであります。

以上で、議案第89号の説明を終わります。

続きまして、議案第90号であります。

議案第 90 号

令和 5 年度 厚岸町介護保険特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和5度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（2回目）

令和5年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,671万2千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11億7,151万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに、6 款8 項にわたって、
それぞれ、2,671万2千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

3 款 分担金及び負担金 1 項 負担金

1 目 1 節 地域支援事業負担金 18万9千円の増

説明欄記載のとおり、サービス利用者数見込みによる増であります。

4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 1 節 介護給付費負担金
625万3千円の減

2 項 国庫補助金 1 目 1 節 財政調整交付金 248万6千円の減

2 目 1 節 保険者機能強化推進交付金 75万円の減

7 目 地域支援事業交付金 3 節 社会保障充実事業交付金 15万9千円
の減

8 目 1 節 保険者努力支援交付金 40万8千円の減

5 款 1 項 支払基金交付金 1 目 1 節 介護給付費交付金 857万4
千円の減

6 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 1 節 介護給付費負担金 406
万8千円の減

2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金

3 節 社会保障充実事業交付金 7万9千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、サービス事業の見込みに伴う交付金の減で

あります。

8 款 繰入金 1 項 1 目

1 節 一般会計繰入金 406 万 2 千円の減は、
補正財源調整に伴う減額補正であります。

10 款 諸収入 2 項 3 目 1 節 雑入 6 万 2 千円の減
説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

48 万円の減、

主に、職員人件費 47 万 9 千円の減は、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減であります。

なお、16 ページから 18 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。
その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3 項 1 目 介護認定審査会費 14 万 1 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 認定調査等費 28 万円の増 次ページにわたり、
会計年度任用職員人件費 12 万 6 千円の増は、職員人件費の執行見込みによる増減、介護認定調査 15 万 4 千円の増は、主治医意見書作成手数料の見込件数の増に伴う手数料の増であります。

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費

1 目 居宅介護サービス給付費 3,175 万 3 千円の減
説明欄記載のとおり、給付見込みによる減であります。

4 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費

1 目 包括的支援事業等事業費 9 千円の増は
説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減であります。

2 目 任意事業費 1 万 5 千円の増は、次ページにわたり
執行見込みによる会計年度任用職員報酬及び費用弁償の減、
配食サービス事業委託料 6 3 万 1 千円の増は、サービス利用者数見込みによる増であります。

5 目 認知症総合支援事業費 職員人件費 4 1 万 2 千円の減は
説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減であります。

3 項 介護予防・生活支援サービス事業費

1 目 総合事業サービス費 5 8 万円の増

説明欄記載のとおり、サービス利用者見込みによる増であります。

5 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金費 5 0 6 万 2 千円の増は、
次ページにわたり、
前年度の介護保険事業の実績に伴う積立金の計上であります。

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

2 目 償還金 2 7 万 8 千円の増は、

前年度の介護給付費国庫負担金等の精算返還金であります。

8 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費

1 目 包括的支援事業費 1 5 万円の減は、

説明欄記載のとおり、執行見込による職員人件費の増減であります。

以上で、議案第 9 0 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 9 1 号であります。

議案第 9 1 号

令和 5 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算

(1 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和5年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（1回目）
令和5年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、323万8千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7,946万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、2 款2 項、
歳出では、1 款1 項にわたって
それぞれ、323万8千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
6 ページをお開き願います。
歳入であります。

7 款 1 項 1 目 繰越金 1 節 前年度繰越金
323万5千円 新規計上
補正財源調整としての計上であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 1 節 雑入 3 千円の増
介護保険認定調査委託料の新規計上であります。
以上で、歳入の説明を終わります。
8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費 323万8千円の増

職員人件費 86万9千円の減、会計年度任用職員人件費 210万2千円
の減は、それぞれ説明欄記載のとおり、職員人件費の増減で、12 ページか
ら14 ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

介護老人保健施設サービス 620万9千円の増 は次ページにわたり
主に、消耗品費 18万8千円の増は、給食材料費の増
病院事業運営管理共通経費負担金 589万6千円は、主に、薬品費や電気
料、水道料など光熱水費の増に伴う増のほか、その他執行見込みによる増減
であります。

以上を持ちまして、

議案第86号 令和5年度厚岸町 一般会計 補正予算4回目から
議案第91号 令和5年度厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予
算1回目までの提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 9 2 号 令和 5 年度厚岸町水道事業会計補正予算
(1 回目)

提案理由説明書

議案第 9 2 号、令和 5 年度厚岸町水道事業会計補正予算（1 回目）の内容について

1 ページ

第 1 条 総則、令和 5 年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量の補正であります。

主な建設改良事業について

配水管布設替等事業を、4 1 0 万 7 千円減額し、5, 7 8 5 万 3 千円に、
設備整備事業を、2 3 3 万 2 千円減額し、2, 5 1 6 万 8 千円に、
上水道地区地下水源調査業務等を、1 9 7 万 7 千円減額し、
2, 3 5 7 万 3 千円に、
上水道地区送配水管基本計画委託業務を、6 2 4 万円皆減とするものであります。

第 3 条 収益的収入及び支出の補正であります。

収入

- 1 款 水道事業収益を 4 7 5 万 7 千円増額し、
3 億 1, 4 1 5 万 8 千円とするもので、
内訳は、
- 2 項 営業外収益が、4 7 5 万 7 千円の増であります。

支出

- 1 款 水道事業費用を 1, 9 0 7 万 8 千円増額し、
2 億 8, 8 2 8 万 5 千円とするもので、
内訳は、
- 1 項 営業費用が、1, 7 6 1 万 8 千円の増。
- 2 項 営業外費用が、1 4 6 万円の増であります。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書で説明します。

第4条 資本的収入及び支出の補正であります。

1 ページから2 ページに渡り。

収入

1 款 資本的収入を1, 281万8千円減額し、
1億79万8千円とするもので、

内訳は、

1 項 企業債が、330万円の減。

2 項 補助金が、127万8千円の減。

6 項 補償金が、824万円の皆減であります。

支出

1 款 資本的支出を1, 422万2千円減額し、
2億4, 135万8千円とするもので、

内訳は、

1 項 建設改良費が、1, 420万9千円の減。

2 項 企業債償還金が、1万3千円の減であります。

10 ページの補正予算説明書をお開き願います。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益

2 項 営業外収益

1 目 受取利息及び配当金は、7千円の増。

他会計への短期貸付けに伴う利息の増。

2 目 他会計補助金は、600万円の増。

地方創生臨時交付金の電気料高騰影響を受ける水道事業会計への補助金の増。

3 目 長期前受金戻入は、36万4千円の減。

建設改良事業量の減に伴う減。

5目 消費税還付金は、99万2千円の皆減。

この度の補正における消費税計算に伴い消費税の支払いが生じることによるものであります。

6目 雑収益は、10万6千円の増。

施設の動力契約相手である北海道電力の冬季節電プロジェクト節電達成特典による収益増であります。

収益的支出

1款 水道事業費用

1項 営業費用

1目 原水及び浄水費は、1, 211万3千円の増。

主に

17節 委託料が、各委託業務の執行額確定による123万5千円の減。

19節 賃借料が、厚岸浄水場内の非常用発電設備の故障に伴うレンタル発電機のリース代63万6千円の増。

20節 修繕費が、水道施設内設備修理6件が増加したことによる237万円の増。

24節 動力費が、水処理に応じた動力費増加に伴う154万7千円の増。

25節 薬品費が、原水水質の悪化に伴う854万7千円の増のほか、各節説明欄記載した増であります。

2目 配水及び給水費は、603万円の増。

17節 委託料が、上水道地区水道管各地域個別漏水調査委託業務の増加による23万円の増。

20節 修繕費が、大きな規模の配管修理の増加に伴う578万6千円の増のほか、各節説明欄に記載した増減であります。

11ページ

4目 総係費は、22万4千円の減。

主に

2節 手当について、給与改定に伴う期末・勤勉手当支給額の増のほか、各節執行見込みを勘案した増減で、内容は、説明欄記載のとおりであります。

5 目 減価償却費は、2 万 6 千円の減。

令和 4 年度の建設改良事業の執行額が確定したことなどによる減。

6 目 資産減耗費は、2 7 万 5 千円の減。

令和 5 年度水管布設替えの一部除却距離の減少に伴う資産減耗費の減。

2 項 営業外費用

1 目 支払利息及び企業債取扱諸費は、3 万 3 千円の増。

令和 4 年度分の企業債借入額及び企業債利率確定による増。

2 目 消費税及び地方消費税は、1 4 2 万 7 千円の増。

建設改良工事費の予定額確定に伴い見込まれる納付額の増。

1 2 ページ

資本的収入

1 款 資本的収入

1 項 1 目 企業債は、3 3 0 万円の減。

配水管更新工事 1 件の見送りと 1 件の配水管更新工事等の追加に伴う精査であります。

2 項 補助金

1 目 国庫補助金は、1 1 9 万 7 千円の減。

実施設計委託業務執行確定による減。

2 目 道補助金は、8 万 1 千円の減。

工事執行額確定による減。

6 項 1 目 補償金は、8 2 4 万円の皆減。

当初 2 件の配水管等補償金として計上していた、床潭末広間道路配水管布設替工事の見送りに伴う減に加え、尾幌糸魚沢間道路の新設に伴い尾幌地区の送配水管移転に伴う設計費補償費を計上したが、補償相手側の道路設計見直しに伴い設計補償費の見送りによる減であります。

1 3 ページ

資本的支出

1 款 資本的支出

1 項 1 目 建設改良費は、1 6 5 万 2 千円の減。

当初予定していた床潭末広間道路配水管布設替工事の見送りに伴う 1 件の減に加え、大きな漏水により急遽 1 件の追加工事が必要になった港町 3 条通り配水管布設替え工事が増のほか執行額確定に伴う減であります。

2 目 総係費は、1, 3 0 0 万 4 千円の減。

1 7 節 委託料が、説明欄に記載した執行額確定に伴う減。

4 目 固定資産購入費は、4 4 万 7 千円の増。

7 節 工具、器具及び備品購入費が、水質検査に使用する蒸留水製造装置の動作不良による交換購入に伴う増のほか執行額確定によるものであります。

2 項 1 目 企業債償還金は、1 万 3 千円の減。

令和 4 年度に借入れた企業債の償還利率の確定による減。

1 ページ下段へ戻り

第 4 条の本文括弧書き

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1 億 4, 1 9 6 万 4 千円は

当年度分損益勘定留保資金 1 億 2 7 9 万 9 千円

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 5 4 2 万 5 千円

建設改良積立金 1, 1 7 4 万円

及び 減債積立金 1, 2 0 0 万円」を

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1 億 4, 0 5 6 万円は

当年度分損益勘定留保資金 1 億 2 8 6 万 2 千円

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 1 6 3 万 6 千円

建設改良積立金 2, 0 0 0 万円

及び 減債積立金 6 0 6 万 2 千円」に改めるものであります。

2 ページ中段

第5条 企業債の補正であります。

企業債の予定額を330万円減額し7,310万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費について、35万2千円減額し、2,179万7千円とするものであります。

第7条 他会計からの補助金の補正であります。

第2号 水道事業企業債利息償還補助について、600万円増額し、他会計補助金総額を2,516万1千円とするものであります。

第8条 たな卸資産購入限度額の補正であります。

たな卸資産である薬品費の購入品の変更に伴い592万9千円増額するため、たな卸資産の購入限度額1,795万円を2,387万9千円に改めるものであります。

3ページと4ページは、補正予算実施計画。

5ページは、水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書。

6ページから9ページは、給与費明細書。

14ページと15ページは、予定貸借対照表。

16ページと17ページは、会計処理の基準や手順を示した注記であります。

以上が、令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 9 3 号

令和 5 年度厚岸町病院事業会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書

議案第93号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算、1回目について、その内容をご説明いたします。

議案書、1ページをお開きください。

第1条 総則、令和5年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量の補正であります。

(2) 患者数について、年間延べ患者数では、4,860人の減で、5万3,388人とするもので、内訳として、入院患者数については増減はなく、外来患者数では、4,860人減の4万1,310人とするものであります。1日平均患者数では、20人減の203人、内訳として、入院患者数については増減はなく、外来患者数では、20人減の170人とするものであります。

次に、(3) 主な建設改良事業について、建設工事事業では、40万7千円を減額し、4,200万9千円に、器械備品整備事業では、585万2千円を減額し、5,756万3千円とするものであります。

第3条 収益的収入及び支出の補正並びに第4条 資本的収入及び支出の補正は、補正予算説明書でご説明いたします。

13ページをお開きください。はじめに、収益的収入であります。

1款 病院事業収益、1億6,615万2千円の増

1項 医業収益、3,243万円の減

2目 外来収益、3,523万5千円の減、延べ外来患者数4,860人、1日あたり20人の減を見込んでの減額であります。

3目 その他医業収益、776万8千円の増、内訳として、主に、3節 その他医業収益、771万9千円の増は、訪問・通所リハビリテーション収入として、160万5千円の増、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料として、557万9千円の増であります。

4目 負担金、1節 一般会計負担金 496万3千円の減、主に、救急医療対策費補助の減であります。

2項 医業外収益、1億9,858万2千円の増

4目 他会計補助金、3,984万5千円の増、主に、医師等確保対策経費補助として、4,162万円の増、

5目 他会計負担金、1億2,077万7千円の増、主に、不採算地区病院運営費補助として、1億1,709万3千円の増のほか、内訳は、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6目 負担金交付金、589万6千円の増、介護老人保健施設事業運営管理共通経費負担金の増であります。

8目 道補助金、3,206万4千円の皆増、

医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金は、電気料等負担増に伴う補助金で、一般病棟1床あたり1万2千円、55床分として66万円の新規計上、

感染症病床確保促進事業費補助金は、一般病棟における新型コロナウイルス感染患者のための感染症病床の確保と運用に係る補助金で、本年4月から9月末までに係る延1,494床分として、3,140万4千円の新規計上であります。

以上で、収益的収入を終わります。

次に、14ページ、収益的支出であります。

1款 病院事業費用、2,301万6千円の減

1項 医業費用、1,338万1千円の減

1目 給与費、1,526万3千円の減、1節 給料、1,047万2千円の減、2節 職員手当等、838万円の減、3節 法定福利費、95万6千円の減は、主に、医師及び看護師の新規採用見込み分の減、5節 賞与引当金繰入額、199万7千円の増は、次年度支給見込み増による増、6節 報酬、254万8千円の増は、主に、支援医師確保による増で、その他はそれぞれ説明欄記載のとおりであります。

なお、7ページから12ページにわたり、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

2目 材料費、392万7千円の増、内訳として、1節 薬品費、263万4千円の増は、主に、新型コロナウイルス感染患者に処方した医薬品の増、2節 診療材料費、129万3千円の増であります。

3目 経費、17万9千円の増、内訳として、主に、6節 光熱水費、111万6千円の減は、電気料で当初予算の段階では北海道電力より単価増の通知がありこれを見込み予算計上しておりましたが、現時点において単価増が見送られたことによる電気料の減、12節 修繕費、186万6千円の増は、医療器械及び施設修理費の増、15節 委託料、20万5千円の減は、15ページにわたり、それぞれ事業費確定による増減であります。18節 負担金、75万3千円の減は、支援医師に係る医師派遣負担金の減であります。

6目 研究研修費、222万4千円の減は、主に、2節 旅費交通費の減であります。

2 項 医業外費用、9 6 3 万 5 千円の減

2 目 医療技術員確保対策費、4 節 負担金、8 8 3 万 7 千円の減は、看護師派遣負担金の減、

3 目 雑損費、1 節 不用品売却原価その他雑損費、7 9 万 8 千円の減で、貯蔵品に係る仮払消費税の減であります。

以上で、収益的支出を終わります。

次に、1 6 ページ、資本的収入であります。

1 款 資本的収入、6 2 5 万 9 千円の減

1 項 1 目 企業債、4 0 万円の増

2 項 補助金、6 6 5 万 9 千円の減

1 目 他会計補助金、5 6 5 万 9 千円の減

2 目 国庫補助金、1 0 0 万円の減

それぞれ、事業費確定に伴う充当財源の補正であります。

以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出であります。

1 款 資本的支出、1 項 建設改良費、6 2 5 万 9 千円の減

1 目 建設工事費、4 0 万 7 千円の減

2 目 固定資産購入費、5 8 5 万 2 千円の減

それぞれ説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う減であります。

以上が、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正内容であります。

2 ページにお戻りください。

第 5 条 企業債の補正であります。

予算第 5 条に定めた企業債の建設工事事業について、その限度額を 4 0 万円増額し、2, 2 0 0 万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法

については、変更ありません。

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費を1,526万3千円減額し、7億9,842万7千円とするものであります。

第7条 他会計からの補助金の補正であります。合計で、1億5,000万円を増額し、補助金の総額を、5億3,800万円とするもので、前年度同時期とほぼ同額で、内訳はそれぞれ記載のとおりであります。

3ページ、第8条 たな卸資産購入限度額の補正であります。たな卸資産購入限度額を285万9千円減額し、1億5,002万6千円とするものであります。

4ページから5ページは、補正予算実施計画、

6ページは、補正予定キャッシュ・フロー計算書、

17ページから19ページまでは、予定貸借対照表と注記であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第93号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算、1回目の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。